

誰もがお互いを尊重し合い  
笑顔いっぱい  
共に輝いて生きるまち はんのう



第5次 飯能市障害者計画  
第7期 飯能市障害福祉計画  
第3期 飯能市障害児福祉計画

令和6年3月  
飯能市



誰もがお互いを尊重し合い  
笑顔いっぱい  
共に輝いて生きるまち はんのう

第5次 飯能市障害者計画  
第7期 飯能市障害福祉計画  
第3期 飯能市障害児福祉計画

令和6年3月

飯 能 市



## 市民との対話によるまちづくり

～誰もがお互いを尊重し合い笑顔いっぱい

共に輝いて生きるまちの実現に向けて～



私は年に数回、まちなかのあるレストランにお邪魔し、おいしい手作りランチをいただいております。そのレストランは伺うたびにほぼ満席、お客様のたくさんの笑顔や笑い声にふれ、障害のある人たちも、それぞれの得意分野をいかしワークシェアリングにより生き生きと働いてる姿を拝見します。

一方では、お一人様でゆっくり過ごされたい方への配慮も感じられます。様々なお立場の方を懐深く受け止め、わけへだてなく対話がされており、とてもうれしく温かい気持ちになります。

また、地元の農家さんや商店街から仕入れた食材により地産地消を実践し、高齢の方への配達ではゆっくりと世間話をするなど、地域とのつながりも深く、まさしく地域共生の取組モデルの一例であると実感しています。

飯能市では、障害のある人の暮らしや就労を支援する人や仕組みが、徐々に充実してまいりました。他に先駆けてソーシャルインクルージョンの理念を掲げ、障害のある人やそのご家族の参画による議論と実践を繰り返し、協議を積み上げてきた成果だと思えます。

しかしながら、障害のある人への情報保障や意思決定支援、差別の解消など権利擁護の取組など課題はつきません。本計画では「障害の社会モデル」の視点を踏まえ市民の皆様との対話により、障害福祉施策をさらに推進してまいります。

計画策定にあたり、障害者団体や家族会の皆様にはヒアリングなどのご協力を、また、市民の皆様にもたくさんのご意見をいただきました。計画策定にご意見をいただきました皆様と飯能市障害福祉審議会並びに飯能市障害者支援協議会にご参画いただいた皆様のご尽力に感謝を申し上げますとともに、飯能市の障害福祉施策の推進に向けて、引き続き皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年3月

飯能市長 **新井重治**

- 目次 -

第1編 総論	1
第1章 計画策定にあたって	2
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の位置付け・期間	3
3 計画の対象	6
4 計画の策定体制等	6
5 計画の推進と進行管理	8
第2章 飯能市の現状	10
1 総人口・年齢3区分別人口、世帯数	10
2 障害のある人等の現状	11
第3章 第4次飯能市障害者計画の実績	17
1 第4次飯能市障害者計画の成果と課題	17
2 第5次飯能市障害者計画の視点	21
第2編 第5次飯能市障害者計画	25
第1章 計画の基本的な考え方	26
1 基本理念	26
2 施策の体系	27
第2章 施策の内容	28
基本目標1 福祉意識の醸成と地域の福祉力の向上	28
基本目標2 障害者差別の解消と権利擁護の推進	31
基本目標3 地域の相談支援体制と生活支援の充実	37
基本目標4 共に学び育つ保育・療育・教育の充実	44
基本目標5 保健・医療の充実	48
基本目標6 多様な就労への支援	55
基本目標7 文化芸術活動、スポーツ、余暇・レクリエーション活動への支援	57
基本目標8 安心・安全で住みよいまちづくりの推進	59
第3編 第7期飯能市障害福祉計画	63
はじめに	64
第1章 成果目標	65
1 福祉施設入所者の地域生活への移行	65
2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	66
3 地域生活支援の充実	67
4 福祉施設から一般就労への移行等	68
5 相談支援体制の充実・強化等	70
6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	72
第2章 障害福祉サービス等の見込み	74
1 障害福祉サービスの見込み	74
2 障害福祉サービスの確保のために	93

3	地域生活支援事業の見込み.....	95
4	地域生活支援事業の確保のために.....	101
第4編	第3期飯能市障害児福祉計画.....	103
	はじめに.....	104
第1章	成果目標.....	105
1	児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実.....	105
2	主に重症心身障害のあるこどもを支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保.....	106
3	医療的ケアを要するこどもを対象にした支援のための関係機関の協議の場の充実及びコーディネーターの配置.....	107
第2章	障害児福祉サービスの見込み.....	108
1	障害児福祉サービスの見込み.....	108
2	障害児福祉サービスの確保のために.....	112
資料編	.....	113
1	アンケート調査結果の主な内容.....	114
2	策定体制.....	140
3	策定経過.....	143

◆「障害」の表記方法について◆

本計画書では、国内法令に従い「障害」は漢字表記としています。

※第2編「第2章 施策の内容」に記載した【関連課等】の所属名については、令和6年4月1日現在の名称で掲載しています。





# 第1編 総論

# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

国の障害者施策は、障害者基本法第1条に規定されるように、すべての国民が障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重され、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すものとして、基本的な方向を定めています。

また、国では平成19年に障害者の権利に関する条約（以下、「権利条約」という。）に署名し、以降「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」等の国内法を制定し、平成26年1月に同権利条約を批准し障害者の権利擁護を推進しています。さらには「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」を制定し、情報の取得利用・意思疎通が行いやすい環境づくりなどを進めています。

本市では、第2次飯能市障害者計画により、すべての人々を社会の一員として包み合うという「ソーシャルインクルージョン<sup>※1</sup>」を理念に掲げるとともに、障害のある人等<sup>※2</sup>のニーズを中心に据えるために様々な場面で障害のある人やそのご家族の参画を進め計画的に障害福祉施策の推進に取り組んできました。

第5次飯能市障害者計画は、権利条約の理念を尊重し、国の施策動向を踏まえつつ、障害の有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら、共に生きる社会を実現するため、「障害の社会モデル<sup>※3</sup>」の考え方に基づき、障害のある人等の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

第7期飯能市障害福祉計画は障害のある人等、第3期飯能市障害児福祉計画は障害のある子どもや、医療的ケアの必要がある子どもの地域生活を支援するためのサービス基盤等に係る成果目標を設定するとともに、サービスの必要量を見込み、その提供体制の確保を図るために策定するものです。

本市では、この3つの計画を一体的にとらえ障害福祉施策を推進するものです。

※1 「ソーシャルインクルージョン」とは、「社会的包摂」とも訳され、「すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う」という理念をいいます。

※2 「障害のある人等」については、6ページを参照してください。

※3 「障害の社会モデル」とは、「障害＝バリア」は社会（モノ、環境、人的環境等）と個人の心身機能の障害があいまって作りだされているものであり、その障壁を取り除くのは社会の責務であるとし、社会全体の問題として捉える考え方です。

## 2 計画の位置付け・期間

### (1) 計画の位置付け

「飯能市障害者計画」は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」として策定するものです。

国や埼玉県のパ画及び市の状況を踏まえ、障害のある人等の自立及び社会参加の支援等の施策の推進及び社会への参加を制約する社会的な障壁の除去を進めるため、市が様々な関係者と協働し取り組むべき施策を総合的に推進するために定める計画です。

「飯能市障害福祉計画」は、障害者総合支援法第88条第1項による「市町村障害福祉計画」として策定するものです。

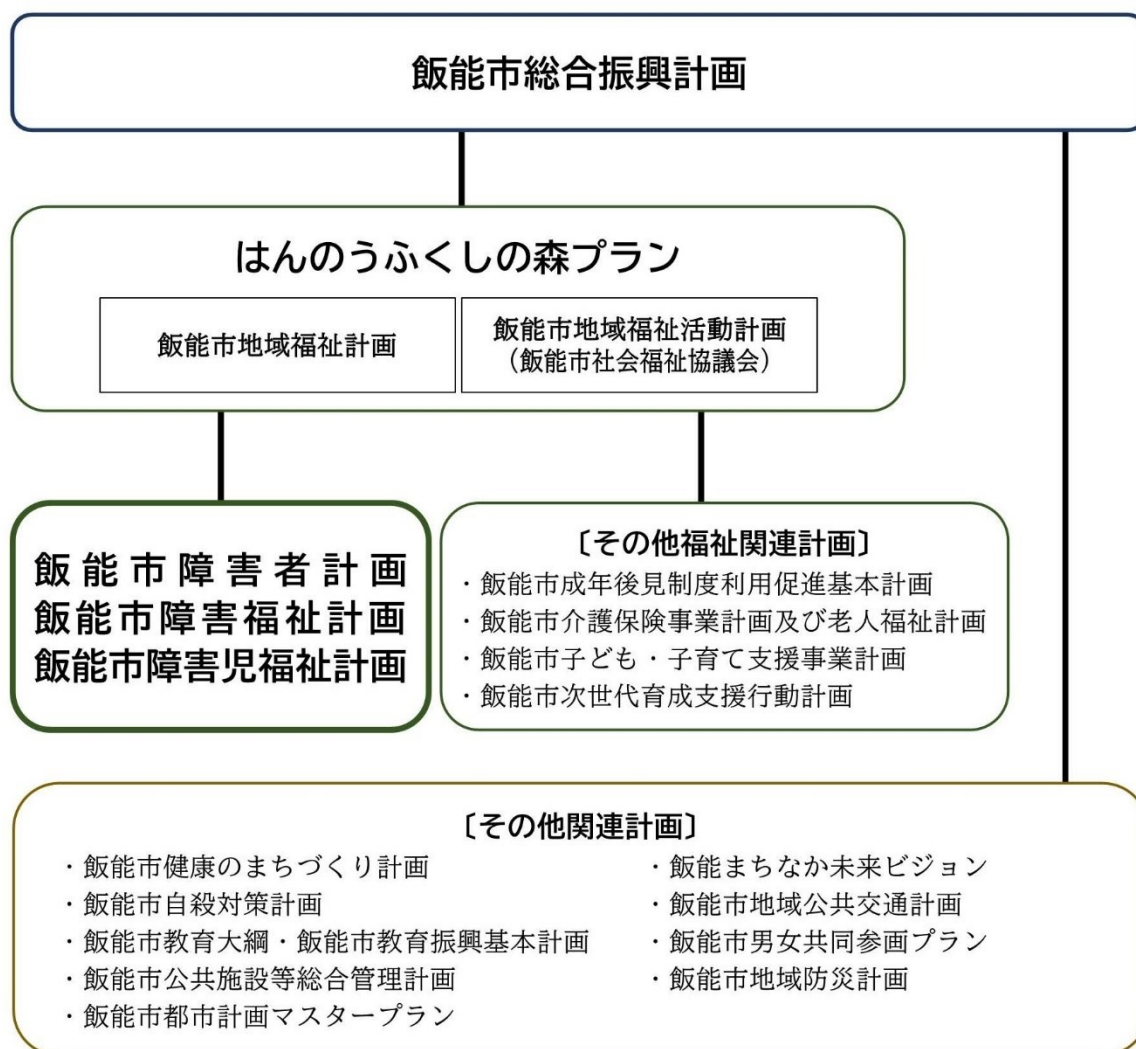
国の基本指針及び埼玉県の方針に基づき、本市における障害福祉サービス等の提供体制について定める計画です。

「飯能市障害児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20第1項による「市町村障害児福祉計画」として策定するものです。

国の基本指針及び埼玉県の方針に基づき、本市における障害のあるこどもの施策に関する体制整備及び障害児通所支援等のサービス提供体制について定める計画です。

上記3計画は、緊密な関係により施策の推進を図るものであり、飯能市総合振興計画、ふくしの森プラン（飯能市地域福祉計画・飯能市地域福祉活動計画）、飯能市子ども・子育て支援事業計画・飯能市次世代育成支援行動計画等との整合性を保ち策定するものです。

図 主な関連計画のイメージ



## (2) 計画の期間

「第5次飯能市障害者計画」は、令和6年度から令和11年度までの6か年計画とします。

「第7期飯能市障害福祉計画」及び「第3期飯能市障害児福祉計画」は、令和6年度から令和8年度までの3か年計画とします。

### 【主な関連計画の一覧】

計画名称	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年	2030年
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
飯能市総合振興計画	第5次						
はんのうふくしの森プラン 地域福祉計画 地域福祉活動計画	第4次						
飯能市障害者計画 飯能市障害福祉計画 飯能市障害児福祉計画	第5次						
		第7期					
		第3期					
飯能市成年後見利用促進基本計画	第1期						
飯能市介護保険事業計画 飯能市老人福祉計画	第4期 第9期						
飯能市子ども・子育て支援事業計画 飯能市次世代育成支援行動計画	第2期 第4期						
飯能市健康のまちづくり計画 飯能市健康増進計画 飯能市食育推進計画			第3次 第4次 第3次				
飯能市男女共同参画プラン	第6次						
飯能市教育大綱 飯能市教育振興基本計画	第2次						
飯能市都市計画マスタープラン	改訂版						

### 3 計画の対象

第5次飯能市障害者計画は、共生の観点及び障害の社会モデルの視点から、すべての市民を対象とします。

第7期飯能市障害福祉計画及び第3期飯能市障害児福祉計画は、身体障害、知的障害、精神障害、高次脳機能障害<sup>※1</sup>や発達障害、その他心身の機能に障害のある人、難病患者等<sup>※2</sup>を対象とし、これらを総称して「障害のある人等」と表記し、このうち18歳未満の人を「障害のあるこども」と表記します。

### 4 計画の策定体制等

#### (1) 障害福祉に関するアンケートの実施

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者及び18歳以上の市民を対象に、障害福祉に関する意見や意識を把握するため、アンケートを実施しました。

#### (2) 関係団体ヒアリングの実施

障害者団体・家族会等を対象に、活動の状況等を把握するためヒアリングを実施しました。

##### ■ヒアリング実施団体

区 分	団体名 (50音順)
障害者団体・ 家族会等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ おどる太鼓クラブ</li> <li>○ 障害者と家族の会鞆(わだち)</li> <li>○ 精神障害者ピアサポートグループみなくる倶楽部</li> <li>○ 飯能市身体障害者福祉会</li> <li>○ 飯能市聴覚障害者の会</li> <li>○ 飯能市手をつなぐ育成会</li> <li>○ 飯能市脳卒中者と家族の会あすなろ会</li> <li>○ 飯能日高精神障害者家族会みのり会</li> <li>○ 病気の子どもと家族の会ニモカカクラブ</li> </ul>

※1 「高次脳機能障害」とは、脳梗塞やくも膜下出血といった脳血管障害や、事故などによる脳外傷、心肺停止による低酸素脳症などで脳がダメージを受けたことにより、注意力・記憶力・言語・感情などの脳機能の一部に障害が起きた状態です。

※2 「難病患者等」とは、発病の機構が不明で、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、その疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とする難病等に罹っている人をいいます。

### (3) 会議の開催

#### ①飯能市障害福祉審議会

障害福祉に係る学識経験者、知識経験者、障害者団体及び家族会等で構成される飯能市障害福祉審議会で、計画内容について審議を行いました。

#### ②飯能市障害者支援協議会

障害者団体及び家族会等関係団体の代表者、障害福祉サービス提供事業者、医療機関、保健所、特別支援学校等で構成される飯能市障害者支援協議会で、本市における障害福祉施策の推進及び計画内容について協議を行いました。

#### ③飯能市障害者計画等庁内策定委員会

本市の関係課職員で構成される庁内策定委員会で、計画内容の検討を行いました。

#### ④パブリックコメントの実施

計画案について広く市民から意見を求めるため、パブリックコメントを実施しました。

## 5 計画の推進と進行管理

### (1) 計画の推進

#### ①国や県等との連携

国の政策動向を注視し、県等と連携しながら、市の状況に合ったきめ細やかな施策を計画的に推進します。

障害のある人等の意向を把握するとともに、保健、医療、教育、雇用等の関係機関、障害福祉サービス提供事業所、介護保険サービス提供事業所等との連携を図ります。

#### ②家庭や地域、学校との連携

誰もが、地域社会の一員としてまちづくりを担えるよう、家庭や地域、学校と連携を図ります。また、インクルーシブ教育<sup>※1</sup>の基盤整備を進めるとともに、様々な障害を理解するための福祉教育など取組を推進します。

#### ③社会福祉法人飯能市社会福祉協議会（以下「飯能市社会福祉協議会」という。）との連携

地域福祉の中核を担う飯能市社会福祉協議会と連携し、ふくしの森ステーションで取り組むコミュニティソーシャルワーカー<sup>※2</sup>による伴走支援や地域づくり、成年後見支援センターによる権利擁護の取組、ボランティアセンターによるボランティア育成、災害ボランティアセンターによる災害時の支援等の推進を図ります。

#### ④関係団体、福祉サービス事業者、企業等との連携

障害者団体や家族会、関係団体等と連携するとともに、地域づくりに資する自主的な活動を支援します。

福祉サービス事業者が、障害のある人等の意向を尊重した適切なサービス提供を行うとともに、社会資源として地域の活性化に資する活動に取り組むことができるよう連携を図ります。

企業が、障害のある人等の雇用を積極的に進めるとともに、障害特性に配慮した職場環境づくりに取り組むことができるよう連携を図ります。

---

<sup>※1</sup> 「インクルーシブ教育」とは、人間の多様性の尊重等の強化、障害のある人等が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある人と障害のない人が共に学ぶ仕組みのことをいいます。なお、「インクルーシブ教育」について、文部科学省は平成24年に「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」を公表していることから、この計画書では「インクルーシブ教育」という用語を用いています。一方、保育については「インクルーシブ保育」という用語が一般的に確立していないことから「インクルーシブな保育」と表記しています。

<sup>※2</sup> 「コミュニティソーシャルワーカー」とは、地域福祉を推進するため、地域に出向いた「個別支援」と、地域の生活課題解決に向けた「地域支援」の二つの役割を担う専門職のことです。

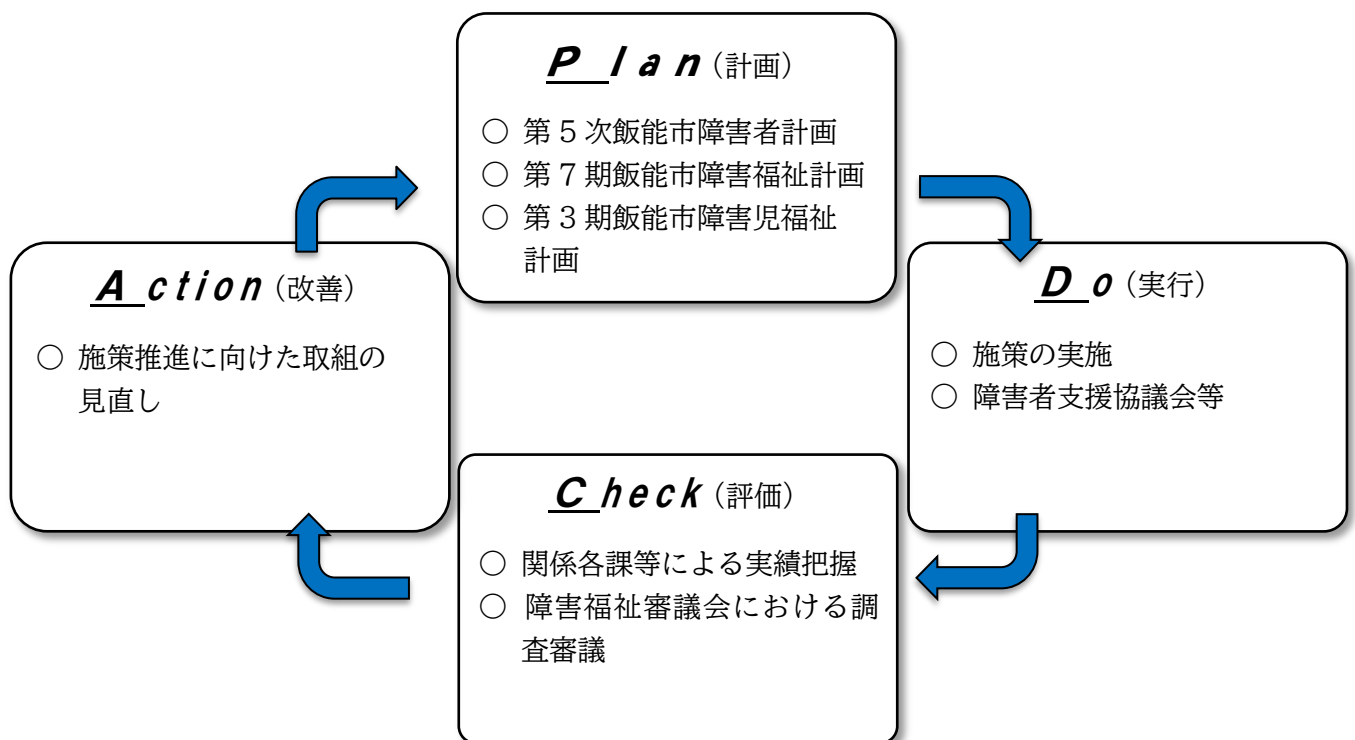


## (2) 計画の進行管理

計画の年度ごとの進捗状況については、PDCAサイクル（計画、実行、評価、改善）により把握し、障害福祉審議会において調査審議を行います。

また、国の制度改正等により、必要に応じて、計画の変更を行うものとします。計画の進捗状況については、障害福祉審議会、障害者支援協議会への報告を行い適宜進行管理を行うとともに市民に公表します。

施策の推進にあたっては、障害のある人等や家族等が参画する障害者支援協議会において、地域課題の共有を図り必要な取組を進めます。



## 第2章 飯能市の現状

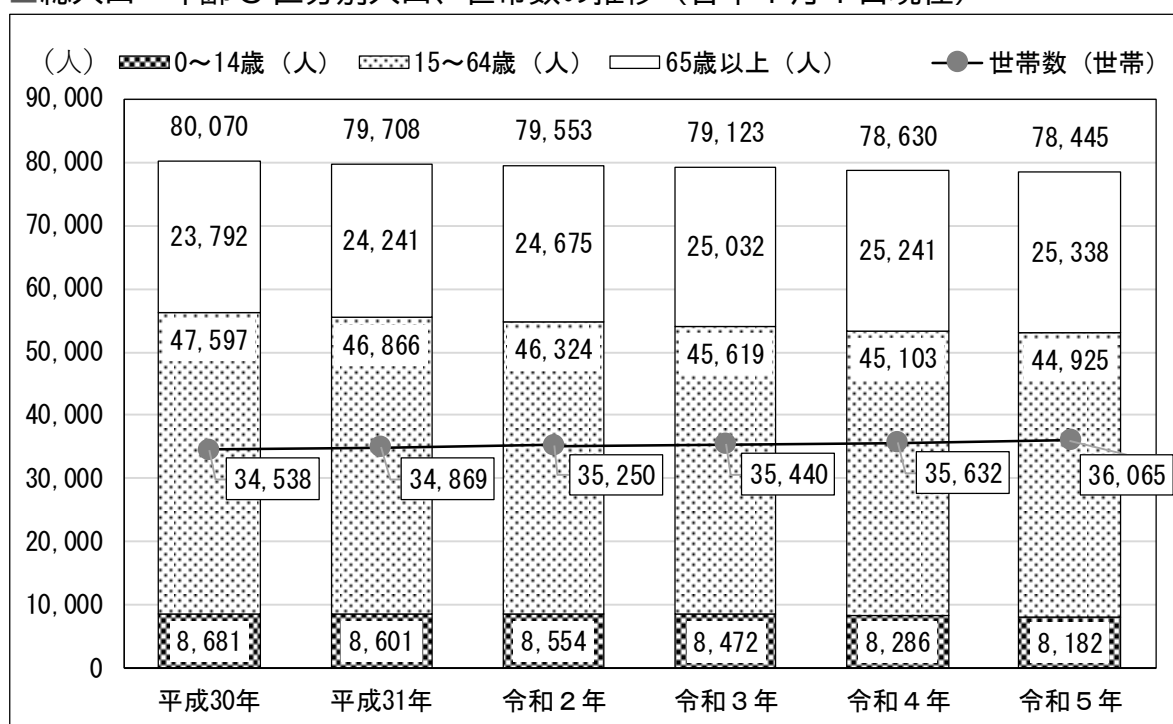
### 1 総人口・年齢3区分別人口、世帯数

令和5年1月1日現在、総人口は78,445人となっています。

年齢3区分別人口では、0歳から14歳までの人口、15歳から64歳までの人口は減少していますが、65歳以上人口は増加しています。

世帯数は、平成30年の34,538世帯から令和5年の36,065世帯へと1,527世帯増加しています。

■総人口・年齢3区分別人口、世帯数の推移（各年1月1日現在）



資料：埼玉県町（丁）字別人口

## 2 障害のある人等の現状

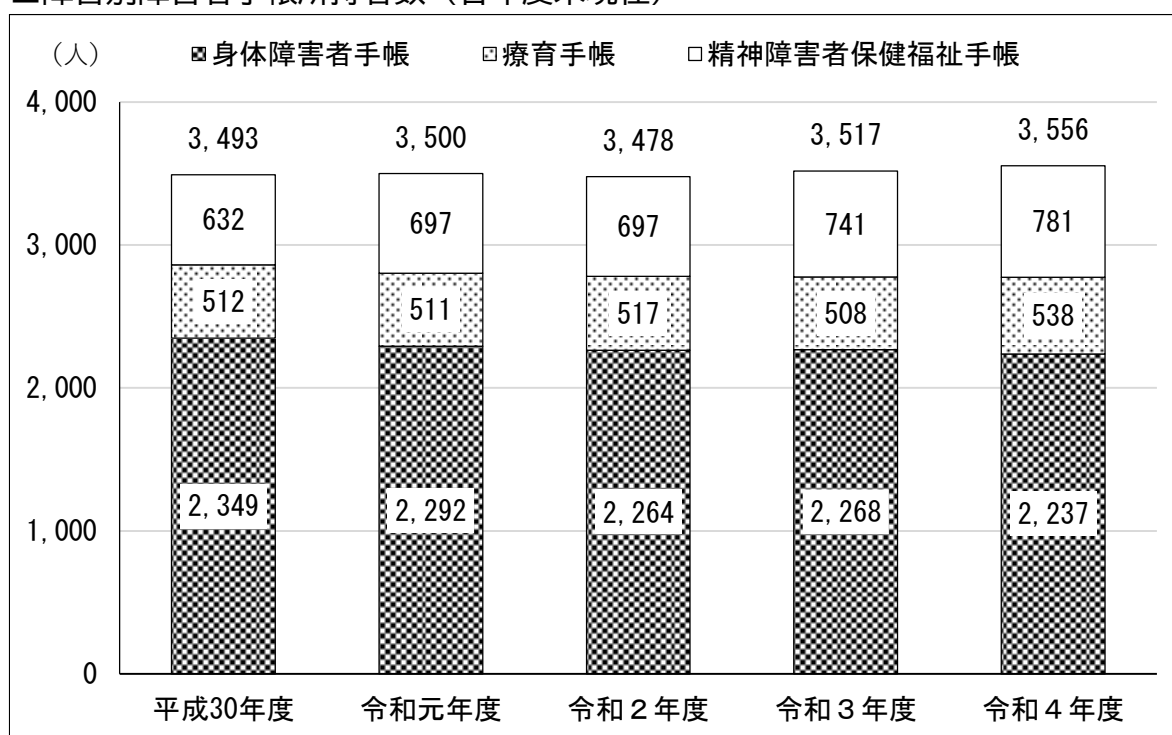
### (1) 障害者手帳所持者数

障害者手帳所持者数は、平成30年度の3,493人から令和4年度の3,556人へと全体で63人増加しています。

障害別においては、身体障害者手帳所持者は減少し、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳所持者数が増加しています。

令和4年度末では、身体障害者手帳所持者数は2,237人、療育手帳所持者数は538人、精神障害者保健福祉手帳所持者数は781人となっています。

■障害別障害者手帳所持者数（各年度末現在）



資料：障害福祉課

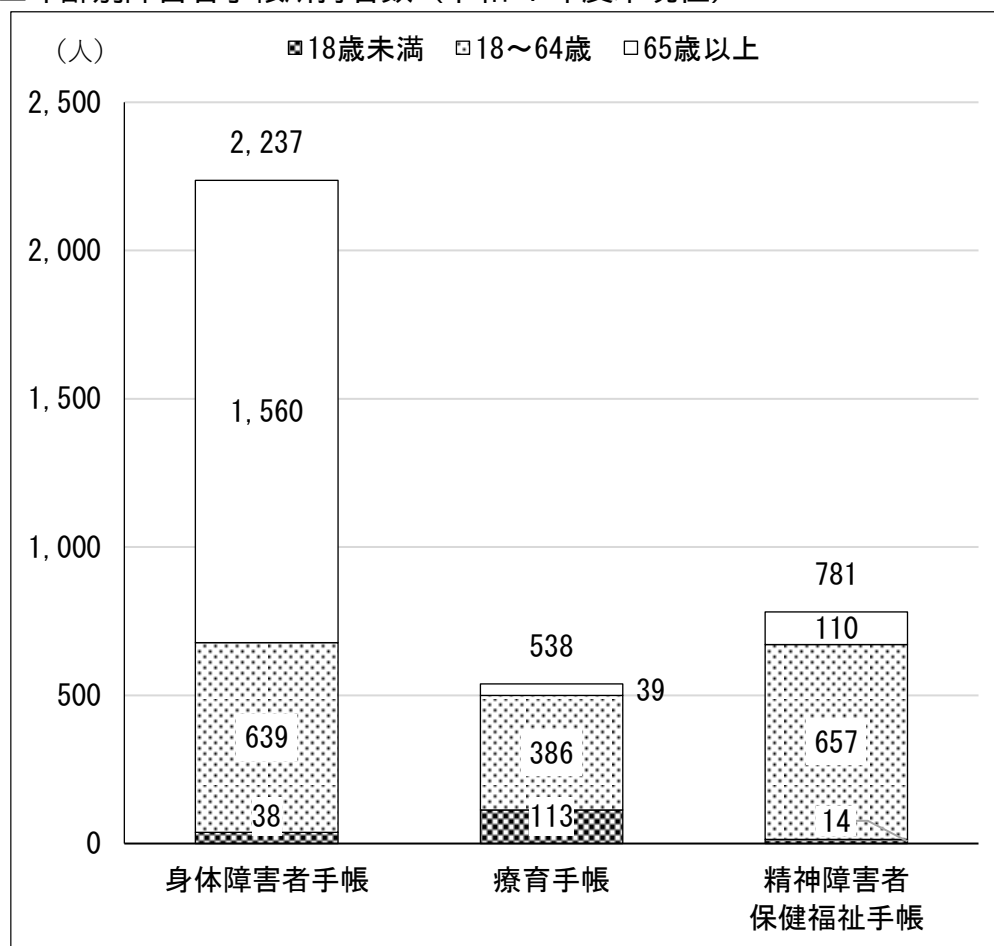
## (2) 年齢別障害者手帳所持者数

令和4年度末現在、身体障害者手帳所持者数は2,237人であり、このうち65歳以上が1,560人で69.7%を占めています。

療育手帳所持者数は538人であり、このうち18歳から64歳までが386人で71.7%を占めています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数は781人であり、このうち18歳から64歳までが657人で84.1%を占めています。

■年齢別障害者手帳所持者数（令和4年度末現在）



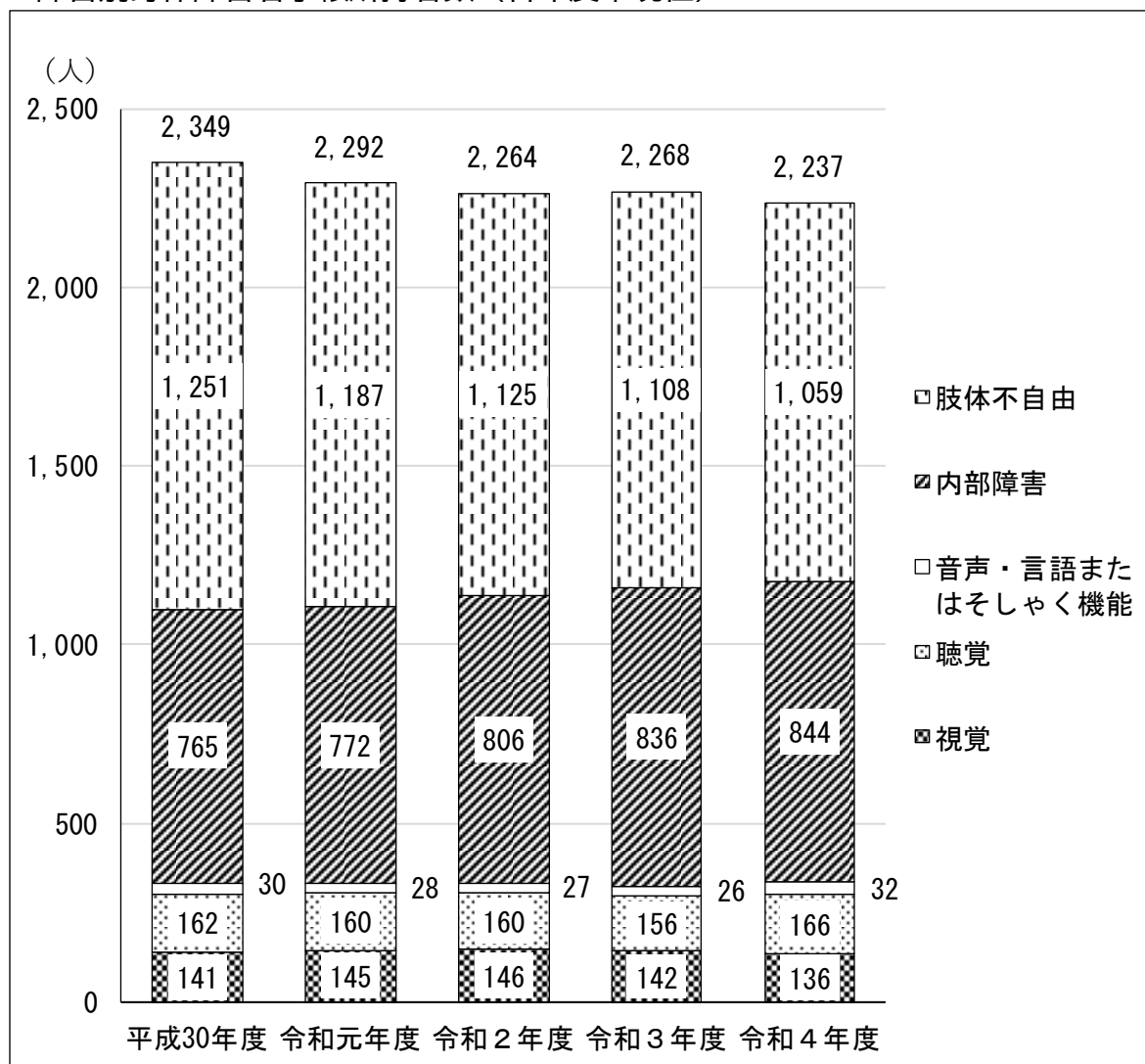
資料：障害福祉課

### (3) 身体障害者手帳所持者数

平成30年度以降、身体障害者手帳所持者数はゆるやかに減少しています。令和4年度は2,237人となり、5年間で112人減少しています。

令和4年度において、障害別では肢体不自由が1,059人（全体の47.3%）、次いで内部障害が844人（全体の37.7%）となっています。

■障害別身体障害者手帳所持者数（各年度末現在）



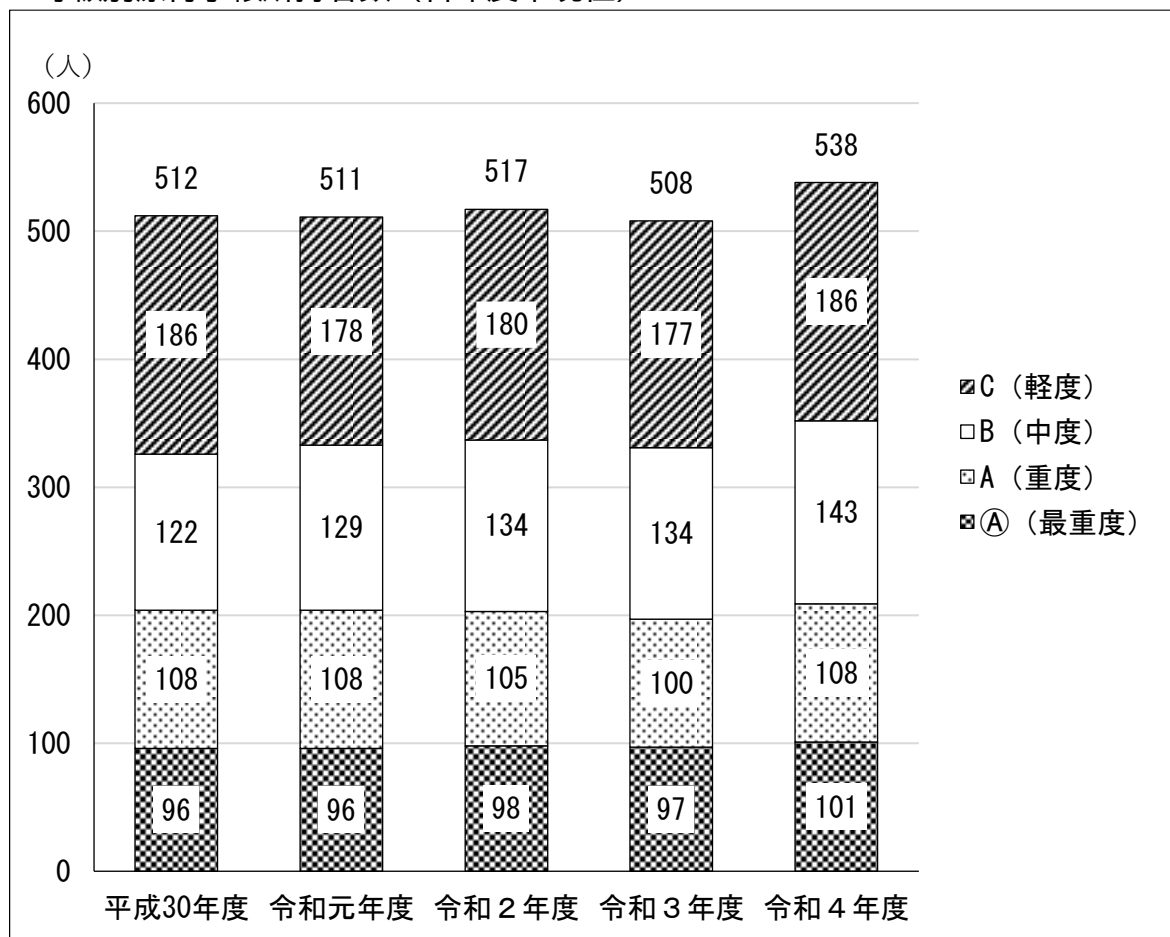
資料：障害福祉課

### (4) 療育手帳所持者数

平成30年度以降、療育手帳所持者数は増加しています。令和4年度は538人となり、5年間で26人増加しています。

令和4年度において、等級別では㉠（最重度）が101人、A（重度）が108人、B（中度）が143人、C（軽度）が186人となっています。

■等級別療育手帳所持者数（各年度末現在）



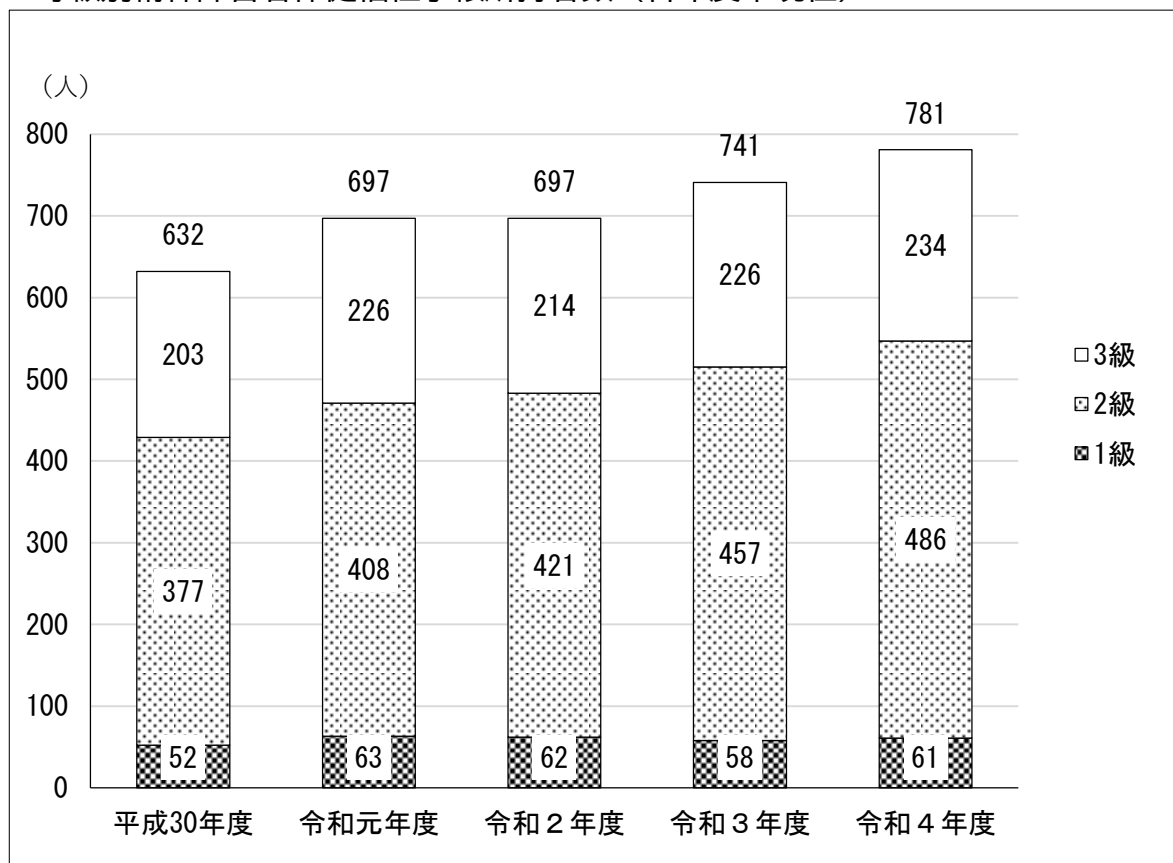
資料：障害福祉課

## (5) 精神障害者保健福祉手帳所持者数

平成30年度以降、精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加しています。令和4年度は781人となり、5年間で149人増加しています。

令和4年度において、等級別では1級が61人、2級が486人、3級が234人となっています。

■等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数（各年度末現在）

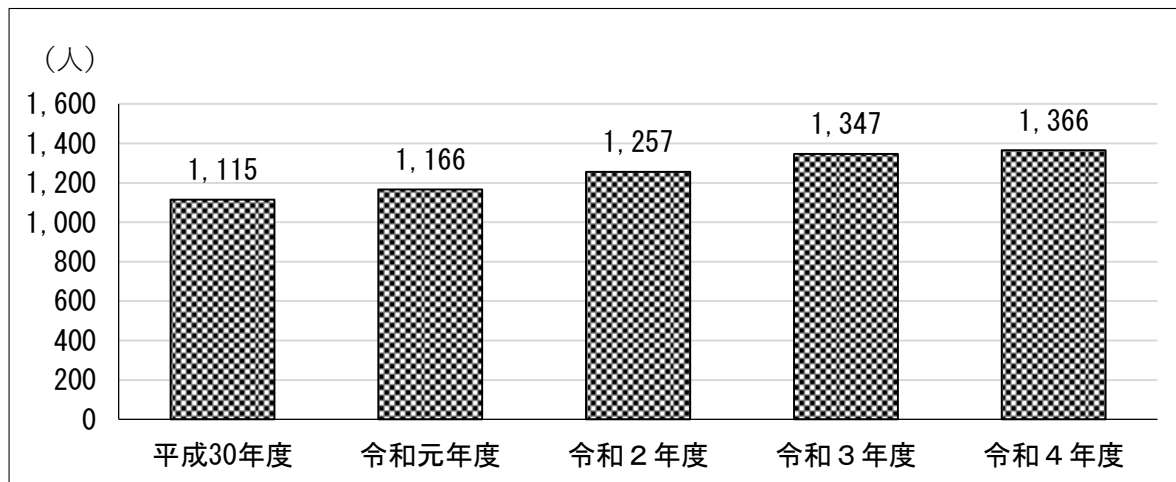


資料：障害福祉課

## (6) 自立支援医療受給者証（精神通院）交付者数

平成30年度以降、自立支援医療受給者証（精神通院）の交付者数は増加しています。令和4年度は1,366人となり5年間で251人増加しています。

■自立支援医療受給者証（精神通院）交付者数（各年度末現在）



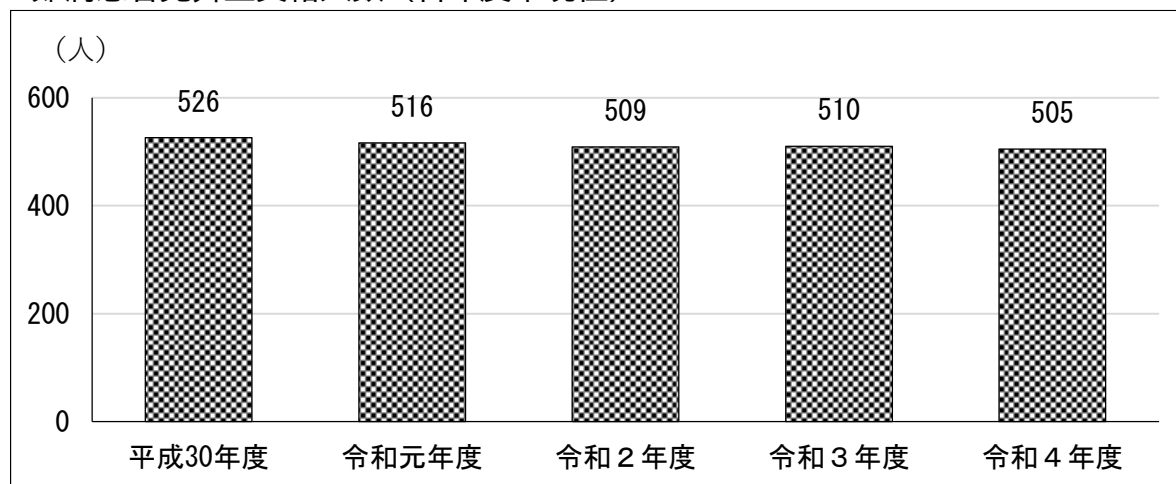
資料：障害福祉課

## (7) 難病患者見舞金支給人数

指定難病医療受給者証、指定疾患医療受給者証、特定疾患医療受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている人に、難病患者見舞金を支給しています。

令和4年度の支給人数は、505人となっています。5年間で21人減少しています。

■難病患者見舞金支給人数（各年度末現在）



資料：障害福祉課



## 第3章 第4次飯能市障害者計画の実績

### 1 第4次飯能市障害者計画の成果と課題

#### (1) 主な成果

##### ①障害のある人等への支援

- 障害のある人等の日中活動を支援する事業所及び地域生活を支える支援が充実しました。
- 就労継続支援事業所（B型）の整備による福祉的就労を拡充しました。
- グループホームの整備及びグループホームから一人暮らし等への移行が進められました。
- すべての法人が参画する地域生活支援拠点（面的整備）<sup>※1</sup>が設置されました。
- 障害のある人等が講座等の講師を務めるなど、主体的な啓発活動や福祉教育、地域との交流が進められました。

（各年度末現在）

事業種別	平成30年度	令和4年度	増加数
就労継続支援B型事業所	5か所	8か所	3か所増
共同生活援助事業所	5か所	10か所	5か所増

※1 国は、障害のある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築するため、「地域生活支援拠点等」の整備を進めています。「地域生活支援拠点等」とは、障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能を持つ場所や体制のことで、緊急時の対応や福祉施設等からの地域への移行のための支援などを行うため、①相談、②緊急時の受入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくりの5つの機能を柱としています。「地域生活支援拠点等」には、グループホームや障害者支援施設など1つの施設で5つの機能を有する「多機能拠点整備型」と、地域の複数の事業所が機能を担い、全体で地域生活支援拠点等を整備する「面的整備型」の2つの形態があり、本市では面的整備により設置しています。

## ②障害のある子どもへの支援

- 保育所等における交流体験が充実しました。
- 保育所への障害のある子どもの受入れが推進されました。
- 保育所等訪問支援<sup>※1</sup>事業が開始されました。
- 小・中学校におけるオンラインを活用した福祉教育が実施されました。
- 医療的ケアを要する子ども<sup>※2</sup>や重症心身障害<sup>※3</sup>のある子どもを受け入れる児童発達支援事業所<sup>※4</sup>及び放課後等デイサービス<sup>※5</sup>事業所が開設されました。

(各年度末現在)

事業種別	平成30年度	令和4年度	増加数
児童発達支援事業	4か所	10か所	6か所増
うち医療的ケアを要する子どもを受入れ可能な事業所	0か所	2か所	2か所増
放課後等デイサービス	7か所	15か所	8か所増
うち医療的ケアを要する子どもを受入れ可能な事業所	0か所	2か所	2か所増

※1 「保育所等訪問支援」とは、障害児通所支援事業（法定サービス）の一つで、障害児通所支援事業所の職員が保育所や幼稚園、認定子ども園、学校等に訪問し、障害のある子どもの集団生活上の課題に関する専門的な支援、環境の調整、その他必要な支援を実施するものです。

※2 この計画では、「医療的ケアを要する子ども」については、医療的ケア児及びその家族の支援に関する法律第2条に基づき、人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引、その他の医療行為を要する子どもで、恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である子どもとします。

※3 「重症心身障害」とは、重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している障害のことを指します。

※4 「児童発達支援事業所」とは、障害のある子どもやその家族に対する支援を行う通所施設のことです。

※5 「放課後等デイサービス」とは、学校（幼稚園及び大学を除く）に就学している障害のある子どもや発達に特性のある子どもが利用できる通所支援サービスのことで、放課後や休日、夏休み・冬休みなどの長期休暇に利用できます。

## ③障害のある人等やその家族等の参画

- 様々な協議の場に障害のある人等やその家族が参画し、障害のある人等のニーズを反映した施策の推進を図りました。

単位：人

協議の場	構成員の人数 (うち女性)	障害のある人等 (うち女性)	家族 (うち女性)
障害福祉審議会	16 ( 9)	2 (0)	2 (1)
障害者支援協議会全体会	25 (16)	3 (1)	5 (4)
相談支援部会	27 (16)	1 (0)	5 (4)
障害児支援部会	17 (12)	0 (0)	5 (5)
就労支援部会	14 ( 7)	0 (0)	2 (2)
精神保健福祉部会	29 (18)	2 (2)	2 (2)

令和5年4月1日現在

※障害者支援協議会各部会は、障害のある人等の支援に関心のある方はどなたでも参加できる「オープンシステム」を採用しているため、それぞれの部会の人数と全体会の人数は一致しません。

## (2) 今後の課題

### ①共生社会の実現に向けて取組をさらに推進する必要があります

- 障害者差別解消に関する取組と障害の社会モデルの考え方の普及啓発や合理的配慮の提供に関する市内民間企業等へ働きかけ
- 障害のある人等の権利擁護に関する啓発、市民の福祉意識の醸成
- 医療的ケアを要するこどもの保育所での受入れの推進
- インクルーシブ教育の推進に向けた基盤整備
- 障害者支援施設・医療機関と連携した地域移行・定着支援の推進
- 地域移行支援の担い手となる指定一般相談事業所の確保、自立生活援助事業等の実施に向けた事業所への働きかけ
- 障害のある人等も地域づくりの担い手・支え手として活躍する機会の充実
- 障害特性に配慮した多様な働く場の確保
- 障害特性への配慮や医療的ケアを要する人等要支援者への災害対策の推進

### ②アクセシビリティの向上に配慮した取組を進める必要があります

- 施設・建物、道路交通のバリアフリー化の推進、様々な移動制約の解消
- 選挙及びサービス提供にかかる合理的配慮の提供の推進、アクセシビリティの向上
- 聴覚・視覚障害、知的障害、精神障害（発達障害、高次脳機能障害を含む。）のある人等や難病患者等の情報アクセシビリティの向上

### ③専門的で包括的な相談支援体制を確立する必要があります

- 基幹相談支援センターの機能の充実、総合的・専門的な相談支援体制の確立
- 児童発達支援センター<sup>※1</sup>の設置及び機能の充実
- 障害者就労支援センターの機能の充実
- 地域活動支援センターの充実（知的障害、発達障害、高次脳機能障害、難病等のある人等の受入れの推進）
- 地域福祉施策、高齢者施策、こども家庭施策等と整合を図り、包括的支援体制の確立（生活困窮など福祉の総合相談、飯能版地域包括ケアシステムにおける精神保健に課題を有する人等への相談支援、ひきこもり相談、自殺対策による包括的な相談支援、罪を犯した障害のある人等への相談支援、権利擁護に関する相談、こども家庭センター<sup>※2</sup>における相談など）

※1 児童発達支援センターは、令和8年度までに設置予定です。

※2 「こども家庭センター」とは、児童福祉及び母子保健に関する包括的な支援を行うことを目的とする機関のことです。

## 2 第5次飯能市障害者計画の視点

### (1) 第5次飯能市障害者計画で踏まえるべき視点

#### ①「障害の社会モデル」の視点

障害を「心身の機能の障害のみに起因する」とされた医学モデルに対し、障害は個人の心身機能の障害と社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務とする視点です。

これは、国連総会において採択された「障害者権利条約」や、日本で施行された「障害者差別解消法」などに基づく考え方です。

#### ②共生社会の実現に向けたソーシャルインクルージョンの視点

障害の有無にかかわらず誰もが同じ地域社会でともに暮らし、学び、働くことができ、生きがいを感じることができる社会を目指す視点です。

たとえば、障害のある人等が教育現場などにおいてインクルーシブな教育環境が整えられることにより共に学ぶ教育活動が保障される、雇用機会や職場で排除されることなく各種産業や介護サービス等の担い手になるなど、社会の一員として当たり前活躍できる社会を目指すことが必要です。

また、「一人ひとりの命の重さは障害の有無によって、少しも変わることはない」という当たり前の価値観を市民全体で共有できる社会を目指すことでもあります。

また、あらゆる分野での合理的配慮の提供を推進するため、行政においても市内事業者においても合理的配慮の提供を推進し、全市的な取組としていくものです。

#### ③社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティ向上の視点

公共施設等のバリアフリー化、情報の利得、意思表示・コミュニケーション支援など、施設・設備、サービス、情報、制度、サービス利用に係る手続きや交通手段等への利用しやすさの向上を目指す視点です。

行政においても、障害福祉施策に関する情報提供のみならず市民サービスの提供にあたり誰にでもわかりやすい情報提供に取り組むとともに、大規模災害などの緊急時に情報提供等を行う際にも、字幕・音声等の適切な表示や、聴覚障害、視覚障害、知的障害、精神障害のある人等にもわかりやすい情報の提供を徹底し、多様な障害の特性に応じた配慮に取り組んでいくものです。

#### ④持続可能な開発目標（SDGs）※<sup>1</sup>の視点

「誰一人取り残さない」という持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指すSDGsの理念は、この計画が目指す「障害の有無にかかわらず市民の誰もが相互に人格と個性を尊重し合う地域社会の実現」と共通するものがあります。そのため、この計画では持続可能な開発目標（SDGs）の視点を取り入れます。

##### ■SDGsにおける主な目標



※<sup>1</sup> 「持続可能な開発目標（SDGs）」とは、平成27年（2015年）に「国連持続可能な開発サミット」で提唱された、令和12年（2030年）までの長期的な開発の指針のことです。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指し、17の目標と169の具体目標で構成されます。

## ⑤主な関連法令との整合

この計画に関連する主な法令は次の通りです。

公布年	名 称
昭和22年 (1947年)	児童福祉法
	学校教育法
昭和24年 (1949年)	身体障害者福祉法
昭和25年 (1950年)	精神衛生法(平成7年に「精神保健及び精神障害者の福祉に関する法律」に改称)
昭和35年 (1960年)	障害者の雇用の促進等に関する法律
昭和36年 (1961年)	災害対策基本法
昭和45年 (1970年)	心身障害者対策基本法(平成5年に「障害者基本法」に改称)
平成5年 (1993年)	障害者基本法
平成6年 (1994年)	子どもの権利条約批准
平成7年 (1995年)	精神保健及び精神障害者の福祉に関する法律
平成16年 (2004年)	発達障害者基本法
平成17年 (2005年)	障害者自立支援法(平成24年に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改称)
平成18年 (2006年)	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
平成19年 (2007年)	障害者の権利に関する条約
平成23年 (2011年)	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律
平成24年 (2012年)	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
平成25年 (2013年)	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
平成26年 (2014年)	難病の患者に対する医療等に関する法律
平成28年 (2016年)	成年後見制度の利用の促進に関する法律
平成30年 (2018年)	障害者による文化芸術活動の推進に関する法律

公布年	名 称
令和2年 (2020年)	聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律
令和3年 (2021年)	医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律
令和4年 (2022年)	こども基本法
	障害者の権利に関する条約に関する国連の見解及び勧告
	障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律



## 第 2 編 第 5 次飯能市障害者計画

# 第1章 計画の基本的な考え方

## 1 基本理念

第2次飯能市障害者計画に端を発する「ソーシャルインクルージョン」の理念に基づき、第4次飯能市障害者計画の基本理念を継承します。

誰もがお互いを尊重し合い  
笑顔いっぱい  
共に輝いて生きるまち はんのう

平成26年に国が批准した権利条約は、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定めています。こうした権利条約の理念に即して改正された障害者基本法第1条の規定には、障害者施策は、すべての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるという理念にのっとり、すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して講じられる必要があるものと定められています。

第5次飯能市障害者計画では、共生社会の実現に向け、障害のある人等が必要な支援を受けながら、自らの意思決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉え、自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援体制を整えることを主眼とし策定します。

また、障害のある人等の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため、本市が取り組むべき障害者施策の基本的な方向を定めます。

## 2 施策の体系

基本理念	基本目標	施策
誰もが お互いを 尊重し 合い 笑顔 いっぱい 共に 輝いて 生きる まち は ん の う	1 福祉意識の醸成と地域の福祉力の向上	(1) 交流機会の充実による福祉意識の醸成 (2) 幼い頃から障害のある人等と交流し、障害を正しく理解できる環境づくり (3) 地域の福祉力の向上
	2 障害者差別の解消と権利擁護の推進	☆ (1) 障害者差別解消の取組の推進 (2) 権利擁護に関する取組の推進 ☆ (3) 情報の保障・支援の充実 ☆ (4) 意思決定支援の推進 (5) 虐待予防の徹底と虐待の早期発見・対応 (6) 成年後見制度の利用促進
	3 地域の相談支援体制と生活支援の充実	(1) 包括的相談支援体制の充実 (2) 一人ひとりのニーズに応じた支援の充実 (3) 当事者による支援の充実 (4) 障害福祉制度の周知・情報提供 (5) 地域生活を支える支援の充実 ☆ (6) 暮らしの場・居住支援の充実
	4 共に学び育つ保育・療育・教育の充実	☆ (1) インクルーシブな保育の推進・インクルーシブ教育の推進に向けた基盤の整備 (2) 療育・発達支援等の充実 (3) 特別支援教育・教育環境の充実
	5 保健・医療の充実	(1) 健康づくりの推進 (2) こころの健康づくりの推進 (3) 医療機関への受診に係る支援 (4) 医療機関等と連携した地域移行・定着支援 ☆ (5) 難病患者等への支援 ☆ (6) 高次脳機能障害のある人への支援 (7) 発達障害のある人への支援
	6 多様な就労への支援	(1) 就労機会の確保・職場開拓・雇用促進 (2) 働き続けるための支援
	7 文化芸術活動、スポーツ、余暇・レクリエーション活動への支援	☆ (1) 文化芸術活動、スポーツ、レクリエーション活動、生涯学習の充実 (2) 地域活動支援センターの充実
	8 安心・安全で住みよいまちづくりの推進	(1) 防災対策・災害時支援体制の充実 ☆ (2) 防犯体制の強化 ☆ (3) 住みよいまちづくりの推進

※☆は新規の取組、網掛けは重点取組を含む施策

## 第2章 施策の内容

### 基本目標1 福祉意識の醸成と地域の福祉力<sup>※1</sup>の向上

#### (1) 交流機会の充実による福祉意識の醸成

##### <施策の方向>

あらゆる機会を通じて、障害に関する正しい理解、障害のある人等への合理的配慮の提供や権利擁護に関する啓発を行い、市民のこころのバリアフリー<sup>※2</sup>を推進します。

また、障害のある人等が主体となる地域活動を促進するとともに、地域における様々な当事者団体等のイベント等による交流活動に参加できるように、交流機会の充実を図ります。

##### <主な取組>

取組名及び内容
<p><b>■取組1：こころのバリアフリーの推進【重点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ より一層の理解が必要な障害や外見からはわかりにくい障害<sup>※3</sup>について、障害特性や合理的配慮の提供等に関する理解を促進するための取組を実施</li> <li>○ 広報はんのう、市ホームページ、講演会、イベント等あらゆる機会を通じて啓発を実施</li> </ul>
<p><b>■取組2：イベント等による交流</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 創作活動展や文化祭・体育祭等における障害のある人等の参加の促進</li> <li>○ イベント等における手話通訳や要約筆記の派遣等の合理的配慮の提供</li> <li>○ 各種イベントの実行委員会などに障害のある人等の参画を推進</li> </ul>

【関連課等】 障害福祉課、イベント開催課

※1 「地域の福祉力」とは、住民が地域課題や目標を検討・設定し、課題の解決や目標達成について行動を起こし、持続的に展開していこうとする力のことをいいます。

※2 「こころのバリアフリー」とは、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことをいいます。

※3 「外見からはわかりにくい障害」には内部障害、盲ろう、知的、精神、発達、高次脳機能、難病などがあげられます。

## (2) 幼い頃から障害のある人等と交流し、障害を正しく理解できる環境づくり

### <施策の方向>

幼い頃から障害のある人等と交流する機会を提供することにより、外見からはわかりにくい障害も含めた様々な障害について、こどもたちが正しく理解できるよう小・中学校における多様な福祉教育を推進します。

### <主な取組>

取組名及び内容
<p><b>■取組 3：幼い頃からの交流機会の提供</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保育所や幼稚園において、一緒に過ごし一緒に遊ぶ機会の確保・増加</li> <li>○ つぼみ園と保育所との交流及び併用利用の促進</li> <li>○ 保育や幼児教育に携わる職員の障害理解の促進</li> </ul>
<p><b>■取組 4：小・中学校における多様な福祉教育の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 社会福祉協力校<sup>※1</sup>による障害に関する学習（福祉教育）の推進</li> <li>○ 身体障害のみならず、様々な障害を理解するための福祉教育の実施</li> </ul>

【関連課等】 障害福祉課、つぼみ園、保育課、学校教育課、教育センター

【関連計画】 はんのうふくしの森プラン、飯能市教育大綱・飯能市教育振興基本計画

※1 「社会福祉協力校」とは、本市において福祉教育を行う小学校のことです。飯能市社会福祉協議会に申請のあった小学校を社会福祉協力校に指定し、福祉教育に関する授業への協力及び講師の派遣・事業費の補助等を行っています。

### (3) 地域の福祉力の向上

#### <施策の方向>

地域住民の主体的な活動において、障害のある人等が気軽に参加できる居場所づくりや交流活動を促進するとともに、地域活動やボランティア活動の担い手として活躍できる環境づくりを推進します。

#### <主な取組>

取組名及び内容
<p><b>■取組 5：地域の福祉活動団体との連携</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 飯能市社会福祉協議会との連携</li> <li>○ 地域福祉推進組織等が実施する事業との連携</li> <li>○ はんのうふくしの森みらいカレッジ<sup>※1</sup>の開催協力等、新たな障害福祉の担い手の養成</li> <li>○ 飯能市民生委員児童委員協議会との連携</li> <li>○ 障害のある人等が気軽に参加できる「余暇活動」「集いの場」づくり</li> </ul>
<p><b>■取組 6：ボランティアの活躍の場の提供</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 飯能市社会福祉協議会が運営するボランティアセンターとの連携</li> <li>○ 手話通訳者・手話奉仕員養成講座や点訳ボランティア講座等の実施及び修了者が活躍する場の検討</li> <li>○ 障害のある人等とボランティアによる余暇活動の取組</li> </ul>
<p><b>■取組 7：障害のある人等が主体の地域活動、ボランティア活動への支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域活動支援センターによる交流事業の開催</li> <li>○ 障害福祉サービス提供事業所等と連携した地域活動の実施</li> <li>○ 地域活動を実施する障害者団体、家族会、関係団体への支援</li> <li>○ ピアサポート<sup>※2</sup>団体によるボランティア活動への支援</li> <li>○ 障害のある人等が参加しやすいボランティア活動への支援</li> </ul>

【関連課等】 障害福祉課、地域福祉課

【関連計画】 はんのうふくしの森プラン

※1 「はんのうふくしの森みらいカレッジ」とは、「出会い・つながり・楽しく・交流」を合言葉に、地域福祉活動を盛り上げていくために大切なことを学び、経験する研修で、飯能市社会福祉協議会が実施しています。

※2 「ピアサポート」とは、同じような立場や境遇、経験等を共にする人同士の支え合いのことをいいます。

## 基本目標 2 障害者差別の解消と権利擁護の推進

### (1) 障害者差別解消の取組の推進

#### <施策の方向>

生活のあらゆる場面において障害を理由とした不当な差別を受けることのない地域社会をつくるため、関係機関・団体による協議会を設置するとともに、市内企業や市職員等への啓発を進めます。

#### <主な取組>

取組名及び内容
<p>■取組 8：障害者差別解消協議会の設置、情報の集約と協議 【新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 不当な差別的取り扱い事案の収集</li> <li>○ 「建設的対話<sup>※1</sup>」による差別解消への働きかけ</li> </ul>
<p>■取組 9：市内企業等に対する合理的配慮義務に関する普及啓発 【新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 商工会議所、青年会議所、委託業務請負業者等への情報提供と協力依頼</li> </ul>
<p>■取組 10：市職員等の障害者差別解消法の更なる理解の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 差別解消、権利擁護に関する職員研修の実施</li> <li>○ 「飯能市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に基づく全庁的な取組、合理的配慮の提供を前提とした事業の実施による市民サービスの向上</li> </ul>

【関連課等】 障害福祉課、職員課、契約検査課、産業振興課

※1 「建設的対話」とは、できる・できないの二元論で考えるのではなく、障害のある人等との意見交換を繰り返し具体的に提供可能な合理的配慮についてを提示する合意形成のプロセスのことをいいます。

## (2) 権利擁護に関する取組の推進

### <施策の方向>

この計画の基本理念でもある「誰もがお互いを尊重し合う社会」の実現に向けた啓発活動や、権利擁護のための協議を行います。

### <主な取組>

取組名及び内容
<p><b>■取組 11：「誰もがお互いを尊重し合う社会」の実現に向けた啓発活動【重点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害者の日、障害者週間に合わせた広報はんのうや市ホームページ等への掲載による啓発の実施</li> <li>○ 障害者権利条約、障害者差別解消法等の理念に基づく権利擁護の啓発の実施</li> <li>○ 障害のある女性の権利擁護に関する啓発の実施</li> </ul>
<p><b>■取組 12：権利擁護のための取組</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害福祉審議会及び障害者支援協議会、障害者差別解消協議会における権利擁護のための協議</li> <li>○ 成年後見制度<sup>※1</sup>利用促進審議会による成年後見制度の推進に係る協議</li> <li>○ 成年後見支援センターによる権利擁護に資する取組との協働</li> <li>○ 選挙における合理的配慮の提供、投票所での投票が困難な障害のある人等の投票機会の確保</li> </ul>

【関連課等】 障害福祉課、企画課、自治振興課、地域福祉課、介護福祉課、こども支援課、選挙管理委員会

【関連計画】 はんのうふくしの森プラン、飯能市成年後見制度利用促進基本計画、飯能市子ども・子育て支援事業計画、飯能市次世代育成支援行動計画、飯能市男女共同参画プラン

※1 「成年後見制度」とは、認知症、知的障害、精神障害等の理由により、判断能力が不十分な人の判断能力を補い、契約等の法律行為に必要な意思決定を支援して、本人の権利や利益を擁護するための制度です。



### (3) 情報の保障・支援の充実

#### <施策の方向>

聴覚障害、視覚障害、知的障害、精神障害など障害の特性に応じて、わかりやすい情報の提供や意思疎通への支援を行います。

また、デジタル機器やICT<sup>※1</sup>を活用することによる合理的配慮の提供や、各種手続の簡素化や効率的な情報伝達に努めます。

#### <主な取組>

取組名及び内容
<p><b>■取組 13：情報提供の充実・意思疎通支援の充実【重点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 手話言語条例の制定及び啓発事業の実施</li> <li>○ 市独自の手話通訳者派遣事業実施に向けた人材の養成と確保</li> <li>○ 手話通訳者、要約筆記者の派遣及びタブレット端末による聴覚障害者支援事業（窓口支援、代理電話支援）の充実</li> <li>○ 手話奉仕員、点訳ボランティア、朗読ボランティア等の養成及び活用</li> <li>○ 聴覚障害、視覚障害、盲ろう、知的障害、精神障害、発達障害、高次脳機能障害、重複障害のある人及び難病患者等へのコミュニケーションへの合理的配慮の提供</li> </ul>
<p><b>■取組 14：デジタル機器やICTを活用した情報の取得、利用【新規】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ホームページやSNS<sup>※2</sup>等多様な媒体を活用した情報配信を実施</li> <li>○ 各種手続きの電子申請制度の案内・周知</li> </ul>

【関連課等】全課

※1 「ICT」とは、インフォメーションアンドコミュニケーションテクノロジー（Information and Communication Technology）の略で、情報（information）や通信（communication）に関する技術の総称をいいます。

※2 「SNS」とは、ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）の略で、登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのことです。

## (4) 意思決定支援の推進

### <施策の方向>

障害のある人等の自己決定を尊重する観点から、障害のある人等が自ら適切に意思決定を行い、その意思を表明することができる環境づくりを進めます。

### <主な取組>

取組名及び内容
<p><b>■取組 15：自ら意思を決定することや表明することが困難な障害のある人等への相談支援体制の構築【新規】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 福祉関係者・成年後見人への意思決定支援ガイドラインの普及</li><li>○ 障害のある人等の意思決定に寄り添う相談支援専門員等の養成</li><li>○ 障害のある子ども自身、障害のある人自身の意思決定に寄り添う相談支援の実施</li><li>○ 意思決定に寄り添うピアサポーターの養成</li><li>○ 障害のある人等が自分の意思で就学や就職、交際や結婚、出産や子育てができる相談支援体制、環境の整備</li></ul>

【関連課等】 障害福祉課、自治振興課、地域福祉課、生活福祉課、介護福祉課、こども支援課、保健センター

【関連計画】 はんのうふくしの森プラン、飯能市成年後見制度利用促進基本計画、飯能市介護保険事業計画及び老人福祉計画、飯能市子ども・子育て支援事業計画、飯能市次世代育成支援行動計画、飯能市自殺対策計画、飯能市男女共同参画プラン

## (5) 虐待予防の徹底と障害者虐待の早期発見・対応

### <施策の方向>

虐待は、障害のある人等の尊厳を害するものであり、自立と社会参加を支える上でも虐待を防止すること、養護者等を支援することが極めて重要となります。そのため、虐待予防の徹底と障害者虐待の早期発見・対応、養護者への支援を行います。

### <主な取組>

取組名及び内容
<p><b>■取組 16：障害者虐待予防の徹底</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害者虐待防止センター（相談・届出、通報受理）の周知、認知度の向上</li> <li>○ 障害者虐待防止センターによる各障害福祉サービス提供事業所が設置する障害者虐待防止委員会への助言</li> <li>○ 障害者支援協議会による障害者虐待予防のための研修会の実施</li> <li>○ 高齢者及び障害者虐待防止等ネットワーク会議の開催</li> </ul>
<p><b>■取組 17：障害者虐待の早期発見・対応、養護者への支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害者虐待対応協力者<sup>※1</sup>との連携による早期発見・介入</li> <li>○ 虐待を受けた障害のある人等の安全確保等、即時対応できる体制の確保</li> <li>○ 虐待を受けた人及び養護者へのカウンセリング事業等の実施</li> </ul>

【関連課等】 障害福祉課、自治振興課、生活安全課、地域福祉課、生活福祉課、介護福祉課、こども支援課、保健センター、学校教育課

【関連計画】 はんのうふくしの森プラン、飯能市成年後見制度利用促進基本計画、飯能市介護保険事業計画及び老人福祉計画、飯能市子ども・子育て支援事業計画、飯能市次世代育成支援行動計画、飯能市自殺対策計画、飯能市男女共同参画プラン

※1 「障害者虐待対応協力者」とは、本市では相談業務を実施する所管課を「庁内障害者虐待対応協力者」として、また市内の相談支援事業者等に「庁外障害者虐待対応協力者」として連携を図り対応しています。

## (6) 成年後見制度の利用促進

### <施策の方向>

知的障害や精神障害、認知症など判断能力に制限のある人が、尊厳のある自分らしい生活を継続できるよう、成年後見制度を適切に利用できる環境づくりを行います。

### <主な取組>

取組名及び内容
<p><b>■取組 18：成年後見制度の普及啓発</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 成年後見支援センター（中核機関）と協働した成年後見制度の普及啓発</li> <li>○ 障害者団体及び家族会等への成年後見制度説明会・相談会の実施</li> <li>○ 任意後見制度に関する普及啓発</li> </ul>
<p><b>■取組 19：成年後見制度の利用促進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 成年後見制度を推進する成年後見支援センター（中核機関）によるネットワークの構築</li> <li>○ 飯能市社会福祉協議会・成年後見支援センター、すこやか福祉相談センター、地域包括支援センター等と連携したチームによる後見活動の推進</li> <li>○ 成年後見制度利用支援事業（申立支援、報酬助成）の拡充</li> <li>○ 成年後見支援センターによる市民後見人<sup>※1</sup>の養成及び活用への支援</li> <li>○ 法人後見事業が利用しやすい環境の整備促進</li> </ul>

【関連課等】 障害福祉課、地域福祉課、介護福祉課

【関連計画】 はんのうふくしの森プラン、飯能市成年後見制度利用促進基本計画、飯能市介護保険事業計画及び老人福祉計画

※1 「市民後見人」とは、家庭裁判所から選任された成年後見人で、弁護士や司法書士などの資格は持っていないものの、社会貢献への意欲や倫理観が高く、成年後見に関する一定の知識や態度を身に付けた市民の中から選ばれます。

## 基本目標 3 地域の相談支援体制と生活支援の充実

### (1) 包括的相談支援体制の充実

#### <施策の方向>

あらゆる課題を受けとめることができる総合相談窓口を設置し、障害のある人等の生活課題に関する多機関・多職種連携による包括的相談支援体制を充実します。

#### <主な取組>

取組名及び内容
<p><b>■取組 20：基幹相談支援センターの機能強化【重点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国家資格者（保健医療福祉関係）、主任相談支援専門員の確保</li> <li>○ 地域生活支援拠点（相談機能）との一体的な運営</li> <li>○ 障害者虐待防止センターとの一体的な運営</li> <li>○ 総合相談との連携・協働体制の構築</li> <li>○ こども家庭センター・児童発達支援センターとの連携</li> </ul>
<p><b>■取組 21：包括的な相談支援体制の構築【重点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 総合相談体制構築に関する協議による重層的支援体制の整備</li> <li>○ コミュニティソーシャルワーカーと連携した伴走型の相談支援の実施</li> <li>○ 乳幼児期から高齢期までのライフステージに応じた相談体制の構築</li> <li>○ 精神保健やひきこもり、生活困窮など複雑化・複合化した課題に多機関協働で取り組む体制の整備</li> </ul>
<p><b>■取組 22：相談窓口の連携</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 女性相談窓口等との連携による障害のある女性への支援</li> <li>○ 障害のある外国籍の人やひとり親家庭への支援</li> <li>○ 市が実施する総合相談窓口と基幹相談支援センター・障害者虐待防止センター、すこやか福祉相談センター、障害者就労支援センターなど様々な関係機関等（福祉事務所、保健センター、こども家庭センター、地域包括支援センター、配偶者暴力相談支援センター、女性相談、成年後見支援センター等）の連携強化</li> <li>○ 地域の多様な居場所との連携</li> <li>○ 相談支援とつながっていない障害のある人等への早期支援</li> </ul>

【関連課等】 障害福祉課、自治振興課、地域福祉課、生活福祉課、介護福祉課、こども支援課、保育課、保健センター

【関連計画】 はんのうふくしの森プラン、飯能市成年後見制度利用促進基本計画、飯能市介護保険事業計画及び老人福祉計画、飯能市子ども・子育て支援事業計画、飯能市次世代育成支援行動計画、飯能市健康のまちづくり計画、飯能市男女共同参画プラン

## (2) 一人ひとりのニーズに応じた支援の充実

### <施策の方向>

強度行動障害を始めとする障害の特性や生活状況など一人ひとりが抱える多様なニーズに対応できるよう、ケースマネジメントの手法による相談支援や障害特性に配慮したきめ細かな生活支援を行います。

また、兄弟姉妹への支援など世帯全体への支援を実施します。

### <主な取組>

取組名及び内容
<p><b>■取組 23：ケースマネジメント※<sup>1</sup>の手法による相談支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ケースマネジメントの手法でサービス等利用計画を作成できる相談支援専門員の確保</li> <li>○ 相談支援専門員が一同に参画し研鑽する飯能市相談支援連絡会の開催</li> <li>○ 相談支援の質の向上に向けた事例検討会、研修会の実施</li> </ul>
<p><b>■取組 24：障害特性等に配慮したきめ細かな生活支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 外見からはわかりにくい障害にも配慮した支援の実施</li> <li>○ 障害のある女性、こども、高齢者、外国籍の人等への支援の実施</li> <li>○ 発達障害、高次脳機能障害、難病患者等、医療的ケアを要する人、強度行動障害、重複障害のある人、適切な支援を得られず罪を犯してしまった障害のある人等への個別支援とネットワークの構築</li> <li>○ 障害者相談員、ピアサポート相談員による相談会の実施</li> <li>○ 強度行動障害のある人等とその家族のニーズの把握と支援内容の検討</li> </ul>

【関連課等】 障害福祉課、自治振興課、生活福祉課、介護福祉課、こども支援課、保育課、保健センター

【関連計画】 はんのうふくしの森プラン、飯能市介護保険事業計画及び老人福祉計画、飯能市子ども・子育て支援事業計画、飯能市次世代育成支援行動計画、飯能市自殺対策計画、飯能市男女共同参画プラン

※<sup>1</sup> 「ケースマネジメント」とは、利用者の強み（能力）やニーズを踏まえ、地域の中にあるあらゆる資源、様々なサービスの活用を調整し、障害のある人等の希望する生活の実現を図るための個別支援の手法をいいます。

### (3) 当事者による支援の充実

#### <施策の方向>

同じ生きづらさを経験する仲間同士で支え合うピアサポート活動や家族会活動への支援を行うことにより、当事者による支え合いの充実を図ります。

また、強度行動障害のある人の家族等では、その兄弟の養育に目が届きにくい状況があることが見受けられるため、ヤングケアラーをはじめとする障害のある人等の家族への相談支援や情報提供、必要なサービスの提供等による生活支援を行います。

#### <主な取組>

取組名及び内容
<p><b>■取組 25：ピアサポート活動の支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 活動内容の周知等ピアサポート活動団体への支援</li> <li>○ 障害者相談員による相談会・ピアサポート相談会の開催</li> <li>○ ピアサポーターと相談支援専門員の相互理解と連携強化</li> <li>○ 埼玉県等が実施するピアサポーター養成研修への参加促進</li> <li>○ 指定特定・指定一般（地域相談：地域移行支援・地域定着支援）相談支援事業所、自立生活援助、居宅介護等を実施する障害福祉サービス等事業者におけるピアサポーターの雇用促進</li> </ul>
<p><b>■取組 26：家族支援及び家族会活動への支援の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 家族支援の充実</li> <li>○ 家族会活動の周知、交流機会の支援</li> <li>○ 家族会が実施する研修会、学習会への支援や情報提供</li> </ul>

【関連課等】 障害福祉課、介護福祉課、保健センター

## (4) 障害福祉制度の周知・情報提供

### <施策の方向>

各種制度やサービスに関する情報を障害の特性に応じて入手できる情報提供体制を整備するとともに、生活の場において必要な情報を入手できる環境づくりを進めます。

### <主な取組>

取組名及び内容
<p>■取組 27：障害福祉サービス等に関する制度の周知</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 広報はんのうや市ホームページ等への掲載による障害福祉制度の周知</li><li>○ 合理的配慮の提供によるわかりやすい表現による情報提供</li><li>○ 相談機関、医療機関、特別支援学校、特別支援学級等への情報提供</li><li>○ 地域活動支援センターやピアサポートグループ等を通じた情報提供・情報発信</li></ul>

【関連課等】 障害福祉課



## (5) 地域生活を支える支援の充実

### <施策の方向>

障害のある人等のニーズに応じたサービスを提供できるよう、法定サービス及び地域生活支援事業のサービス基盤を強化するとともに、研修等によりサービス提供にかかる質の向上に努めます。障害のある人等の地域生活を支える拠点となる地域生活支援拠点（面的整備）の機能を強化します。

### <主な取組>

取組名及び内容
<p><b>■取組 28：法定サービスの提供体制の確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 重症心身障害、強度行動障害、高次脳機能障害、難病患者等、その他の重複障害のある人等を支援する障害福祉サービス提供事業所の確保</li> <li>○ 指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所の適正な運営の確保に向けた取組の実施</li> <li>○ 共生型サービス<sup>※1</sup>事業への参入促進</li> <li>○ 障害福祉サービス事業所における感染症対策の促進</li> </ul>
<p><b>■取組 29：地域生活支援事業の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域生活支援事業（必須事業）の充実</li> <li>○ 理解促進・啓発事業の実施</li> <li>○ 自発的活動支援事業の実施</li> <li>○ 相談支援事業（委託相談）の実施</li> <li>○ 成年後見制度利用支援事業の充実</li> <li>○ 成年後見制度法人後見支援事業の実施</li> <li>○ 意思疎通支援事業の充実</li> <li>○ 日常生活用具支給事業の実施</li> <li>○ 手話奉仕員養成研修事業の実施</li> <li>○ 移動支援事業の充実</li> <li>○ 地域活動支援センターの充実及び新たな設置必要性の検討</li> </ul> <p>※ それぞれの事業については、「第3編 第7期飯能市障害福祉計画」に記載しています。</p>

※1 「共生型サービス」とは、介護や障害の枠組みにとらわれず多様化・複雑化したニーズに対応できるサービス提供体系のことです。

取組名及び内容
<p>■取組 30：サービス提供にかかる支援の質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 相談支援専門員と介護支援専門員の合同研修の実施</li><li>○ 訪問介護員（ホームヘルパー）の研修の実施</li></ul>
<p>■取組 31：地域生活支援拠点（面的整備）の機能強化</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 平日夜間・休日に相談機能を担う法人の参入促進</li><li>○ コーディネーターの配置</li><li>○ 地域で生活するための支援体制（かけつけ支援、体験の場）の充実強化</li><li>○ 緊急時の一時宿泊に対応できる短期入所、グループホーム等の確保</li><li>○ 強度行動障害のある人の在宅での支援体制の構築</li><li>○ 障害福祉審議会による地域生活支援拠点等の実施状況の検証</li><li>○ 障害者支援協議会による運営課題の検討</li></ul>

【関連課等】 障害福祉課、介護福祉課

【関連計画】 はんのうふくしの森プラン、飯能市成年後見制度利用促進基本計画、飯能市介護保険事業計画及び老人福祉計画

## (6) 暮らしの場・居住支援の充実

### <施策の方向>

地域における居住の場の一つであるグループホームについては、強度行動障害のある人や医療的ケアを要する人も入居できる体制整備に努めるとともに、一人暮らしや障害のある夫婦なども安心して暮らせる居住支援の仕組みづくりを行います。

### <主な取組>

取組名及び内容
<p><b>■取組 32：居住支援の仕組みづくり【新規】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 居住支援法人<sup>※1</sup>との連携による住宅確保要配慮障害者への支援</li> <li>○ 単身生活者や障害者同士で暮らす人への支援</li> <li>○ 居宅への訪問支援、生活支援の充実</li> </ul>
<p><b>■取組 33：施設入所が必要な人への支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設の情報提供や個別相談等による入所支援</li> </ul>

【関連課等】 障害福祉課、生活福祉課

【関連計画】 はんのうふくしの森プラン

※1 「居住支援法人」とは、住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを養育する人など）が民間賃貸住宅に円滑に入居できるように支援する法人のことで、都道府県が指定します。

## 基本目標4 共に学び育つ保育・療育・教育の充実

### (1) インクルーシブな保育の推進・インクルーシブ教育の推進に向けた基盤の整備

#### <施策の方向>

共生社会の実現に向けて、幼い頃から障害のある子どもと障害のない子どもがともに過ごし、ともに遊び・学び、ともに活動できる機会の充実を図ります。

#### <主な取組>

取組名及び内容
<p><b>■取組 34：共に育つ保育・幼児期教育【重点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保育所・幼稚園における保育士・幼稚園教諭の加配、看護職の配置</li> <li>○ 保育所等訪問支援の充実</li> <li>○ 保育所等への巡回相談の充実</li> </ul>
<p><b>■取組 35：小・中学校における相互理解の促進及び共同学習<sup>※1</sup></b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 行事等での交流の促進による相互理解の推進</li> <li>○ インクルーシブの理念に基づく学校教育、共同学習の実施</li> <li>○ 教員の障害理解の促進と学級運営にあたる合理的配慮の提供</li> </ul>
<p><b>■取組 36：放課後児童クラブによる障害のあるこどもの受入れ【新規】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 放課後児童クラブ職員の障害理解の促進に向けた研修会の実施</li> <li>○ すべての放課後児童クラブで障害のあるこどもの受入れ体制を整備</li> </ul>
<p><b>■取組 37：放課後等デイサービスの充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 放課後等デイサービスにおける療育機能の充実</li> <li>○ 放課後等デイサービス・日中一時支援等のサービスの適正な運営の確保</li> <li>○ 放課後等デイサービス事業所による虐待防止の取組への支援</li> </ul>

【関連課等】 障害福祉課、つぼみ園、保育課、こども施設課、学校教育課、教育センター

【関連計画】 はんのうふくしの森プラン、飯能市教育大綱・飯能市教育振興基本計画

※1 「共同学習」とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校等が行う、障害のある子どもと障害のない子ども、あるいは地域の障害のある人とがふれあい、共に活動することをいいます。

## (2) 療育・発達支援等の充実

### <施策の方向>

専門的な療育施設を有する本市の特長を活かして障害のある子どもやその家族への相談、援助・助言等を行う地域の中核的な療育支援施設である児童発達支援センターの設置を図ります。特に、本市は山間地域を有し、市域も広いことから、アウトリーチ機能を重視します。

また、障害のある子どもの保護者や兄弟姉妹への支援を行うとともに、医療的ケアを要する子どもも含めて成長に応じて切れ目なく支援できる体制を整備します。

### <主な取組>

取組名及び内容
<p><b>■取組 38：児童発達支援センターの設置【重点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童発達支援センター設置に向けた協議</li> <li>○ こども家庭センターと児童発達支援センターによる相談体制の構築</li> <li>○ 児童発達支援に関する専門的相談の一元化</li> <li>○ 専門的な相談が受けられるようコーディネーター（専門職）の確保</li> <li>○ 保育所等訪問によるインクルージョンの推進</li> <li>○ 地域の児童発達支援事業所へのコンサルテーションの実施</li> </ul>
<p><b>■取組 39：保護者や兄弟姉妹への支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害のある子どもの支援に併せて、保護者や兄弟姉妹のニーズに応じた支援の充実</li> <li>○ ペアレントトレーニング<sup>※1</sup>や各種相談の充実</li> <li>○ 保護者等で構成される家族会との連携</li> <li>○ 児童発達支援センターにおける学習会、交流会の開催</li> <li>○ ショートステイ等の確保</li> </ul>

※1 「ペアレントトレーニング」とは、こどもの行動変容を目的として、親がほめ方や指示などの具体的な養育スキルを獲得することを目指す取組のことです。専門家による療育場面でのトレーニングだけでなく、親が日常生活でこどもに適切にかかわることができるようになることで、こどもの行動改善や発達促進が期待できます。

取組名及び内容
<p><b>■取組 40：医療的ケアを要するこども等への支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 医療的ケアを要するこどもへの支援のため、障害者支援協議会障害児支援部会における協議の継続</li><li>○ 保育所での医療的ケアを要するこどもの受入れ体制の整備</li><li>○ 主に重症心身障害のあるこどもを支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所との連携による支援</li><li>○ 居宅訪問型児童発達支援事業<sup>※1</sup>所との連携による支援</li></ul>
<p><b>■取組 41：こどもの成長に応じた支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 保育所等訪問支援事業を活用した保育、療育、教育が連携した支援</li><li>○ 学校と市、障害児サービス提供事業所との連携強化</li><li>○ 障害児支援利用計画と教育支援計画の連動に基づく支援</li></ul>

【関連課等】 障害福祉課、つぼみ園、こども支援課、保育課、保健センター、学校教育課、教育センター

【関連計画】 はんのうふくしの森プラン、飯能市子ども・子育て支援事業計画、飯能市次世代育成支援行動計画、飯能市次世代育成支援行動計画、飯能市自殺対策計画

※1 「居宅訪問型児童発達支援事業」とは、障害のある児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行う事業のことです。

### (3) 特別支援教育・教育環境の充実

#### <施策の方向>

障害のある子どももない子どもも可能な限り共に教育を受けられる環境の整備を進めるとともに、一人ひとりの教育的ニーズに的確に応える指導を受けることのできるインクルーシブ教育の実施に向けた基盤を整備します。

#### <主な取組>

取組名及び内容
<p><b>■取組 42：学習支援体制の整備・充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ こどもの意思決定を尊重した就学支援の実施</li> <li>○ 各小・中学校教員へのインクルーシブ教育に関する研修の実施</li> <li>○ 各小・中学校への特別支援教育支援員、介助員配置の促進</li> <li>○ 通級指導<sup>※1</sup>の活用</li> <li>○ こどもの特性に応じた共同学習の実施、合理的配慮の提供</li> <li>○ 進路選択の不安を解消するための教育と福祉の連携の推進</li> </ul>
<p><b>■取組 43：交流の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 支援籍<sup>※2</sup>学習制度の活用</li> <li>○ 学校行事等における交流によるこころのバリアフリーの取組の推進</li> </ul>
<p><b>■取組 44：学校施設のバリアフリー化の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校施設改修に併せた学校施設のバリアフリー化</li> <li>○ 多目的トイレの設置や昇降口におけるスロープの設置等</li> </ul>

【関連課等】 障害福祉課、教育総務課、学校教育課、教育センター

【関連計画】 はんのうふくしの森プラン、飯能市教育大綱・飯能市教育振興基本計画、飯能市公共施設等施設管理計画

※1 「通級指導」とは、大部分の授業を小・中・高等学校の通常の学級で受けながら、一部、障害に応じた特別の指導を特別な場（通級指導教室）で受ける指導形態で、障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服するため、特別支援学校学習指導要領の「自立活動」に相当する指導を行います。

※2 「支援籍」とは、小中学校に通う障害のある子どもが必要な学習活動を行うために、在籍する学校または学級以外に置く埼玉県独自の学籍のことをいいます。

## 基本目標 5 保健・医療の充実

### (1) 健康づくりの推進

#### <施策の方向>

障害の有無にかかわらず誰もが健康づくりに取り組めるよう、保健事業における合理的配慮の提供を進めます。保健・医療・福祉等の関係機関が連携し、障害の早期発見・重症化予防を図ります。

また、障害のある人等が保健事業に参加する際には、付添や移動等について、障害福祉サービス等の活用を図ります。

#### <主な取組>

取組名及び内容
<p><b>■取組 45：誰もが必要な健診等を受けられる保健事業の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 妊娠期の健康管理と乳幼児健診の実施</li><li>○ 予防接種や検診等の実施、歯科や必要な医療につなぐ支援の実施</li><li>○ 健康教育・健康増進事業の推進</li><li>○ 特定健康診査・特定保健指導の充実</li><li>○ 生活習慣病発症予防に向けた事業の実施</li><li>○ 心臓機能障害、腎臓機能障害等の重症化予防</li><li>○ 介護予防事業の充実</li></ul>
<p><b>■取組 46：障害のあるこどもの早期支援・療育事業の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ こども家庭センター・児童発達支援センターと医療・療育関係機関等との連携構築</li><li>○ 発育発達相談、児童発達支援等による相談事業及び療育事業との連携</li><li>○ 専門職による相談支援の充実</li></ul>

【関連課等】 障害福祉課、介護福祉課、こども支援課、保育課、保険年金課、保健センター

【関連計画】 はんのうふくしの森プラン、飯能市介護保険事業計画及び老人福祉計画、飯能市子ども・子育て支援事業計画、飯能市次世代育成支援行動計画、飯能市健康のまちづくり計画



## (2) こころの健康づくりの推進

### <施策の方向>

障害の有無にかかわらず誰もがこころの健康づくりに取り組めるよう、事業における合理的配慮を進めます。

また、保健・医療・福祉等の関係機関が連携し、自殺対策の取組や精神保健に課題がある人等への早期支援を実施するなど精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を図ります。

### <主な取組>

取組名及び内容
<p><b>■取組 47：こころの健康の維持と増進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ こころの健康づくりに関する普及啓発と相談支援の充実</li> <li>○ 精神保健及び精神疾患に関する正しい知識の普及</li> <li>○ アルコール健康障害に関する支援の実施、及び自助グループへの支援</li> <li>○ 精神保健福祉士や保健師等による多機関多職種による相談支援の実施</li> <li>○ 多機関多職種ネットワークによる取組の推進</li> </ul>
<p><b>■取組 48：生きることの包括的な支援（自殺対策事業）の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害のある人等やその家族の生きづらさへの包括的な支援の実施</li> </ul>

【関連課等】 障害福祉課、介護福祉課、保健センター

【関連計画】 飯能市介護保険事業計画及び老人福祉計画、飯能市健康のまちづくり計画、飯能市自殺対策計画

### (3) 医療機関への受診に係る支援

#### <施策の方向>

障害のある人等が身近な地域で必要な医療を受けられるよう、在宅医療関係機関と障害福祉関係機関の連携を図りながら、医療機関への受診支援を行います。

また、精神疾患は、医療につながりにくかったり、医療が中断したりすることがみられるため、精神疾患が疑われる未受診の人や精神科医療が中断している人等に対し、入院を前提としない訪問支援を行います。

#### <主な取組>

取組名及び内容
<p><b>■取組 49：自立支援医療制度の周知</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自立支援医療制度（更生医療、育成医療、精神通院）を必要とする人への制度周知と利用促進</li> </ul>
<p><b>■取組 50：身近な医療機関への受診支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 医療的ケアを要する人が身近な医療機関で受診ができるよう、地区医師会や介護・福祉関係機関と連携した受診調整の仕組みづくり</li> <li>○ 受診が困難な人への往診の調整及び訪問看護等の実施</li> </ul>
<p><b>■取組 51：精神疾患が疑われる人や精神科医療を中断している人等への訪問支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自宅にひきこもりがちな人への訪問支援の実施</li> <li>○ 未受診者・医療中断者への入院を前提としない訪問支援の実施</li> <li>○ 急性症状を呈する場合、医療機関や保健所等と連携した受診調整の実施</li> <li>○ 往診や訪問看護など入院外医療の充実</li> </ul>

【関連課等】 障害福祉課、介護福祉課、医療管理課、保健センター

【関連計画】 飯能市介護保険事業計画及び老人福祉計画、飯能市健康のまちづくり計画、飯能市自殺対策計画

## (4) 医療機関等と連携した地域移行・定着支援

### <施策の方向>

精神科医療機関等と連携し、入院している精神障害のある人の地域移行を促進するとともに、精神科医療機関、訪問看護ステーション及び指定一般相談支援事業所、障害福祉サービス事業所等と連携し、地域移行後の在宅での生活を継続できるように定着支援、自立生活の援助等の生活支援を行います。

### <主な取組>

取組名及び内容
<p><b>■取組 52：精神科医療機関等との連携【重点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 基幹相談支援センターと精神科医療機関及び保健所等との連携による退院支援の取組の強化</li> <li>○ 指定一般相談事業所（地域移行支援、地域定着支援）の参入促進</li> <li>○ 市長同意入院者への訪問支援など地域移行支援の実施           <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 埼玉県が実施する「入院者訪問支援事業」との連携</li> </ul> </li> <li>○ ピアサポート団体が実施する入院者等への友愛訪問事業への支援</li> </ul>
<p><b>■取組 53：地域移行後の定着支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 精神障害のある人のパーソナルリカバリー<sup>※1</sup>への支援</li> <li>○ 精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む。）にも対応した地域包括ケアシステム構築による、精神科医療機関、訪問看護ステーション、障害福祉サービス提供事業所等、多機関多職種連携による在宅生活の継続にむけた訪問支援の実施</li> <li>○ 指定一般相談支援事業所による地域定着支援事業の実施</li> <li>○ ピアサポート活動との連携や地域活動支援センターの活用</li> </ul>

【関連課等】 障害福祉課、介護福祉課、医療管理課、保健センター

【関連計画】 はんのうふくしの森プラン、飯能市介護保険事業計画及び老人福祉計画、自殺対策計画

※1 「パーソナルリカバリー」とは、リカバリー（人々が生活や仕事、学ぶこと、そして地域社会に参加できるようになる過程）のうち、精神障害のある人自身の満足のある生活や希望の実現を目指すものをいいます。これに対し、症状の減退や機能的な回復を指すものとして「臨床的リカバリー」があげられます。

## (5) 難病患者等への支援

### <施策の方向>

難病等に関する正しい理解を促進するとともに、難病患者等及びその他心身の機能に障害のある人に対し、必要な情報やサービスの活用により在宅生活への支援を行います。

### <主な取組>

取組名及び内容
<p><b>■取組 54：難病等に関する正しい理解の促進【新規】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市職員や相談支援専門員の埼玉県難病相談支援センターが実施する研修会への参加</li> </ul>
<p><b>■取組 55：難病患者等及びその他心身の機能に障害のある人へのニーズに応じた在宅生活への支援【新規】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 難病患者等が利用できる障害福祉サービス等に関する情報提供の充実</li> <li>○ 障害福祉サービス、訪問看護の活用による在宅生活の支援</li> </ul>
<p><b>■取組 56：専門的な医療機関や相談機関等との連携による支援の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 難病指定医療機関（医科、薬局）や埼玉県難病相談支援センターとの連携による支援</li> </ul>

【関連課等】 障害福祉課、介護福祉課、医療管理課、保健センター

【関連計画】 飯能市介護保険事業計画及び老人福祉計画、飯能市健康のまちづくり計画

## (6) 高次脳機能障害のある人への支援

### <施策の方向>

高次脳機能障害は、外見からはわかりにくい障害であるため、周囲から誤解を受けやすく、本人や家族の負担が大きなものになっています。そのため、高次脳機能障害に関する正しい理解を促進するとともに、個別支援や地域における参加支援を行います。

### <主な取組>

取組名及び内容
<p><b>■取組 57：高次脳機能障害に関する正しい理解の促進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 広報はんのうや市ホームページ等への掲載による啓発の実施</li> <li>○ 保健福祉関係者に向けた高次脳機能障害に関する研修情報の提供</li> </ul>
<p><b>■取組 58：ニーズに応じた個別支援の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 相談支援専門員等による個別支援の充実</li> <li>○ 障害福祉サービス等の活用による在宅生活の支援</li> </ul>
<p><b>■取組 59：高次脳機能障害のある人の参加の場の確保【新規】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害福祉サービス提供事業所による受入れの促進</li> <li>○ 高次脳機能障害のある人が安心して参加できる場の確保</li> <li>○ 地域福祉活動やサロン活動運営者への働きかけ</li> </ul>
<p><b>■取組 60：専門的な医療機関や相談機関等との連携による支援の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高次脳機能障害の治療が可能な医療機関や埼玉県高次脳機能障害者支援センターとの連携による支援</li> </ul>

【関連課等】 障害福祉課、地域福祉課、介護福祉課、保健センター

【関連計画】 はんのうふくしの森プラン、飯能市介護保険事業計画及び老人福祉計画、飯能市健康のまちづくり計画

## (7) 発達障害のある人への支援

### <施策の方向>

発達障害は、コミュニケーションのとりづらさ、落ち着きのなさなどの特性から、わがままや自分勝手などと誤解を受けたり叱咤されたり、そのことから二次障害が生じたりすることがあります。そのため本人の生きづらさや家族の負担が大きなものになっています。発達障害に関する正しい理解を促進するとともに、個別支援や地域における参加支援の充実を図ります。

### <主な取組>

取組名及び内容
<p><b>■取組 61：発達障害に関する正しい理解の促進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 広報はんのうや市ホームページ等への掲載による啓発の実施</li> <li>○ 保健福祉、教育等の関係者に向けた発達障害に関する研修、情報の提供</li> </ul>
<p><b>■取組 62：発達障害のある人の自尊心を高める関わりや生きやすくなる社会づくり</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 発達障害のある人の自尊心を高めるための取組の実施</li> <li>○ 二次障害<sup>※1</sup>の予防に関する取組の実施</li> <li>○ 関係職員・事業所に対する研修の参加促進</li> </ul>
<p><b>■取組 63：専門的な医療機関や相談機関等との連携による支援の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 発達障害の診療等が可能な医療機関や埼玉県発達障害者総合支援センター等との連携による支援</li> </ul>

【関連課等】 障害福祉課、地域福祉課、生活福祉課、介護福祉課、保育課、こども支援課、保健センター、学校教育課、教育センター

【関連計画】 はんのうふくしの森プラン、飯能市成年後見制度利用促進基本計画、飯能市介護保険事業計画及び老人福祉計画、飯能市子ども・子育て支援事業計画、飯能市次世代育成支援行動計画、飯能市健康のまちづくり計画、飯能市自殺対策計画、飯能市教育大綱・飯能市教育振興基本計画

※1 「二次障害」とは、発達障害の特性による生きづらさや生活上の困りごとが積み重なるなどが原因となり、後発的に発症する可能性がある疾患等による障害のこと。気分障害（うつ病等）や不安障害、睡眠障害、物質依存など。すべて発達障害のある人等に必ず生じるものではありません。

## 基本目標 6 多様な就労への支援

### (1) 就労機会の確保・職場開拓・雇用促進

#### <施策の方向>

障害のあるこどもの卒業後の進路選択に向けた支援体制を強化するとともに、障害のある人等の希望や特性に応じた多様な働き方を支援します。

また、福祉施設から一般就労への移行を促進します。

#### <主な取組>

取組名及び内容
<p><b>■取組 64：就労支援体制の強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害者就労支援センターの機能強化</li> <li>○ 特別支援学校在校生への進路選択に向けた個別支援の充実</li> <li>○ 就労選択支援、職業適性評価を実施する事業所の確保</li> <li>○ 施設外授産（企業内実習等）の場の確保</li> </ul>
<p><b>■取組 65：職場開拓・雇用促進に向けた支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 特別支援学校との連携による一般就労に向けた支援の充実</li> <li>○ 福祉施設から一般就労への移行の促進</li> <li>○ 障害者就労支援センターによる職場開拓</li> <li>○ 埼玉県障害者雇用総合サポートセンター等と連携した雇用促進の取組</li> <li>○ 障害者雇用を受け入れる企業への支援の充実</li> <li>○ 多様な実習や試行雇用制度の活用の促進</li> </ul>
<p><b>■取組 66：多様な働き方の保障</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害特性に配慮した働く場（生きがいを感じることができる場）の確保</li> <li>○ 社会的企業（ソーシャルファーム<sup>※1</sup>）への支援策の検討</li> <li>○ 内職先紹介等による支援</li> </ul>

【関連課等】 障害福祉課、産業振興課

※1 「ソーシャルファーム」とは、一般企業でも福祉事業所でもない「第3の就労」と言われ、障害のある人や就労に困難を抱える人が、必要なサポートを受け、他の従業員と対等の立場で共に働く社会的企業のことで

## (2) 働き続けるための支援

### <施策の方向>

企業等に就労している障害のある人等が就労を継続していけるよう、職場における合理的配慮の提供や環境の調整を進め経済的自立に向けた支援を進めるとともに、障害福祉サービス提供事業所に通所する障害のある人等の工賃向上に向けた支援を行います。

### <主な取組>

取組名及び内容
<p><b>■取組 67：就労の定着に向けた支援・職場環境の調整</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害者就労支援センターによる企業への定着支援、職場環境調整の充実</li> <li>○ 就労定着支援事業所による定着支援の充実</li> </ul>
<p><b>■取組 68：経済的自立に向けた支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害者雇用（障害開示就労<sup>※1</sup>、短時間労働など）の推進</li> <li>○ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）に基づく官公需の発注の促進</li> </ul>
<p><b>■取組 69：障害福祉サービス提供事業所（就労系）の取組への支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害福祉サービス提供事業所による一般就労への移行・定着に向けた取組の強化</li> <li>○ 就労継続支援事業所（A型）の設置促進</li> <li>○ 就労選択支援事業の開始、充実</li> <li>○ 障害福祉サービス提供事業所への工賃向上のための支援</li> </ul>

【関連課等】 障害福祉課、発注可能課

※1 「障害開示就労」とは、障害のある人が就職する際、自らの障害を職場に開示し、職場環境の調整や勤務形態、業務内容等において障害特性に応じた合理的配慮の提供を得て働くことをいいます。



## 基本目標 7 文化芸術活動、スポーツ、余暇・レクリエーション活動への支援

### (1) 文化芸術活動、スポーツ、レクリエーション活動、生涯学習の充実 ＜施策の方向＞

障害のある人等の文化芸術活動を促進するとともに、市内で行われるスポーツ、余暇・レクリエーション活動への参加を支援します。

#### ＜主な取組＞

取組名及び内容
<p>■取組 70：文化芸術活動に取り組む障害のある人等の活動支援 【新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「ヒューマン・ライブラリー<sup>※1</sup>」の手法等を取り入れた、文化芸術活動に関する啓発事業の実施</li> <li>○ 文化芸術活動に取り組む障害のある人等の活動支援と市民との交流の促進</li> </ul>
<p>■取組 71：スポーツに取り組む障害のある人等の活動支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各種競技会で優秀な成績を収めたアスリート等への顕彰の実施</li> <li>○ スポーツ活動に取り組む障害のある人等の活動支援と市民との交流の促進</li> <li>○ 「ヒューマン・ライブラリー」の手法等を取り入れた、スポーツに関する啓発事業の実施</li> </ul>
<p>■取組 72：福祉スポーツ大会等の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 福祉スポーツ大会の開催による市民との交流促進</li> <li>○ 学校や地域における体育祭等による障害のある人等との交流促進</li> </ul>
<p>■取組 73：余暇・レクリエーション活動の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生涯学習活動を発表する機会の提供</li> <li>○ 社会教育に取り組む団体と障害者団体の交流促進</li> <li>○ 障害福祉サービス提供事業所による余暇・レクリエーション活動の実施</li> </ul>

【関連課等】 障害福祉課、自治振興課、生涯学習課、スポーツ課

【関連計画】 はんのうふくしの森プラン、飯能市教育大綱・飯能市教育振興基本計画

※1 「ヒューマン・ライブラリー」とは、障害のある人などの社会的マイノリティやその人達を支える人等の活動を本に見立てて読者（市民）との相互理解を促進し偏見の解消を図る手法のことです。

## (2) 地域活動支援センターの充実

### <施策の方向>

地域活動支援センターにおいて、障害のある人等の地域活動を支援し、余暇・レクリエーション活動プログラムの充実を図ります。

### <主な取組>

取組名及び内容
<p><b>■取組 74：地域活動支援センターによる余暇・レクリエーション活動に関する支援の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 地域活動支援センターによる余暇活動プログラムの充実</li><li>○ 地域活動支援センターにおいて、身体障害及び精神障害に加え、知的障害、発達障害、高次脳機能障害、難病等、様々な障害のある人等の地域活動の支援の充実</li></ul>

【関連課等】 障害福祉課

## 基本目標 8 安心・安全で住みよいまちづくりの推進

### (1) 防災対策・災害時支援体制の充実

#### <施策の方向>

障害特性に配慮しつつ、地域における防災訓練への参加の促進や災害時要援護者避難支援プランの周知を図るなど防災対策を推進します。

また、避難所における合理的配慮の充実を図るとともに、避難生活にかかる支援の充実を図ります。

#### <主な取組>

取組名及び内容
<p><b>■取組 75：障害特性に配慮した防災対策の推進【重点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害のある人等の地域防災訓練への参加の促進</li> <li>○ 災害や避難行動に関する適切な情報提供及びコミュニケーション支援や移動支援の確保（防災情報のユニバーサルデザイン化）</li> <li>○ 災害時要援護者避難支援プランの周知、個別避難計画書兼避難行動支援者登録書作成への働きかけ</li> <li>○ 福祉避難所<sup>※1</sup>への直接避難の調整</li> <li>○ ヘルプカードの活用</li> <li>○ 災害発生時における医療機関、消防、保健所等の関係機関との連携による、医療的ケアを要する人等への支援体制の構築</li> </ul>
<p><b>■取組 76：避難所機能の充実及び避難生活への支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難所の環境整備及び備蓄品及び障害特性に配慮した情報提供の充実</li> <li>○ 重度の障害のある人等を受入れ可能な福祉避難所の確保</li> <li>○ 在宅避難が困難な障害のある人等の避難所生活における障害の特性に応じた合理的配慮の提供</li> <li>○ 在宅避難の状態にある障害のある人等に関する障害福祉サービス提供事業所等との連携</li> <li>○ 避難生活におけるこころの健康の保持についての支援</li> <li>○ 自治会に対し、障害のある人等の避難に関する意識の啓発</li> </ul>

【関連課等】 障害福祉課、防災危機管理室、自治振興課、地域福祉課、介護福祉課、保健センター

【関連計画】 はんのうふくしの森プラン、飯能市地域防災計画、飯能市介護保険事業計画及び老人福祉計画

※1 「福祉避難所」とは、高齢者や障害者など、一般の避難所では支障をきたす要配慮者に対して、特別の配慮がなされた避難所です。

## (2) 防犯体制の強化

### <施策の方向>

知的障害や精神障害、発達障害、高次脳機能障害など判断能力に制限のある障害のある人等が安心して生活できるよう、犯罪や消費生活トラブルの未然防止に努めます。

また、障害のある女性は、それぞれの障害特性、状態により様々な支援が必要であることに加えて、女性であることにより、いわゆる複合的差別など更に困難な状況に置かれている場合があることから、犯罪被害の未然防止に取り組みます。

### <主な取組>

取組名及び内容
<p><b>■取組 77：犯罪や消費生活トラブルの未然防止</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 消費生活相談員による講座の実施</li> <li>○ 警察と連携した防犯教室の開催</li> </ul>
<p><b>■取組 78：障害のある女性等の犯罪被害の未然防止【新規】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害のある女性等への性暴力被害の防止に関する啓発の実施</li> <li>○ 相談支援専門員等に対し、障害のある女性等への性暴力被害の防止に関する意識の向上及び研修の実施</li> <li>○ 判断能力に制限のある障害のある人や障害のある高齢者の消費生活トラブルの未然防止に関する啓発の実施</li> </ul>

【関連課等】 障害福祉課、自治振興課、生活安全課、生活福祉課、介護福祉課、保健センター

【関連計画】 飯能市男女共同参画プラン、はんのうふくしの森プラン、飯能市介護保険事業計画及び老人福祉計画

### (3) 住みよいまちづくりの推進

#### <施策の方向>

誰もが住みよいまちづくりに向けて、公共交通機関、建物、道路等におけるバリアフリーを進めます。

また、障害のある人等がその障害のために選挙権を行使できない状況を解消するなど、選挙・行政における合理的配慮を進めます。

また、住宅の確保に配慮が必要な人の民間住宅への円滑な入居への支援を行います。

#### <主な取組>

取組名及び内容
<p><b>■取組 79：バリアフリー化の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 飯能市都市計画マスタープラン、飯能市まちづくり未来ビジョンにおけるバリアフリーの推進</li> <li>○ 道路、公園、公共施設の修繕に際してバリアフリー化を推進</li> </ul>
<p><b>■取組 80：交通環境の向上</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公共交通施設のバリアフリー化とユニバーサルデザイン化の推進</li> <li>○ 福祉有償運送<sup>※1</sup>事業者の参入促進</li> <li>○ 生活サポート事業の活用</li> </ul>
<p><b>■取組 81：安心して暮らせる居住の支援【新規】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 居住支援法人と相談支援事業所の連携による入居に向けた支援</li> <li>○ 居住支援法人と相談支援事業所の連携による入居後の暮らしの支援</li> <li>○ 住宅確保要配慮者への支援</li> </ul>

【関連課等】 障害福祉課、資産経営課、交通政策課、観光・エコツーリズム課、生活福祉課、都市計画課、道路建設課、維持公園課、街路整備課、建設管理課、区画整理課

【関連計画】 飯能市都市計画マスタープラン、飯能まちなか未来ビジョン、飯能市公共施設等総合管理計画、飯能市地域公共交通計画、はんのうふくしの森プラン

※1 「福祉有償運送」とは、社会福祉法人やNPO法人などが、高齢者や障害者など公共交通機関を利用することが困難な人を対象に、通院、通所、レジャーなどを目的に有償で行う車による移送サービスです。



## 第3編 第7期飯能市障害福祉計画

## はじめに

---

障害福祉計画は、国が基本方針に定めた「障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援」、「障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施」、「入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備」、「地域共生社会の実現に向けた取組」、「障害のある児童の健やかな育成のための発達支援」、「障害福祉人材の確保・定着」及び「障害者の社会参加を支える取組定着」と埼玉県が定めた考え方のもとに、本市の実情を勘案し障害福祉サービス等の提供体制について定めるものです。

第7期飯能市障害福祉計画では、ソーシャルインクルージョンを基軸とする第5次飯能市障害者計画との整合を図り「誰もがお互いを尊重し合い笑顔いっぱい共に輝いて生きるまち」の基本理念にもとづき、一人ひとりに必要な障害福祉サービス等を提供できるよう支援体制の強化を図ります。



# 第1章 成果目標

## 1 福祉施設入所者の地域生活への移行

### ■成果目標の考え方

【国の基本指針】	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 令和4年度末時点での施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することとするとともに、これに合わせて令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者から5%以上削減することを基本とします。</li> <li>○ 当該目標値の設定に当たっては、令和5年度末において、障害福祉計画で定めた令和8年度までの目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和8年度末における目標値に加えた割合以上を目標値とします。</li> </ul>
【県の考え方】	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域移行者数は国と同様6%以上としますが、障害者施設入所者の削減数にかかる数値目標は設定しません。</li> </ul>
【市の考え方】	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域生活移行者数は、令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上とします。また、第6期計画における未達成分を加えて目標値を設定します。</li> <li>○ 施設入所者の削減数は、設定しないこととします。</li> <li>○ 障害者支援協議会にて、意思決定支援ガイドラインに基づく取組や居住の場の確保等の課題について協議を行います。</li> <li>○ 地域生活支援拠点（面的整備）における相談機能、体験機能により、地域生活の体験を踏まえた入所者の意思決定を促すなど、個別支援を進めます。</li> </ul>

### ■成果目標

区分	令和8年度目標	説明
地域生活移行者数	9人以上	令和4年度末の施設入所者69人 第7期計画の国・指針で示された6%以上に第6期計画指標（6%分）を加え12%以上とします。 ※ $69 \text{人} \times 12 / 100 = 8.28 \text{人}$

## 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

### ■成果目標の考え方

【国の基本指針】	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平均生活日数に関する令和8年度における目標値の設定に当たっては、精神障害のある人の精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上とすることを基本とします。</li> <li>○ 国が示す方法により算定した令和8年度末の精神病床における65歳以上の1年以上長期入院患者数及び国が示す方法により算定した令和8年度末の精神病床における65歳未満の1年以上長期入院患者数を目標値として設定します。</li> <li>○ 退院率に関する令和8年度における目標値の設定に当たっては、入院後3か月時点の退院率については68.9%以上とし、入院6か月時点の退院率については84.5%以上とし、入院後1年時点の退院率については91%以上とすることを基本とします。</li> </ul>
【県の考え方】	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国の基本指針のとおりとします。</li> </ul>
【市の考え方】	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都道府県が定める成果目標であるため、本市では国の基本指針及び県の考え方に対応する成果目標は設定しません。</li> <li>○ 埼玉県（保健所等）が実施する精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築の取組と協働し、医療・保健・福祉等の多機関多職種連携による訪問支援など重層連携を強化します。</li> <li>○ リカバリー志向の地域包括ケアシステム構築に向けて、医療・介護、地域保健、生活福祉による包括的な相談支援、教育や労働など他領域との連携による支援体制の構築を図ります。</li> </ul>

### ■成果目標

区分	令和8年度目標	説明
精神保健相談と生活支援の連携の強化	連携強化	県保健所、保健センター及び関係各課と基幹相談支援センター及び関係機関等の連携強化を図ります。
多機関多職種による訪問支援の実施	実施	保健・医療・福祉関係等の多機関多職種による訪問支援を実施します。
ピアサポーターによる相談活動の充実	充実	ピアサポーターによる相談支援を充実し、リカバリーの視点を踏まえた取組を実施します。

### 3 地域生活支援の充実

#### ■成果目標の考え方

<p>【国の基本指針】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とします。</li> <li>○ 強度行動障害を有する人の支援体制の充実を図るためには、支援ニーズの把握を行い、ニーズに基づく支援体制の整備を図ることが必要であり、令和8年度末までに、各市町村において、強度行動障害を有する人の状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とします。</li> </ul>
<p>【県の考え方】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国の基本指針のとおりとします。</li> </ul>
<p>【市の考え方】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域生活支援拠点(面的整備)を担うコーディネーターの配置</li> <li>○ 地域生活支援拠点等における緊急時の連絡体制の構築</li> <li>○ 強度行動障害のある人及びその家族への支援ニーズの把握と支援体制の整備</li> <li>○ 強度行動障害のある人について、地域の関係機関が連携した支援体制の構築</li> </ul>

#### ■成果目標

区分	令和8年度目標	説明
<p>コーディネーターの確保・配置</p>	<p>配置</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 相談機能を担う法人の参入促進とコーディネーターの配置</li> </ul>
<p>運用状況の検証及び検討(年1回以上)</p>	<p>年1回</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害福祉審議会による検証</li> <li>○ 障害者支援協議会による課題の検討</li> </ul>
<p>強度行動障害を有する人に対する支援体制の整備</p>	<p>体制整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域生活支援拠点参画事業所への強度行動障害支援研修受講の促進、研修修了者の確保</li> <li>○ 強度行動障害の行動関連項目が10点以上の人やその家族のニーズの把握</li> <li>○ 地域の関係機関が連携した支援体制の整備・充実</li> </ul>

## 4 福祉施設から一般就労への移行等

### ■成果目標の考え方

<p>【国の基本指針】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすることを基本とします。この際、就労移行支援事業所、就労継続支援A型事業及びB型事業について、各事業の趣旨、目的、各地域における実態等を踏まえつつ、それぞれ令和8年度中に一般就労に移行する者の目標値も併せて定めることとします。</li> <li>○ 就労移行支援事業については、令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上とすることを基本とします。さらに、事業所ごとの実績の確保・向上の観点から、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した人の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とします。</li> <li>○ また、就労継続支援A型事業については令和3年度の一般就労への移行実績の概ね1.29倍以上、就労継続支援B型事業については概ね1.28倍以上を目指すこととします。</li> <li>○ また、障害者の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率に係る目標値を設定することとし、就労定着支援事業の利用者数については、令和3年度の実績の1.41倍以上とすることを基本とします。さらに、就労定着率が7割以上の事業所を全体の25%以上とすることを基本とします。</li> <li>○ 一般就労に移行する人の数に係る目標値の設定に当たり、令和5年度末において、障害福祉計画で定めた令和5年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和8年度末における各々の目標値に加えた割合以上を目標値とします。</li> </ul>
<p>【県の考え方】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国の基本指針のとおりとします。</li> </ul>
<p>【市の考え方】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県の方針のとおりとします。</li> </ul>

## ■成果目標

区分	令和8年度目標	説明
福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加	30人	令和3年度の一般就労への移行実績(21人)の1.3倍以上とします。
就労移行支援事業からの一般就労への移行者増加	10人	一般就労への移行における重要な役割を踏まえ、令和3年度の一般就労への移行実績(6人)の1.31倍以上とします。
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合	3事業所	就労移行支援事業利用終了者のうち、一般就労へ移行した者の割合が、市内すべての事業所で5割以上になるものとします。 ※令和5年4月1日現在3事業所
就労継続支援A型事業所からの一般就労への移行者の増加	1人以上	令和3年度の一般就労への移行実績の1.29倍以上とします。 本市の実績は0人ですが、1人以上とします。
就労継続支援B型事業所からの一般就労への移行者の増加	1人以上	令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とします。 本市の実績は0人ですが、1人以上とします。
就労定着支援事業の利用者数の増加	40人	令和3年度の実績(27人) <sup>*</sup> の1.41倍以上とすることを基本とします。 ※支給決定ベース
就労定着率7割以上の就労定着支援事業の割合	2事業所	市内就労定着支援事業所2事業所のうち、すべての事業所において就労定着率が7割以上となることを目指します。 ※令和5年度末現在2事業所
雇用や福祉等の関係機関が連携した協議会の設置	実施	障害者支援協議会(就労支援部会)における協議を実施します。

## 5 相談支援体制の充実・強化等

### ■成果目標の考え方

<p>【国の基本指針】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 相談支援体制を充実・強化するため、令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが基本指針別表第一の九に掲げる地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とします。</li> <li>○ なお、基幹相談支援センターを設置するまでの間においても、各市町村において地域の相談支援体制の強化に努めることとします。</li> <li>○ また、地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において、基本指針別表第一の九に掲げる個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とします。</li> </ul>
<p>【県の考え方】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国の基本指針のとおりとします。</li> </ul>
<p>【市の考え方】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 令和8年度末までに、基本指針別表第一の九の各項に掲げる総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を構築します。</li> <li>○ 障害者支援協議会により、相談支援体制の強化に向けて検討します。</li> </ul>

### ■成果目標

区分	令和8年度目標	説明
総合的・専門的な相談支援の実施	体制強化	基幹相談支援センターにおける総合的・専門的な相談支援を実施します。
地域の相談支援体制の強化	体制強化	障害福祉審議会、障害者支援協議会、相談支援連絡会の3層構造の推進体制により地域の相談支援体制を強化します。

## &lt;参 考&gt;

## 基本指針別表第一の九 相談支援体制の充実・強化のための取組

事 項	内 容
基幹相談支援センターの設置	基幹相談支援センターの設置有無の見込みを設定する。
基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化	<p>基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数、地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数、地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数、個別事例の支援内容の検証の実施回数の見込みを設定する。</p> <p>基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数の見込みを設定する。</p>
協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善	協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数（頻度）及び参加事業者・機関数、協議会の専門部会の設置数及び実施回数（頻度）の見込みを設定する。

## 6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

### ■成果目標の考え方

<p>【国の基本指針】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県及び市町村の職員は、障害者総合支援法の具体的な内容を理解するための取組を行い、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害者等が真に必要とする障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくことが望まれます。</li> <li>○ また、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくため、令和8年度末までに、基本指針別表第一の十に掲げる障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とします。</li> </ul>
<p>【県の考え方】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国の基本指針のとおりとします。</li> </ul>
<p>【市の考え方】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 令和8年度末までに、基本指針別表第一の十の第1項、第2項に掲げる障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築します。</li> <li>○ 障害福祉サービス等に係る研修の活用や、障害者自立支援審査支払システム等による審査結果等を共有する体制を構築します。</li> <li>○ 県主催の各種研修会への市内障害福祉サービス提供事業所職員の参加を促します。</li> </ul>

### ■成果目標

区分	令和8年度目標	説明
<p>障害者総合支援法の具体的な内容を理解するための取組</p>	<p>障害福祉課職員が研修を受講</p>	<p>担当職員が、都道府県等が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修に参加します。</p>
<p>障害福祉サービス等の利用状況の把握・検証</p>	<p>実施</p>	<p>障害者自立支援審査支払システム等<sup>※1</sup>による審査結果等を分析・共有・活用し検証を行います。</p>

※1 「障害者自立支援審査支払システム」とは、障害者自立支援給付金の支給に関する手続きを行うためのシステムのことで、このシステムを利用することで、障害者自立支援給付金の申請や審査、支払いなどが行えます。



## &lt;参 考&gt;

## 基本指針別表第一の十 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

事 項	内 容
障害福祉サービス等に 係る各種研修の活用	都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込みを設定する。
計画的な人材養成の 推進	<p>都道府県による相談支援専門員研修（初任者・現任・主任）及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修（基礎・実践・更新）修了者数の見込みについて定める。</p> <p>都道府県による相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数及び修了者数の見込みを設定する。</p>
障害者自立支援審査 支払等システムによる 審査結果の共有	障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数の見込みを設定する。
指導監査結果の関係 市町村との共有	都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制の有無及びその共有回数の見込みを設定する。

※障害福祉サービス等に係る各種研修の活用及び計画的な人材養成、指導監査結果の関係市町村との共有の推進は、都道府県が定める見込量となります。

## 第2章 障害福祉サービス等の見込み

### 1 障害福祉サービスの見込み

#### (1) 訪問系サービス

##### ①居宅介護

〔内容〕

居宅において介護を必要とする人に、入浴、排せつ、食事等の介護や家事の支援等を行います。

〔見込み〕

(1か月あたり)

区 分	実 績			見込み		
	令和3年度	4年度	5年度見込み	6年度	7年度	8年度
利用者数(人)	82	79	80	90	90	90
延べ利用時間数(時間)	1,073	1,003	987	1,110	1,110	1,110

##### ②重度訪問介護

〔内容〕

居宅において常に介護を必要とする重度の障害がある人に、入浴、排せつ、食事等の介護や家事の支援等を行うほか、外出時の移動支援等の介護を総合的に行います。

〔見込み〕

(1か月あたり)

区 分	実 績			見込み		
	令和3年度	4年度	5年度見込み	6年度	7年度	8年度
利用者数(人)	1	1	1	5	5	5
延べ利用時間数(時間)	394	419	471	2,350	2,350	2,350

## ③同行援護

## 〔内容〕

移動に著しい困難を有する視覚障害のある人の外出に同行し、移動に必要な視覚的情報の提供、移動の支援を行います。

## 〔見込み〕

(1か月あたり)

区分	実績			見込み		
	令和3年度	4年度	5年度見込み	6年度	7年度	8年度
利用者数(人)	9	10	10	11	12	13
延べ利用時間数(時間)	73	100	104	123	139	154

## ④行動援護

## 〔内容〕

行動上著しく困難を有する知的障害または精神障害のある人に、居宅内や外出時における危険を伴う行動を予防または回避するために必要な支援等を行います。

## 〔見込み〕

(1か月あたり)

区分	実績			見込み		
	令和3年度	4年度	5年度見込み	6年度	7年度	8年度
利用者数(人)	1	1	2	2	2	2
延べ利用時間数(時間)	3	4	19	20	20	20

## ⑤重度障害者等包括支援

## 〔内容〕

常時介護を必要とする重度の障害のある人に、居宅介護等複数のサービスを組み合わせて包括支援を行います。

## 〔見込み〕

(1か月あたり)

区分	実績			見込み		
	令和3年度	4年度	5年度見込み	6年度	7年度	8年度
利用者数(人)	0	0	0	1	1	1
延べ利用時間数(時間)	0	0	0	450	450	450

## (2) 日中活動系サービス

### ①生活介護（施設入所者を除く）

〔内容〕

常に介護を必要とする人に、入浴、排せつ、食事等の介護と創作的活動または生産活動の機会を提供します。

〔見込み〕

(1か月あたり)

区 分	実 績			見込み		
	令和 3年度	4年度	5年度 見込み	6年度	7年度	8年度
利用者数（人）	57	56	57	60	65	70
利用日数 （人日分）	1,019	999	931	1,320	1,430	1,540

### ②自立訓練（機能訓練）

〔内容〕

自立した日常生活または社会生活ができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

〔見込み〕

(1か月あたり)

区 分	実 績			見込み		
	令和 3年度	4年度	5年度 見込み	6年度	7年度	8年度
利用者数（人）	0	1	1	1	1	1
利用日数 （人日分）	0	19	21	23	23	23

## ③自立訓練（生活訓練）

## 〔内容〕

自立した日常生活または社会生活ができるよう、入浴、排せつ、食事等に関する訓練、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な支援を行います。

## 〔見込み〕

(1か月あたり)

区 分	実 績			見込み		
	令和 3年度	4年度	5年度 見込み	6年度	7年度	8年度
利用者数（人）	18	15	18	20	25	25
利用日数 （人日分）	282	223	271	460	575	575

## ④就労選択支援【新規】

## 〔内容〕

就労を希望する人が就労先や働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択への支援を行います。

## 〔見込み〕

(1か月あたり)

区 分	実 績			見込み		
	令和 3年度	4年度	5年度 見込み	6年度	7年度	8年度
実施事業所数 （事業所）	—	—	—	1以上	1以上	1以上

⑤就労移行支援

〔内容〕

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

〔見込み〕

(1か月あたり)

区 分	実 績			見込み		
	令和 3年度	4年度	5年度 見込み	6年度	7年度	8年度
利用者数 (人)	31	35	37	40	45	50
利用日数 (人日分)	511	573	597	920	1,035	1,150

⑥就労継続支援 (A型)

〔内容〕

一般企業等へ就労することが困難な人に、雇用契約に基づき、生産活動その他の活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

〔見込み〕

(1か月あたり)

区 分	実 績			見込み		
	令和 3年度	4年度	5年度 見込み	6年度	7年度	8年度
利用者数 (人)	15	13	11	15	15	15
利用日数 (人日分)	276	232	203	345	345	345

## ⑦就労継続支援（B型）（施設入所者を除く）

## 〔内容〕

一般企業等へ就労することが困難な人に、雇用契約を結ばず、生産活動その他の活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

## 〔見込み〕

(1か月あたり)

区 分	実 績			見込み		
	令和 3年度	4年度	5年度 見込み	6年度	7年度	8年度
利用者数（人）	169	173	178	180	190	200
利用日数 （人日分）	2,687	2,762	2,825	4,140	4,370	4,600

## ⑧就労移行支援事業等の利用者の一般就労への移行者数

## 〔内容〕

就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者のうち、一般就労への移行者数について市内事業所の実績を見込みます。

## 〔見込み〕

区 分	実 績			見込み		
	令和 3年度	4年度	5年度 見込み	6年度	7年度	8年度
就労移行支援 （人）	10	4	10	15	20	30
就労継続支援 A型（人）	0	0	0	0	0	1
就労継続支援 B型（人）	1	1	1	1	1	1

### ⑨就労定着支援

〔内容〕

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した人に、一定期間、本人との相談を通じて、就労に伴う生活面の課題を把握すると共に、雇用主や家族との連絡調整等の支援を行います。

〔見込み〕

(1か月あたり)

区 分	実 績			見込み		
	令和3年度	4年度	5年度見込み	6年度	7年度	8年度
利用者数(人)	15	21	21	25	25	25

### ⑩療養介護

〔内容〕

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の支援を行います。

〔見込み〕

(1か月あたり)

区 分	実 績			見込み		
	令和3年度	4年度	5年度見込み	6年度	7年度	8年度
利用者数(人)	11	10	9	10	10	10

### ⑪短期入所(福祉型、医療型)

〔内容〕

居宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、障害のある人等を施設または医療機関に入所させ、入浴、排せつ、食事等の介護を行います。

〔見込み〕

(1か月あたり)

区 分	実 績			見込み		
	令和3年度	4年度	5年度見込み	6年度	7年度	8年度
利用者数(人)	16	18	21	25	30	30
利用日数(人日分)	134	143	165	350	420	420



### (3) 居住系サービス

#### ①自立生活援助

##### 〔内容〕

障害者支援施設やグループホーム等から単身生活へ移行した人に、一定の期間、巡回訪問や必要な助言、医療機関等との連絡調整等の対応により、円滑な地域生活に向けた支援を行います。

##### 〔見込み〕

区 分	実 績			見込み		
	令和 3年度	4年度	5年度 見込み	6年度	7年度	8年度
実施事業所 (事業所)	0	0	0	0	0	1以上
利用者数 (人)	0	0	0	0	0	2

#### ②グループホーム（共同生活援助）

##### 〔内容〕

共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の支援を行います。

グループホーム入居者について意思決定支援を行い、必要に応じてグループホームからの地域生活移行を支援します。

##### 〔見込み〕

(1か月あたり)

区 分	実 績			見込み		
	令和 3年度	4年度	5年度 見込み	6年度	7年度	8年度
利用者数 (人)	65	77	90	110	120	130

### ③施設入所支援

#### 〔内容〕

入所している施設で、主として夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

令和5年度見込みの70人のうち9人の地域移行を見込みます。令和5年9月末日現在の待機者数が9人であることから、令和8年度の利用者数は70人と見込みます。

#### 〔見込み〕

(1か月あたり)

区 分	実 績			見込み		
	令和3年度	4年度	5年度見込み	6年度	7年度	8年度
利用者数(人)	69	69	70	70	70	70

## ④地域生活支援拠点等

## 〔内容〕

本市では、令和2年度末に地域生活支援拠点を「面的整備型」で整備しました。面的整備型では、コーディネーターの役割が重要であり、本市では、主に次の役割を担います。

今後は、障害者支援協議会において、地域生活支援拠点の面的整備型事業の課題や機能強化について検討します。併せて障害福祉審議会で運営の検証を行います。

- ①相談機能（平時の対象者の把握、緊急時の調整）
- ②面的整備に参画する事業所との連携強化の取組

## 〔見込み〕

区 分	実 績			見 込 み		
	令和 3年度	4年度	5年度 見込み	6年度	7年度	8年度
設置数（か所） （面的整備）	1	1	1	1	1	1
障害福祉審議会 での検証（回）	0	0	1	1	1	1
障害者支援協議 会での検討 （回）	0	0	1	1	1	1

## (4) 相談支援

### ①計画相談支援

#### 〔内容〕

障害のある人等の適切なサービス利用のため、サービス等利用計画案を作成し、サービスの利用開始後には定期的にサービス等利用計画の見直し(モニタリング)を行います。

#### 〔見込み〕

(1か月あたり)

区 分	実 績			見込み		
	令和 3年度	4年度	5年度 見込み	6年度	7年度	8年度
利用者数(人)	142	148	160	170	180	190

### ②地域移行支援

#### 〔内容〕

施設入所や入院等をしている人に、住居の確保、地域移行のための障害福祉サービス提供事業所等への同行支援や相談等を行います。

#### 〔見込み〕

(1か月あたり)

区 分	実 績			見込み		
	令和 3年度	4年度	5年度 見込み	6年度	7年度	8年度
利用者数(人)	0	0	3	5	8	10

### ③地域定着支援

#### 〔内容〕

居宅において単身生活をしている人等に、常時の連絡体制を確保し、緊急時における連絡・相談等の支援を行います。

#### 〔見込み〕

(1か月あたり)

区 分	実 績			見込み		
	令和 3年度	4年度	5年度 見込み	6年度	7年度	8年度
利用者数(人)	0	0	0	5	5	5

## (5) 発達障害者等に対する支援

### ①ペアレントトレーニングやペアレントプログラム※1等の支援プログラム等の講座の開催回数

〔内容〕

保護者等がこどもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるようにペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の発達障害者等及びその家族等に対する支援体制の充実を図ります。

〔見込み〕

区 分	実 績			見込み		
	令和 3年度	4年度	5年度 見込み	6年度	7年度	8年度
開催回数 (回)	-	-	1	1	1	1

### ②ペアレントメンター※2養成講座の開催回数

〔内容〕

ペアレントメンターは、発達障害のあるこどもの養育経験を活用して、同じようなこどもを持つ親の話を聴いたり、情報提供などを行います。

〔見込み〕

区 分	実 績			見込み		
	令和 3年度	4年度	5年度 見込み	6年度	7年度	8年度
開催回数 (回)	-	-	0	1	1	1

※1 「ペアレントプログラム」とは、育児に不安がある保護者や、仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者（保育士、保健師、福祉事業所等）が効果的に支援できるよう開発されたグループプログラムのことです

※2 「ペアレントメンター」とは、自らも発達障害のあるこどもの子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親を指します。ペアレント・メンターは、同じような発達障害のあるこどもをもつ親に対して、共感的な支援を行い、地域資源についての情報を提供したり、体験談を話したりすることができます。

③ピアサポート養成講座の開催回数

〔内容〕

同じ経験をした人同士がお互いを認め合い、支え合う活動（ピアサポート）について、障害種別に問わず支援します。また、ピアサポート養成講座の受講に対する支援を検討します。

〔見込み〕

区 分	実 績			見込み		
	令和 3年度	4年度	5年度 見込み	6年度	7年度	8年度
開催回数（回）	0	0	0	1	1	1

## (6) 精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む。）にも対応した地域包括ケアシステムの構築

### ①保健、医療及び福祉関係者等による協議の場の開催回数

〔内容〕

保健、医療及び福祉関係者等の重層的な連携による支援体制を構築するため、障害者支援協議会精神保健福祉部会を開催します。

〔見込み〕

(単位：人)

区分	実績			見込み		
	令和3年度	4年度	5年度見込み	6年度	7年度	8年度
開催回数(回)	3	6	6	6	6	6

### ②保健、医療及び福祉関係者等による協議の場への関係者の参加者数

〔内容〕

障害者支援協議会精神保健福祉部会において重層的な連携による支援体制を構築するため当事者、家族、保健、医療、福祉、介護等の関係者ごと（医療にあっては、精神科及び精神科以外の医療機関別）の参加者数を見込みます。

〔見込み〕

(1か月あたり、単位：人)

区分	実績			見込み		
	令和3年度	4年度	5年度見込み	6年度	7年度	8年度
当事者及び家族	5	4	4	5	5	5
保健関係者	2	2	2	2	2	2
医療関係者(精神科)	2	4	5	5	5	5
医療関係者(精神科以外)	0	0	0	1	1	1
福祉関係者	17	17	12	15	15	15
介護関係者	3	4	4	5	5	5
教育関係者	2	1	0	1	1	1
その他関係者	2	2	2	2	2	2

**③保健、医療及び福祉関係者等による協議の場における目標設定及び評価の実施回数**

〔内容〕

重層的な連携による支援体制を構築するため、障害者支援協議会精神保健福祉部会における目標設定及び評価の実施回数を見込みます。

〔見込み〕

区 分	実 績			見込み		
	令和3年度	4年度	5年度見込み	6年度	7年度	8年度
目標設定・評価の実施回数(回)	1	1	1	1	1	1

**④精神障害のある人の地域移行支援**

〔内容〕

精神科病院等に入院している人に、住居の確保、地域移行のための障害福祉サービス提供事業所等への同行支援や相談等を行います。

〔見込み〕

(1か月あたり)

区 分	実 績			見込み		
	令和3年度	4年度	5年度見込み	6年度	7年度	8年度
利用者数(人)	0	0	0	3	3	3

**⑤精神障害のある人の地域定着支援**

〔内容〕

居宅において単身生活等をしている人に、常時の連絡体制を確保し、緊急時における連絡・相談等の支援を行います。

〔見込み〕

(1か月あたり)

区 分	実 績			見込み		
	令和3年度	4年度	5年度見込み	6年度	7年度	8年度
利用者数(人)	0	0	0	3	3	3



## ⑥精神障害のある人のグループホーム（共同生活援助）

## 〔内容〕

共同生活を行う住居で日常生活上の支援を行います。

## 〔見込み〕

(1か月あたり)

区 分	実 績			見込み		
	令和 3年度	4年度	5年度 見込み	6年度	7年度	8年度
利用者数（人）	24	31	33	40	40	50

## ⑦精神障害のある人の自立生活援助

## 〔内容〕

精神科病院等から単身生活へ移行した人に、一定の期間、巡回訪問や必要な助言、医療機関等との連絡調整等の対応により、円滑な地域生活に向けた支援を行います。

## 〔見込み〕

区 分	実 績			見込み		
	令和 3年度	4年度	5年度 見込み	6年度	7年度	8年度
実施事業所数 (事業所)	0	0	0	1	1	1
利用者数（人）	0	0	0	3	3	3

## ⑧精神障害のある人の自立訓練（生活訓練）

## 〔内容〕

自立した日常生活や社会生活を送るために必要な訓練や支援を行います。

## 〔見込み〕

(1か月あたり)

区 分	実 績			見込み		
	令和 3年度	4年度	5年度 見込み	6年度	7年度	8年度
利用者数（人）	14	19	15	15	20	20

## (7) 相談支援体制の充実・強化のための取組

### ①基幹相談支援センターの設置・機能強化

〔内容〕

地域の相談支援の拠点として、地域の実情に応じて総合相談・専門相談、地域移行・地域定着、地域の相談支援体制の強化の取組及び権利擁護・虐待防止の取組を行います。

〔見込み〕

区分	実績			見込み		
	令和3年度	4年度	5年度見込み	6年度	7年度	8年度
総合的・専門的な相談支援	—	—	設置	実施	実施	機能強化

### ②基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化

〔内容〕

地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言を行います。  
 相談支援連絡会を開催し地域の相談支援事業者の人材育成の支援を行います。  
 地域の相談機関との連携強化の取組を行います。

〔見込み〕

区分	実績			見込み		
	令和3年度	4年度	5年度見込み	6年度	7年度	8年度
専門的な指導・助言件数 (件)	—	—	6	30	30	30
人材育成の支援件数 (件)	—	—	2	6	6	6
連携強化の取組の実施回数 (回)	—	—	6	6	6	6
主任相談支援専門員等専従者の配置数 (人)	—	—	3	3	3	4

### ③協議会等における個別事例の検討を通じた地域のサービス見込量の開発・改善 【新規】

#### 〔内容〕

本市では障害者支援協議会に併せて飯能市相談支援連絡会を定期開催しており、事例検討については相談支援連絡会により基幹相談支援センター職員と市内相談支援専門員が合同で実施します。併せて、地域活動支援センター、就労支援センターとの事例検討会を実施します。

相談支援事業所の参画による事例検討実施回数（頻度）及び参加事業者・機関数、協議会の専門部会の設置数及び実施回数（頻度）の見込みを設定します。

#### 〔見込み〕

区 分	実 績			見 込 み		
	令和 3年度	4年度	5年度 見込み	6年度	7年度	8年度
事例検討実施 回数（回）	0	0	0	17	17	17
参加事業者・機 関数	16	16	17	17	17	17
専門部会の設置 数	4	4	4	4	4	4
専門部会の実施 回数（回）	10	33	30	24	24	24

## (8) 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

### ①障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

〔内容〕

障害福祉課の担当職員が、障害者総合支援法の具体的な内容を理解するため、県が実施する障害福祉サービス等に係る研修への参加者数を見込みます。

〔見込み〕

区 分	実 績			見込み		
	令和 3年度	4年度	5年度 見込み	6年度	7年度	8年度
参加者数（人）	3	4	5	12	12	12

### ②障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

〔内容〕

障害福祉課の担当職員は、障害のある人等が真に必要とする障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行うため、障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析、活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数を見込みます。

〔見込み〕

区 分	実 績			見込み		
	令和 3年度	4年度	5年度 見込み	6年度	7年度	8年度
審査結果の共有 体制	—	—	実施	実施	実施	実施
実施回数（回）	—	—	1	2	2	2

## 2 障害福祉サービスの確保のために

- 訪問系サービスについては、ホームヘルパーの確保が課題となっておりますが、重度の障害のある人や、介護保険サービスとの併用による利用者が増加されると見込まれることから、当該サービスへの参入の促進を図り、支援体制の確保に努めます。
- 日中活動系サービスについては、障害福祉サービス提供事業ごとに必要な提供体制を検討し、不足する障害福祉サービスについては新規設置の促進を図ります。また、強度行動障害や医療的ケアを要する人等へ適切なサービス提供ができるよう、支援者の研修の受講を促し、支援の質の向上を図ります。
- 居住系サービスについては、重度の障害のある人の地域生活を推進するため、日中活動支援型グループホームを活用していきます。また、真に必要とされる障害のある人の施設入所については、相談支援専門員によるサービス提供事業所との連携により適切な入所先を確保します。なお、埼玉県による入所調整においては、本市から9人（身体障害2人、知的障害7人）が登録されています（令和5年9月末現在）。
- 計画相談支援については、障害のある人等が抱える課題の解決や適切なサービスの利用を支援するため、指定特定相談支援事業所の充実及び新規設置の促進を図ると共に、相談支援専門員の資質向上に取り組みます。
- 地域移行・地域定着支援については、指定一般相談支援事業所の参入に関する働きかけ及び障害者支援施設に地域移行及び施設外の日中サービス利用の意向確認を行う担当者の配置について働きかけを行います。障害のある人等への意思決定支援のもと、施設や医療機関職員との協議を進め、短期入所やグループホームの体験利用、自立生活援助などサービス提供体制の確保を図り支援に取り組みます。
- 精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む。）にも対応した地域包括ケアシステムの構築における精神障害のある人への支援については、障害者支援協議会において協議を継続し、精神障害のある人等（ピアサポーター等）やその家族、各関係者が継続的に参画できるよう働きかけを行います。
- 医療機関や訪問看護ステーションなど地域医療との連携、住居の確保、基幹相談支援センターと指定一般相談支援事業所との連携により地域移行を進めるとともに、地域の関係機関への働きかけを行い、精神障害のある人等が地域の一員として、自分らしい暮らし（パーソナルリカバリー）をすることができるように地域の

支援体制の充実（社会的リカバリー）を図ります。

- 精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む。）にも対応した地域包括ケアシステムの構築における精神保健に課題のある者等に関するメンタルヘルス支援については、保健所や市保健センター保健師等による早期支援・重症化予防の取組を進めるとともに医療と連携した臨床的リカバリーの取組を進めます。
- 発達障害のある人等への支援については、基幹相談支援センター及び児童発達支援センターにより、県の発達障害総合支援センターや、幼少期から関わる支援機関、教育関係機関、就労支援機関と連携し、地域の支援体制を構築します。
- 高次脳機能障害のある人への支援については、基幹相談支援センターにより、県の高次脳機能障害者支援センターや、保健、医療、福祉、介護、教育及び就労支援等の関係機関と連携し、相談支援体制の充実を図ります。
- 難病患者等及びその他心身の機能に障害のある人への支援については、基幹相談支援センターにより、県の難病相談支援センターや保健所等と連携し、適切に障害福祉サービス等の利用ができるよう、相談支援の充実を図ります。
- 総合的・専門的な相談支援体制については、基幹相談支援センターの体制を強化し、市が実施する総合相談との連動を図ります。また、研修の実施など、すこやか福祉相談センターと共に指定特定相談支援事業所、指定一般相談支援事業所の相談支援専門員の人材を育成します。
- ひきこもりの人への支援については、その方やその家族に障害（の疑い）がある場合など総合的・専門的な相談支援体制の一環として地域福祉課、保健センターなど庁内各課及び社会福祉協議会（ふくしの森ステーション）等の関係機関と連携協働し相談支援を実施します。
- 8050 世帯やダブルケア<sup>※1</sup>など複合課題を有する世帯への支援については、引き続き、地域包括支援センター、成年後見支援センターや相談支援事業所、社会福祉協議会等の関係機関との連携により、世帯全体の課題の解決を図ります。
- 適切な支援を受けられず罪を犯してしまった人や矯正施設等から退所される人のうち、障害（の疑い）のある人への支援については、司法関係者や保護司、埼玉県地域生活定着支援センター、障害福祉サービス提供事業所など各関係機関と連携して支援します。

---

<sup>※1</sup> 「ダブルケア」とは、子育てと親や親族の介護が同時期に発生する状態のことをいいます。

### 3 地域生活支援事業の見込み

#### (1) 理解促進研修・啓発事業

〔内容〕

市民を対象に、障害についての理解を深めるための人権講演会等の研修・啓発を行います。

〔見込み〕

区 分	実 績			見込み		
	令和 3年度	4年度	5年度 見込み	6年度	7年度	8年度
理解促進研修 ・啓発事業	コロナ禍 で中止	実施	実施	実施	実施	実施

#### (2) 自発的活動支援事業

〔内容〕

障害のある人等やその家族、地域住民等が自発的に行うピアサポート相談会やボランティア活動等の活動を支援します。

〔見込み〕

区 分	実 績			見込み		
	令和 3年度	4年度	5年度 見込み	6年度	7年度	8年度
自発的活動 支援事業	準備	実施	実施	実施	実施	実施

### (3) 相談支援事業

〔内容〕

障害のある人等やその家族等からの相談に応じ、情報の提供及び助言、障害福祉サービスの利用、権利擁護等のために必要な支援を行います。

〔見込み〕

区 分	実 績			見込み		
	令和 3年度	4年度	5年度 見込み	6年度	7年度	8年度
障害者相談支援事業（か所）	4	4	4	4	4	4
基幹相談支援センター（か所）	—	—	設置	1	1	1
機能強化事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施
障害者支援協議会	実施	実施	実施	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業	—	—	—	検討	検討	実施

（注）基本指針第一の一の4（一）に掲げる機能による体制を含みます。

#### <参 考> 基本指針第一の一の4（一）に掲げる機能

属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応又はつなぐ機能、多機関協働の中核の機能及び継続的につながり続ける伴走支援を中心的に担う機能を備えた相談支援

### (4) 成年後見制度利用支援事業

〔内容〕

成年後見制度の利用が必要な人に制度の利用を支援し、権利擁護を図ります。

〔見込み〕

区 分	実 績			見込み		
	令和 3年度	4年度	5年度 見込み	6年度	7年度	8年度
成年後見制度利用支援事業（件）	1	1	2	5	5	5



**(5) 成年後見制度法人後見支援事業**

## 〔内容〕

飯能市社会福祉協議会が行う市民後見人を活用した法人後見事業を支援し、権利擁護を図ります。

## 〔見込み〕

区 分	実 績			見込み		
	令和 3年度	4年度	5年度 見込み	6年度	7年度	8年度
成年後見制度法人 後見支援事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施

**(6) 意思疎通支援事業**

## 〔内容〕

聴覚、音声・言語機能等に障害のある人が意思疎通を図るために、手話通訳者の養成を図るとともに、要約筆記者及び遠隔手話通訳者の派遣等を行います。

## 〔見込み〕

区 分	実 績			見込み		
	令和 3年度	4年度	5年度 見込み	6年度	7年度	8年度
手話通訳者 派遣事業（件）	92	84	87	89	91	93
要約筆記者 派遣事業（件）	0	0	0	1	1	1
遠隔手話通訳 サービス	実施	実施	実施	実施	実施	実施

## (7) 日常生活用具給付事業

〔内容〕

介護・訓練支援用具等の日常生活用具を給付し、生活の便宜や福祉の増進を図ります。

〔見込み〕

区 分	実 績			見込み		
	令和 3年度	4年度	5年度 見込み	6年度	7年度	8年度
介護・訓練支援用具（件）	2	2	2	2	2	3
自立生活支援用具（件）	12	5	5	6	6	7
在宅療養等支援用具（件）	6	2	2	2	2	3
情報・意思疎通支援用具（件）	7	8	8	9	10	11
排せつ管理支援用具（件）	1,596	1,656	1,705	1,756	1,808	1,802
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）（件）	4	0	1	1	1	1

## (8) 手話奉仕員養成研修事業

〔内容〕

日常会話に必要な手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成を進めます。

〔見込み〕

区 分	実 績			見込み		
	令和 3年度	4年度	5年度 見込み	6年度	7年度	8年度
手話奉仕員養成研修事業（人）	27	46	46	60	60	60

**(9) 移動支援事業**

## 〔内容〕

屋外での移動が困難な障害のある人に、外出や社会参加等のための移動支援を行います。

## 〔見込み〕

区 分	実 績			見込み		
	令和 3年度	4年度	5年度 見込み	6年度	7年度	8年度
利用者数（人）	36	37	38	39	40	41
利用時間数 （時間）	1,670	1,710	1,748	1,794	1,840	1,886

**(10) 地域活動支援センター事業**

## 〔内容〕

創作的な活動や社会参加等のための様々な活動を支援する場として、地域活動支援センターの充実を図ります。

## 〔見込み〕

区 分	実 績			見込み		
	令和 3年度	4年度	5年度 見込み	6年度	7年度	8年度
設置数（か所）	2	2	2	2	2	2
利用者数（人）	94	76	77	80	80	80

## (11) 日中一時支援事業

### 〔内容〕

日中における一時的な活動の場を確保し、障害のある人等の家族や介護者等の支援を行います。

### 〔見込み〕

区 分	実 績			見込み		
	令和 3年度	4年度	5年度 見込み	6年度	7年度	8年度
利用者数（人）	86	80	80	90	100	100

## 4 地域生活支援事業の確保のために

- 第6期飯能市障害福祉計画から引き続き、障害者支援協議会等において地域課題に関する協議を行い、地域の状況に応じて各種サービス提供体制の充実を図ります。
- 基幹相談支援センターにおいて、相談支援専門員の質の向上のための研修、障害者支援協議会等における協議、関係機関との連携強化を進め、地域の相談支援体制の充実を図ります。
- 多様な意思疎通支援を行うため、手話奉仕員養成講座の充実を図るとともに、手話通訳者の派遣を推進します。また、タブレット端末による遠隔手話サービス等の聴覚障害者支援事業の周知及び充実を図ります。
- 視覚障害や聴覚障害、盲ろう、失語症、知的障害、精神障害、発達障害や高次脳機能障害などの特性に応じたコミュニケーションに関する合理的配慮の提供について啓発を行います。
- 既存の地域活動支援センターの充実や、知的障害や高次脳機能障害の人を受け入れるための具体的な検討を開始します。
- 成年後見支援センターと連携し、成年後見制度の周知や啓発を進めます。また、親族等による後見開始の審判の申し立てが困難な障害のある人について、市長が審判の申し立てを行い、障害のある人等の制度利用を図ります。
- 成年後見制度利用支援事業については、対象者の拡充により障害のある人等の費用負担の軽減を図り、後見人等を必要とする障害のある人等の制度利用を図ります。



## 第4編 第3期飯能市障害児福祉計画

## はじめに

---

第2期飯能市障害児福祉計画を踏まえ、国の基本方針である「障害のある児童の健やかな育成のための発達支援」の考え方のもと、障害児福祉サービスの提供を行います。

本市では、第2期飯能市障害児福祉計画により、インクルーシブな保育及び療育の推進に取り組んできました。第3期飯能市障害児福祉計画では、児童発達支援センターの設置及びインクルーシブ教育を推進していくための基盤を整備するとともに、国が掲げる「こどもまんなか<sup>※1</sup>」に呼応した様々なこども家庭施策の一貫としてこどもの成長に寄り添った障害児相談支援、家族支援に取り組むとともに、障害のあるこどもとないこどもが、一緒に遊び、一緒に学び、笑顔いっぱい輝いて過ごせるよう取組を進めます。

---

※1 「こどもまんなか」とは、政府が令和5年に策定した「こども大綱」に基づいて推進するこども政策の理念です。この理念は、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組や政策を社会の真ん中に据えることを目指しています。また、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さないように、健やかな成長を支えることを目的としています。



# 第1章 成果目標

## 1 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

### ■成果目標の考え方

【国の基本指針】	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とします。</li> <li>○ 地域の実情により児童発達支援センターを未設置の市町村においては、障害福祉主管部局等が中心となって、関係機関の連携の下で児童発達支援センターの中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を地域において整備することが必要です。</li> <li>○ また、各市町村に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、すべての市町村において、障害のある児童の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とします。</li> </ul>
【県の考え方】	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国の基本指針のとおりとします。</li> </ul>
【市の考え方】	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 引き続き障害者支援協議会障害児支援部会による児童発達支援センター設置に向けての協議を行い、令和8年度末までに、児童発達支援センターを1か所設置します。</li> <li>○ 令和8年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制の充実を図ります。</li> <li>○ 設置までの期間において同等の機能を有する体制を確保するため、相談機能の充実・強化を図ります。</li> </ul>

### ■成果目標

区分	令和8年度目標	説明
児童発達支援センターの設置	1か所	障害児相談支援の充実により、専門性の向上と連携による切れ目のない支援の提供を行います。
保育所等訪問支援を活用しインクルージョンを推進する体制	充実	利用者及び訪問先を拡充し、保育所、幼稚園、学校、放課後児童クラブと事業所間の連携強化を図ります。

## 2 主に重症心身障害のあるこどもを支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

### ■成果目標の考え方

【国の基本指針】	○ 令和8年度末までに、主に重症心身障害のある児童を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とします。
【県の考え方】	○ 国の基本指針のとおりとします。
【市の考え方】	○ 第2期計画中に成果目標を達成しました。第3期計画では、主に重症心身障害のあるこどもの受入れを継続できるよう取り組みます。

### ■成果目標

区分	令和8年度目標	説明
重症心身障害のある児童を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	1か所以上	令和4年度末現在、2か所確保済みであり、今後、継続して確保していきます。

### 3 医療的ケアを要するこどもを対象にした支援のための関係機関の協議の場の充実及びコーディネーターの配置

#### ■成果目標の考え方

【国の基本指針】	○ 令和8年度末までに、県は医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置すること、県及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とします。
【県の考え方】	○ 国の基本指針のとおりとします。
【市の考え方】	○ 令和8年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、子育て、教育等の関係機関等が連携を図るための障害者支援協議会障害児支援部会の充実を図ります。 ○ 令和8年度末までに、医療的ケアを要するこども等に関するコーディネーターを配置します。

#### ■成果目標

区分	令和8年度目標	説明
関係機関等が連携を図るための協議の実施	充実	医療的ケアを要するこども及び家族等の参画により障害者支援協議会障害児支援部会の充実を図ります。
コーディネーターの配置	1人以上	コーディネーターを配置し、医療的ケアを要するこども及びその家族や支援者からの相談に応じ、必要な機関等との調整を図ります。

## 第2章 障害児福祉サービスの見込み

### 1 障害児福祉サービスの見込み

#### (1) 障害児通所支援事業

##### ①児童発達支援

〔内容〕

就学前のこどもに、日常生活における基本的な動作の指導等の療育や遊びを通じた集団生活を体験する機会の提供体制を整備します。

〔見込み〕

(1か月あたり)

区 分	実 績			見 込 み		
	令和 3年度	4年度	5年度 見込み	6年度	7年度	8年度
利用者数(人)	47	62	65	70	75	80
利用日数 (人日分)	390	525	585	630	675	720

##### ②放課後等デイサービス

〔内容〕

放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力の向上のために必要な療育や遊びを通じた集団生活を体験する機会の提供体制を整備します。

〔見込み〕

(1か月あたり)

区 分	実 績			見 込 み		
	令和 3年度	4年度	5年度 見込み	6年度	7年度	8年度
利用者数(人)	103	130	158	180	190	200
利用日数 (人日分)	1,110	1,343	1,583	1,800	1,900	2,000

## ③保育所等訪問支援

## 〔内容〕

訪問支援員が、障害のあるこどもが通う保育所等を訪問し、保育所等の職員と調整した上で集団生活の体験の機会を提供し、それぞれの特性に配慮した支援、環境調整を行います。

## 〔見込み〕

(1か月あたり)

区 分	実 績			見込み		
	令和 3年度	4年度	5年度 見込み	6年度	7年度	8年度
利用者数（人）	2	5	14	20	25	30
利用日数（人日分）	3	9	28	40	50	60

## ④居宅訪問型児童発達支援

## 〔内容〕

重度の障害等のために外出が著しく困難な障害のあるこどもに、居宅を訪問して発達支援を行います。

## 〔見込み〕

(1か月あたり)

区 分	実 績			見込み		
	令和 3年度	4年度	5年度 見込み	6年度	7年度	8年度
利用者数（人）	1	1	2	2	3	3
利用日数 （人日分）	1	3	5	7	9	11

## (2) 障害児相談支援

### ①障害児相談支援

〔内容〕

障害のあるこどもの適切なサービス利用のため、障害児支援利用計画案を作成し、サービスの利用開始後には定期的に計画の見直し（モニタリング）を行います。

〔見込み〕

(1か月あたり)

区 分	実 績			見込み		
	令和 3年度	4年度	5年度 見込み	6年度	7年度	8年度
利用者数 (人)	48	50	60	66	73	80

### ②医療的ケアを要するこどもに関連した支援を調整するコーディネーターの配置 人数

〔内容〕

医療的ケアを要するこどもに関する専門的な知識を習得したコーディネーターを配置します。

〔見込み〕

区 分	実 績			見込み		
	令和 3年度	4年度	5年度 見込み	6年度	7年度	8年度
コーディネーター 数 (人)	0	0	0	1	2	3

### (3) 障害のあるこどもにかかる子育て支援等

#### ○障害のあるこどもにかかる子育て支援等の利用ニーズと提供体制

##### 〔内容〕

障害のあるこどもが地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害のあるこどもと障害のないこどもが共に成長できるよう地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進するため、障害のあるこどもにかかる子育て支援等の利用ニーズについて把握し、保育所等における障害のあるこどもの受入れ体制の確保に努めます。

##### 〔見込み〕

区 分 (人)	実 績			見 込 み		
	令和 3年度	4年度	5年度 見込み	6年度	7年度	8年度
保育所	52	58	60	60	60	60
認定こども園	1	3	5	6	6	6
放課後児童健全育 成事業（注1）	34	34	27	32	32	32
幼稚園（注2）	9	12	17	20	20	20
特定地域型保育事 業（注3）	—	—	—	1	1	1
認可外（地方単独 事業）（注4）	—	—	—	1	1	1

（注1） こども・子育て支援法第59条に定める当該事業の「実人数」を記載

（注2） 私学助成の対象である幼稚園を含みます。

（注3） 小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業

（注4） 地方自治体が一定の基準に基づき運営費支援を行っている認可外保育施設

## 2 障害児福祉サービスの確保のために

- 子育ての悩みや発育発達の課題に関する相談については、中核となる児童発達支援センターを設置し、こども家庭センターとの一体的な相談、訪問による相談支援、山間部へのサービス提供体制の確保、地域連携による支援体制を構築します。地域の保育、療育及び教育等を受けることができる支援体制により、障害の有無にかかわらず、すべてのこどもが共に成長できるよう地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。
- 障害児通所支援等については、多様な障害特性及び学齢に対応できるよう児童発達支援センターが中心となり、市内の各通所支援事業所の強みを活かし互いに連携し、総合的な障害児支援体制を構築します。また、外出が困難なこどもへの居宅訪問型支援や山間部への送迎サービスの提供など、各事業所への働きかけを行います。
- 誰もが身近な地域で学習支援を受けられるように、障害のある学齢児（重症心身障害のあるこどもを含む。）の教育活動について、学校、教育センター、障害児通所支援事業所等関係機関が連携し、保育所等訪問支援や通級、支援籍学習、教員の加配等の制度を活用しインクルーシブ教育の推進に向けた基盤を整備するとともに、共同学習の推進に向けて検討します。
- 発達障害のあるこどもについては、自尊心を高める関わりや生きやすくなる社会となるよう二次障害の予防に関する取組を充実します。
- 医療的ケアを要するこどもへの関連分野の支援を調整するコーディネーターについては、県の研修等へ参加し、専門的知識を有する支援者として配置します。配置にあたっては、県が示すとおり医療的ケアを要するこども5人あたり1人の配置に向けて計画的に配置します。
- 障害児相談支援を担う相談支援専門員の確保や強度行動障害のあるこどもへの適切な支援ができる人材の確保に向けた研修などの方策を進めます。



## 資料編

# 1 アンケート調査結果の主な内容

## (1) 調査の概要

計画の策定にあたり、令和4年度に実施したアンケートの実施概要及び回収結果は次のとおりです。

### ■調査の対象者

調査名		内容	
(1) 障害のある人	①身体障害のある人	身体障害者手帳所持者	600人
	②知的障害のある人	療育手帳所持者	300人
	③精神障害のある人	精神障害者保健福祉手帳所持者	300人
	④障害のある児童	障害児通所サービス利用児童及び保護者	200人
(2) 市民		障害者手帳を所持していない18歳以上の市民	600人
合計		—	2,000人

### ■調査方法

区分		内容
抽出方法	(1) 障害のある人	各手帳所持者からの無作為抽出
	(2) 市民	18歳以上の市民：住民基本台帳からの無作為抽出
実施方法		郵送による配布・回収
実施時期		令和4年11月25日～令和4年12月12日

### ■回収状況

区分	配付数	回収数	回収率
(1) 障害のある人	1,400 通	749 通	53.5%
①身体障害のある人	600 通	342 通	57.0%
②知的障害のある人	300 通	164 通	54.6%
③精神障害のある人	300 通	142 通	47.3%
④障害のある児童	200 通	101 通	50.5%
(2) 市民	600 通	276 通	46.0%
合計	2,000 通	1,025 通	51.2%

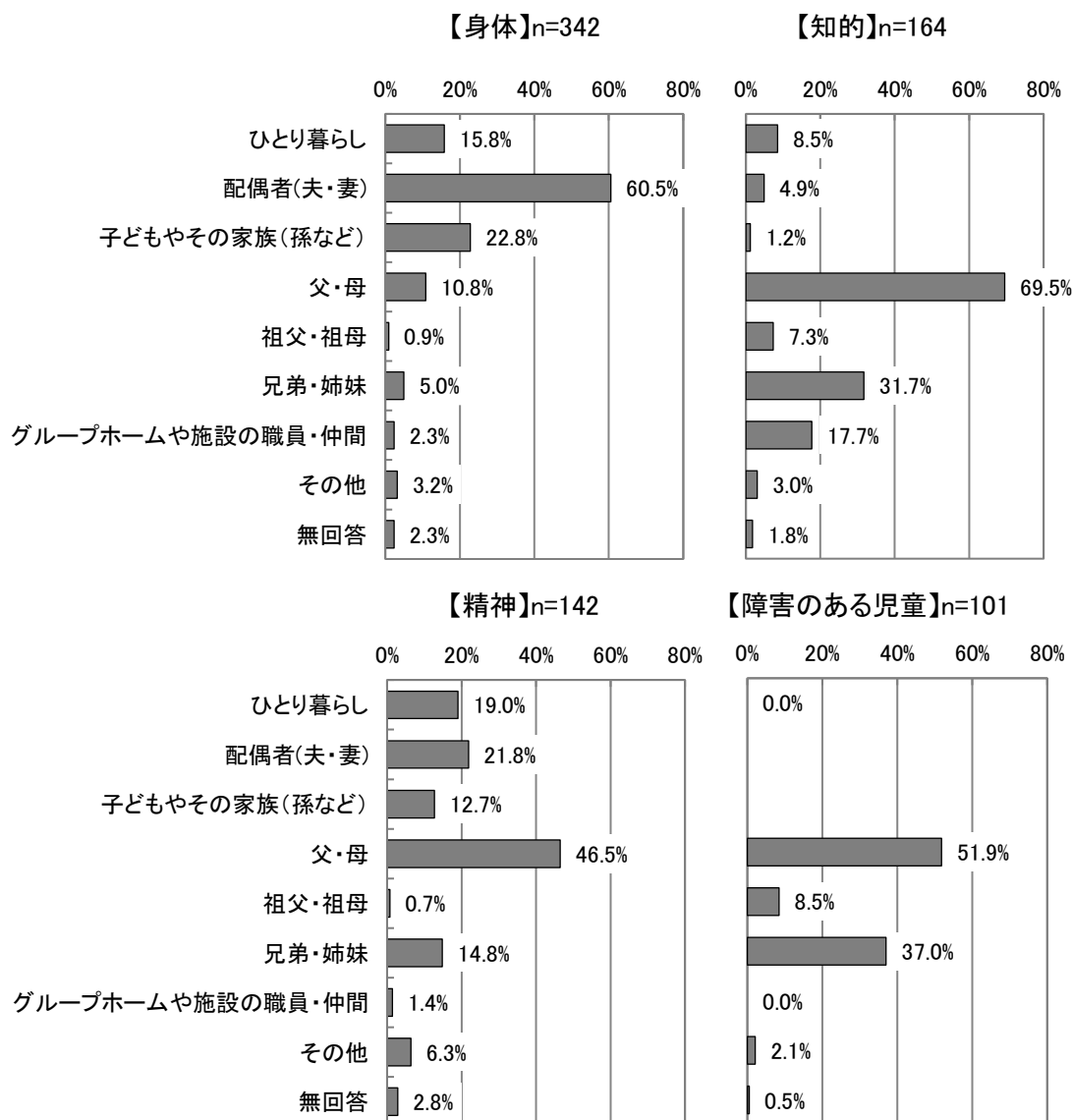
## (2) 障害のある人調査の結果

### ①生活について

身体障害のある人は、配偶者や子どもと暮らしている人が6割となりますが、知的障害のある人と障害のある子どもは父・母や兄弟・姉妹と暮らし、精神障害のある人は父・母や配偶者と暮らしている割合が高くなっています。

#### ■同居者（複数回答）

n=人数

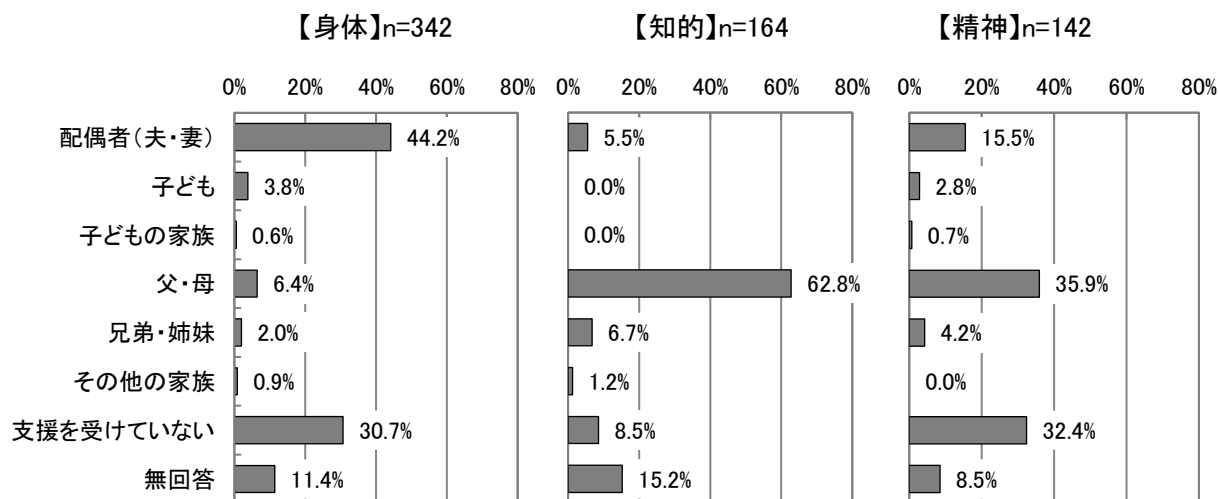


## ②主な支援者について

主な家族の支援者は、身体障害のある人は配偶者が多く、知的障害のある人、精神障害のある人、障害のある子どもでは親が多くなっています。また、支援者の年齢は、身体障害のある人では高齢の人が多くなっています。

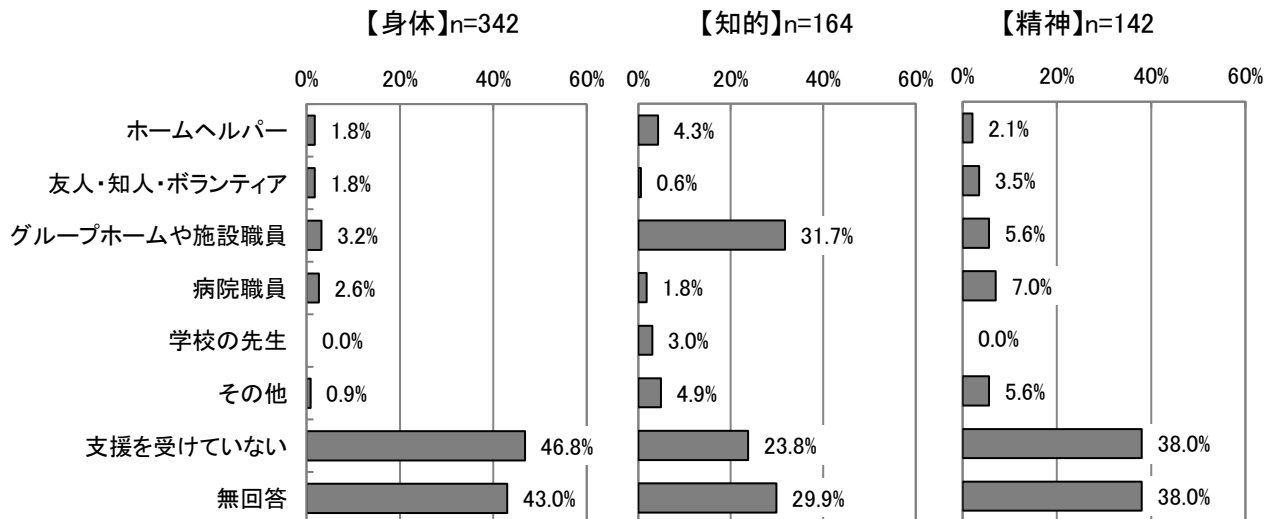
### ■主な日常生活上の支援者（家族の支援者）

n = 人数



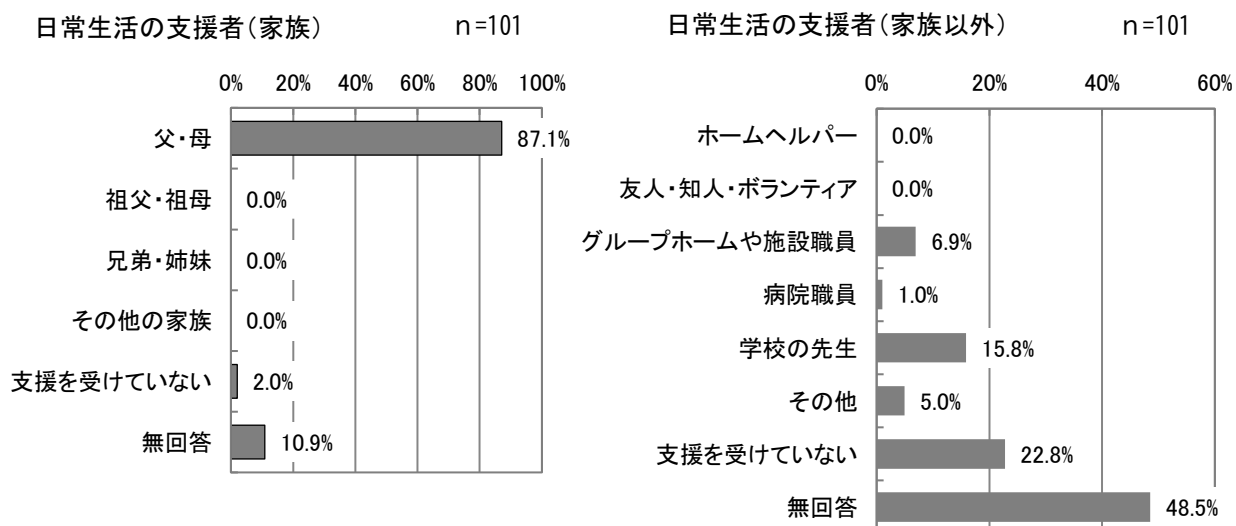
### ■主な日常生活上の支援者（家族以外の支援者）

n = 人数



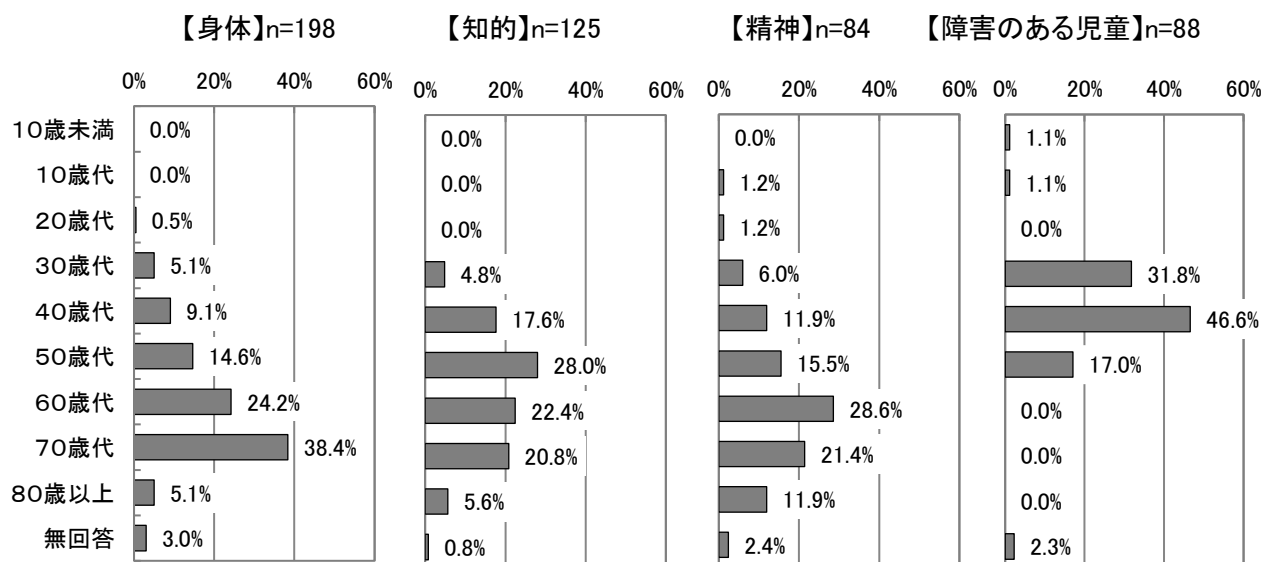
## ■日常生活の支援者（障害のある児童）

n=人数



## ■家族の支援者の年齢

n=人数

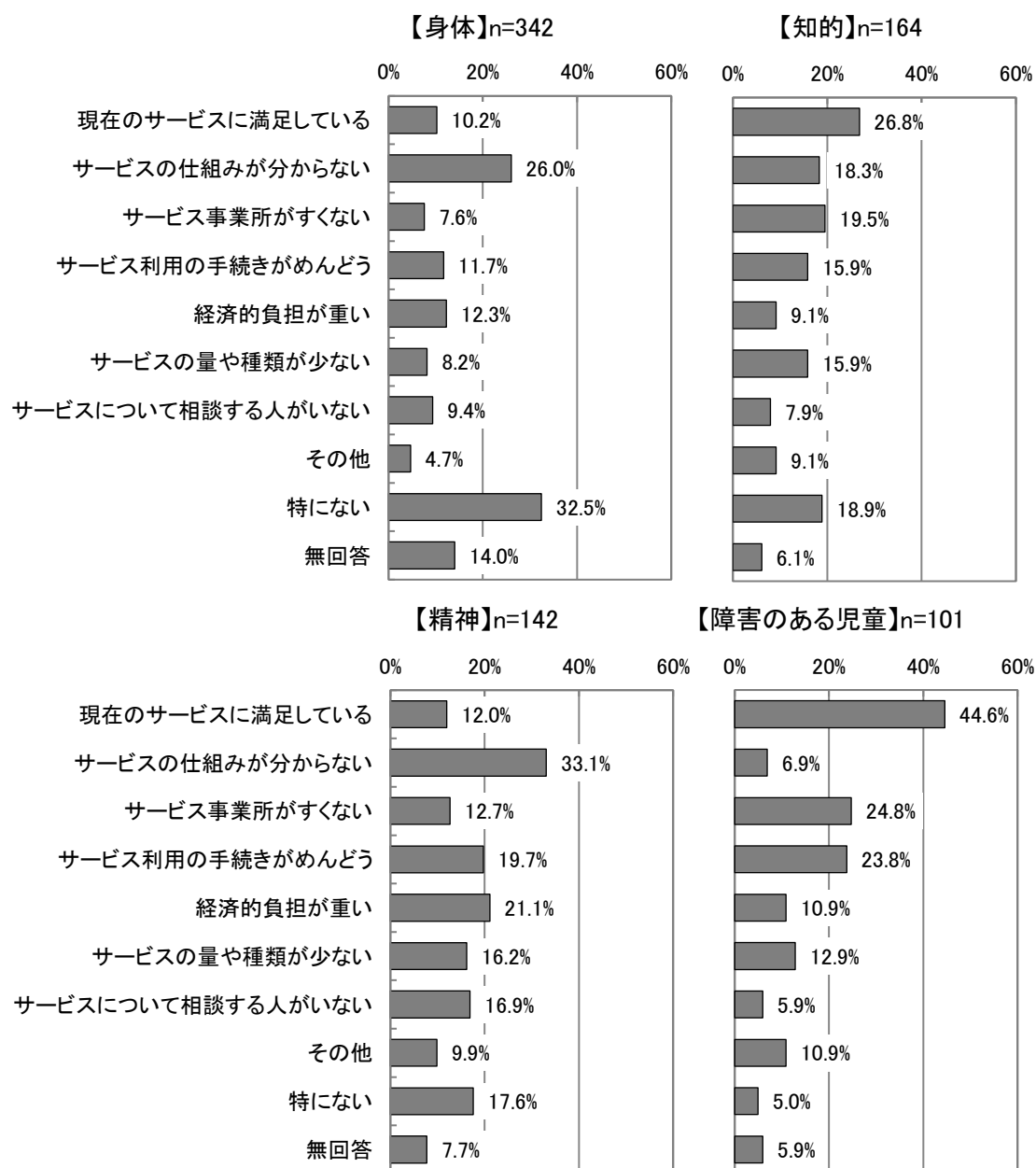


### ③障害福祉サービスについて

障害福祉サービスについて感じることは、身体障害のある人、精神障害のある人では「サービスの仕組みが分からない」という回答が多くなり、知的障害のある人、障害のある児童では現在のサービスに満足しているという回答が多くなっています。

#### ■障害福祉サービスについて感じる事（複数回答）

n=人数

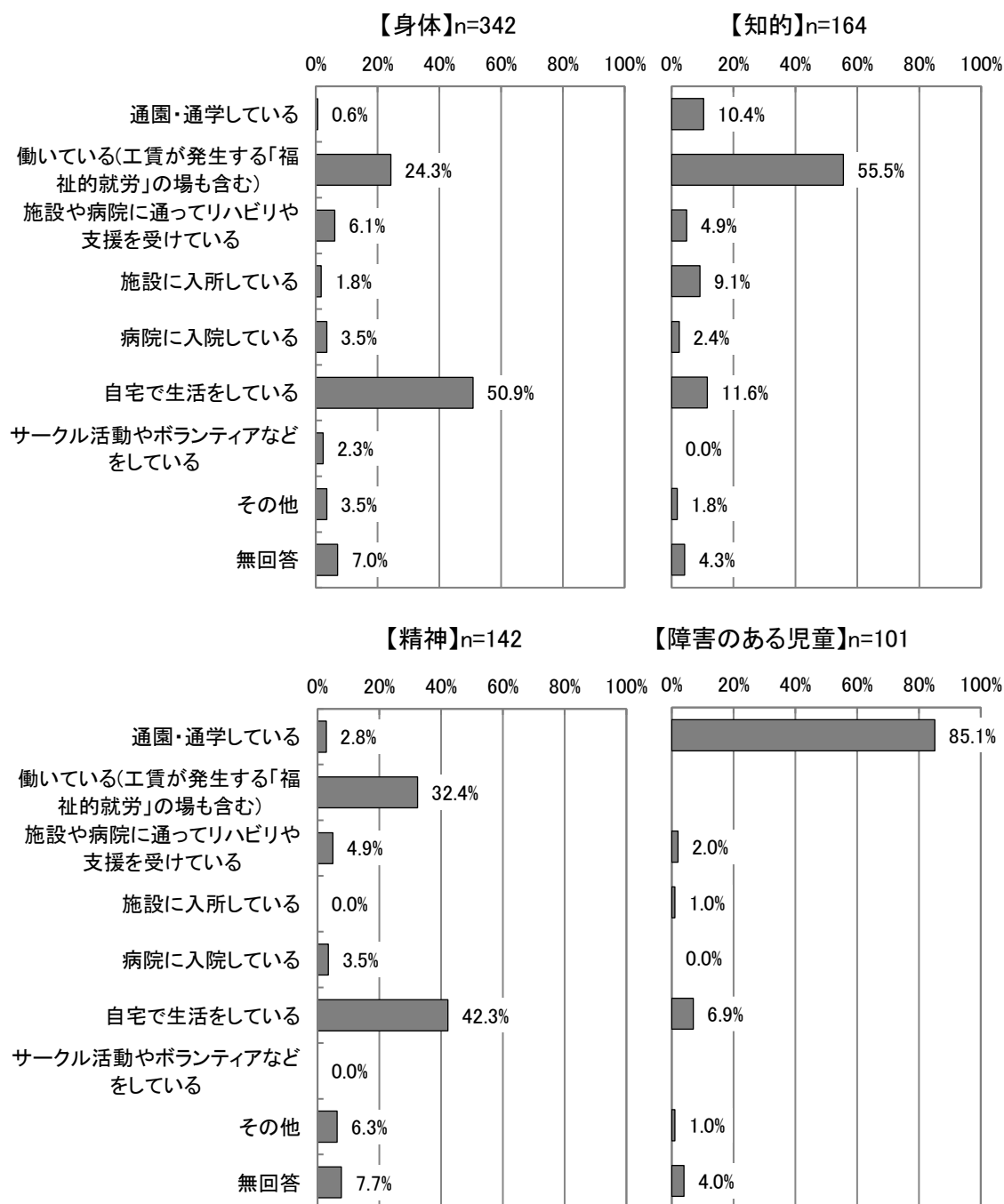


## ④暮らし・就労について

知的障害のある人は「働いている」という回答が多いものの、就労継続支援事業所等での収入は月に1万円に満たない就労形態が多くなっています。

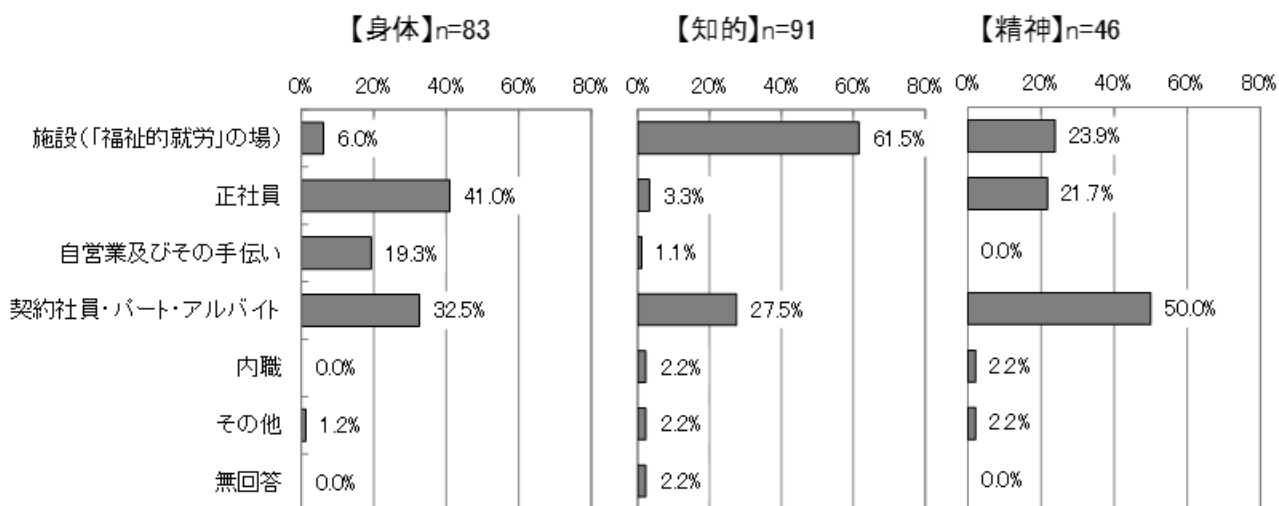
## ■日中の過ごし方

n=人数



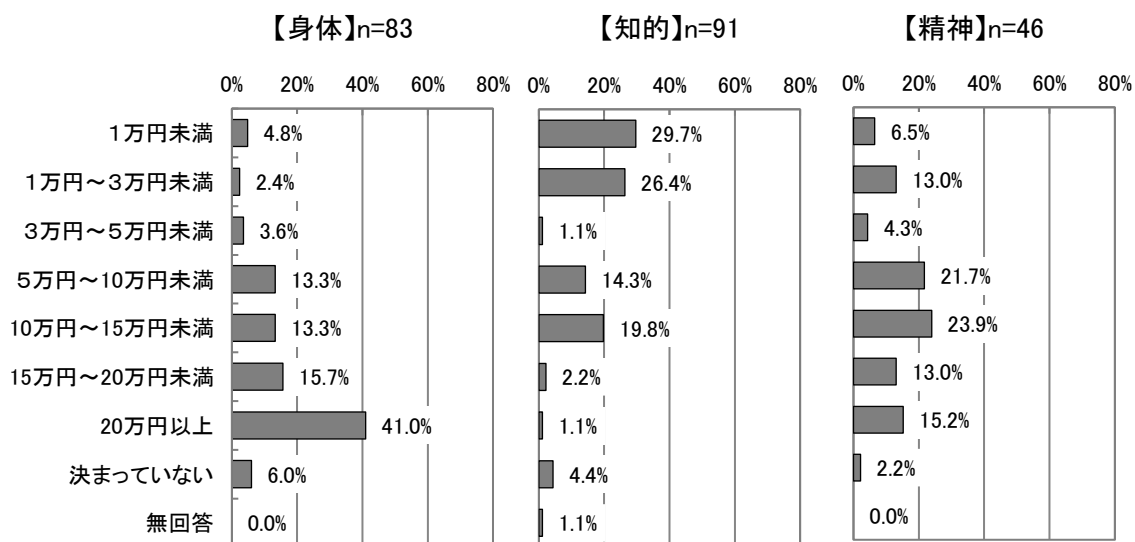
■就業形態

n=人数



■1か月の給料

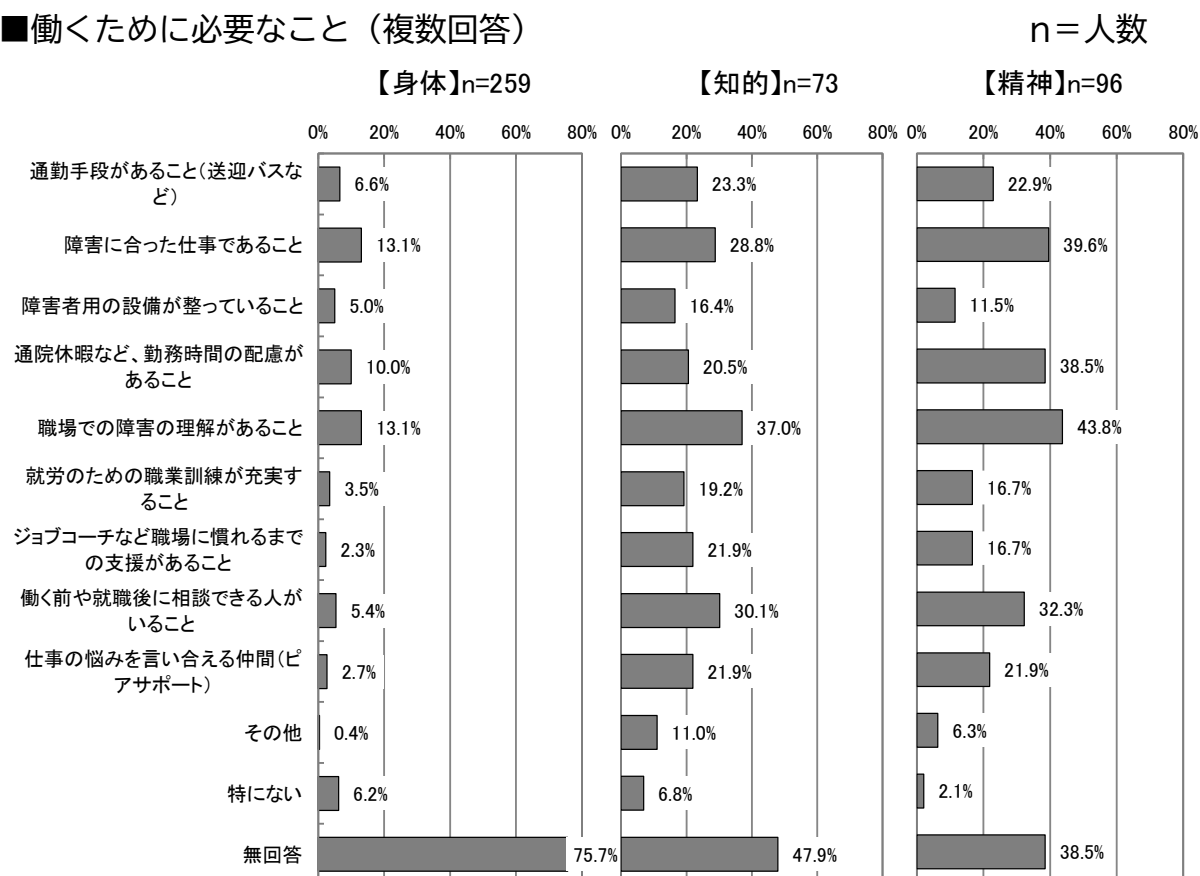
n=人数





また、働くために必要なこととして、知的障害や精神障害のある人では、職場での障害理解があることや障害に合った仕事であること、通院のための休暇や勤務時間の配慮があることなど合理的配慮の提供が求められています。

### ■働くために必要なこと（複数回答）

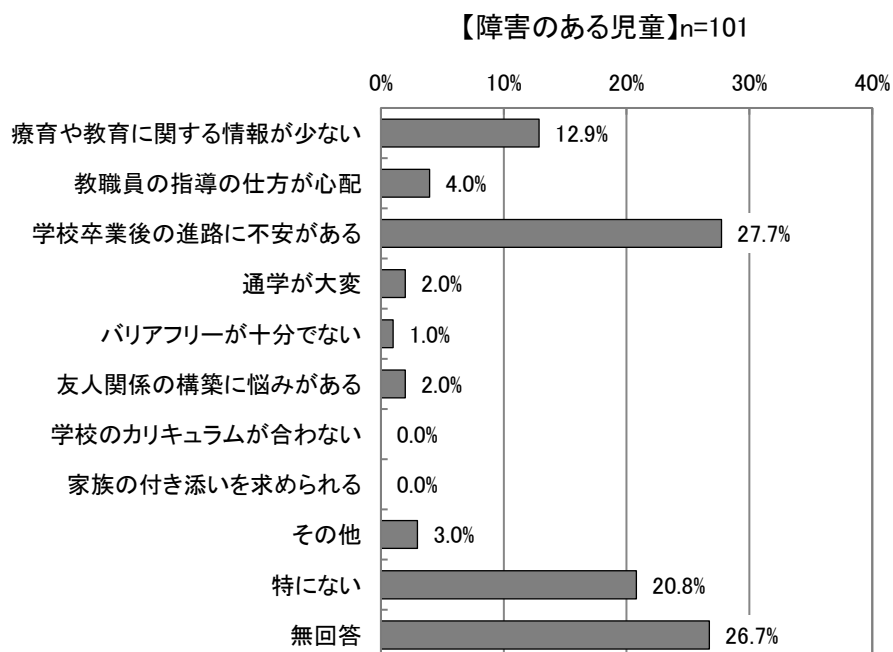


## ⑤障害児教育について

障害児教育については、困りごとがあり、特に学校卒業後の進路への不安を抱いている回答が多くなっています。

## ■教育に関する困りごと（複数回答）

n=人数

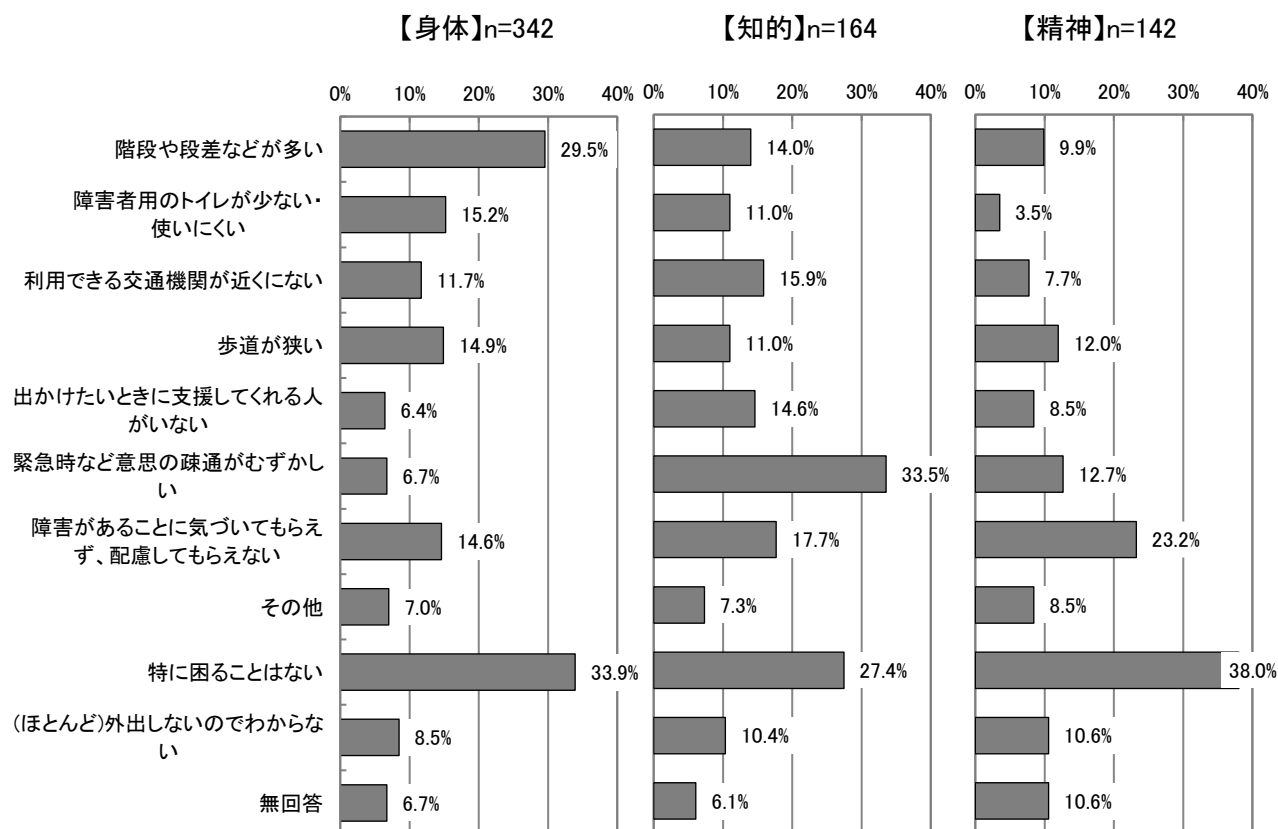


## ⑥外出について（複数回答）

困りごととして、身体障害のある人ではバリアフリーが進んでいないこと、知的障害のある人では意思疎通が困難なこと、精神障害のある人では障害が見えにくいいため配慮してもらえないことがあげられています。

## ■外出する際に困ること（複数回答）

n = 人数



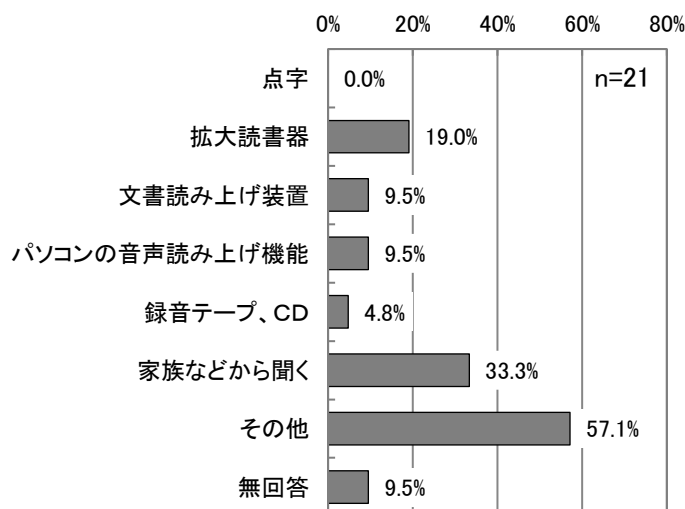
## ⑦情報収集について

視覚障害のある人、聴覚または音声・言語・そしゃく機能障害のある人ともに、家族の支援を受けている傾向が顕著であり、聴覚または音声・言語・そしゃく機能障害者は字幕放送や筆談ボード、手話を使って情報を収集している傾向が大きくなっています。

## ■情報収集の状況（複数回答）

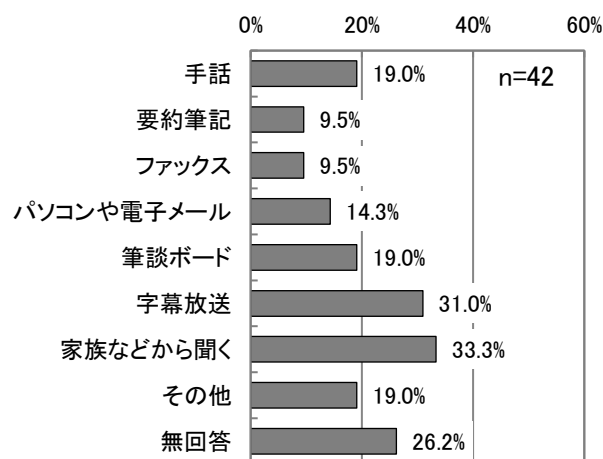
## ①視覚障害のある人

n=人数



## ②聴覚または音声・言語・そしゃく機能障害のある人

n=人数



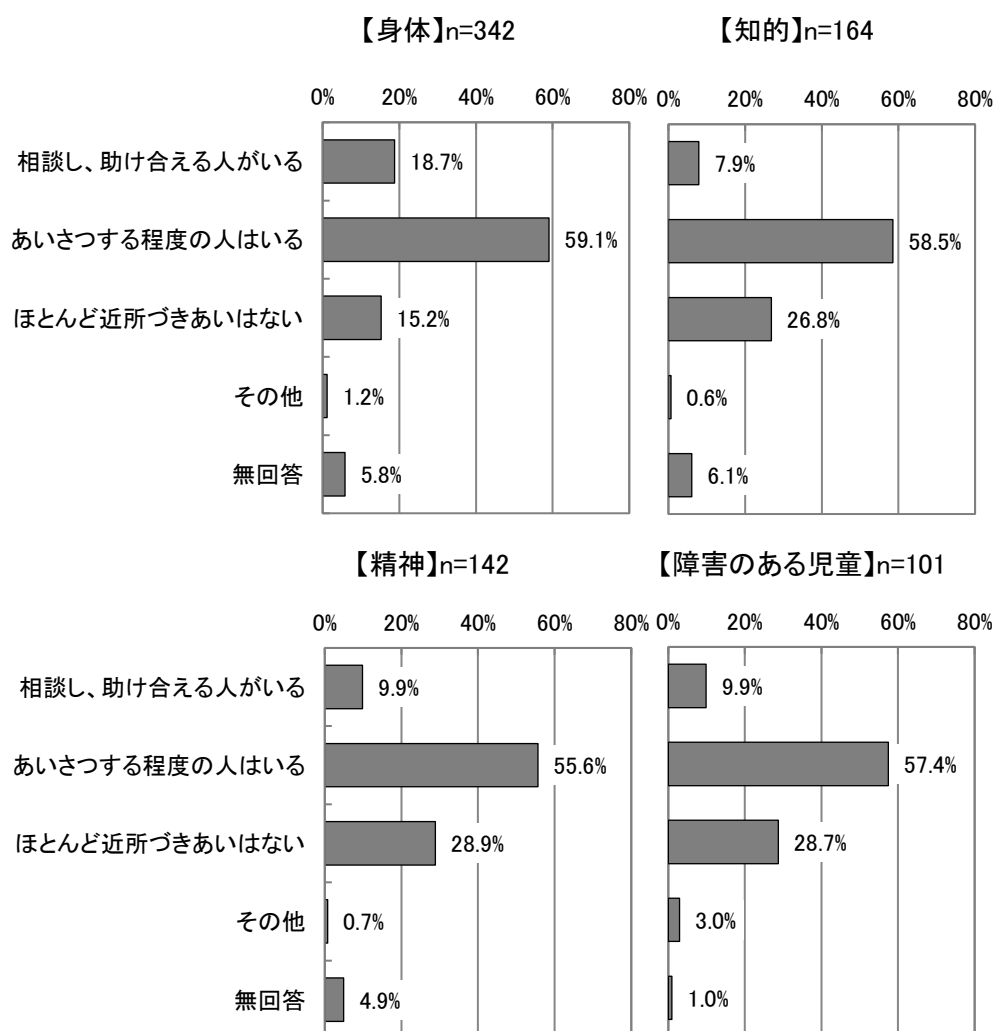
## ⑧コミュニティ・防災対策について

災害時にひとりで避難できる人は、身体障害のある人で約6割、知的障害のある人では約3割、精神障害のある人では約7割、障害のあるこどもで約1割です。知的障害のある人と障害のあるこどもについては、支援者がいれば避難できる人が多くなっています。また、どの障害においても災害時避難支援制度を知らない人や災害時避難行動要支援名簿に登録していない人が多くみられます。

避難が困難な災害時要援護者については、支援者の確保や、安全なところまですぐに避難できないことから避難のための移動手段の確保などが求められます。

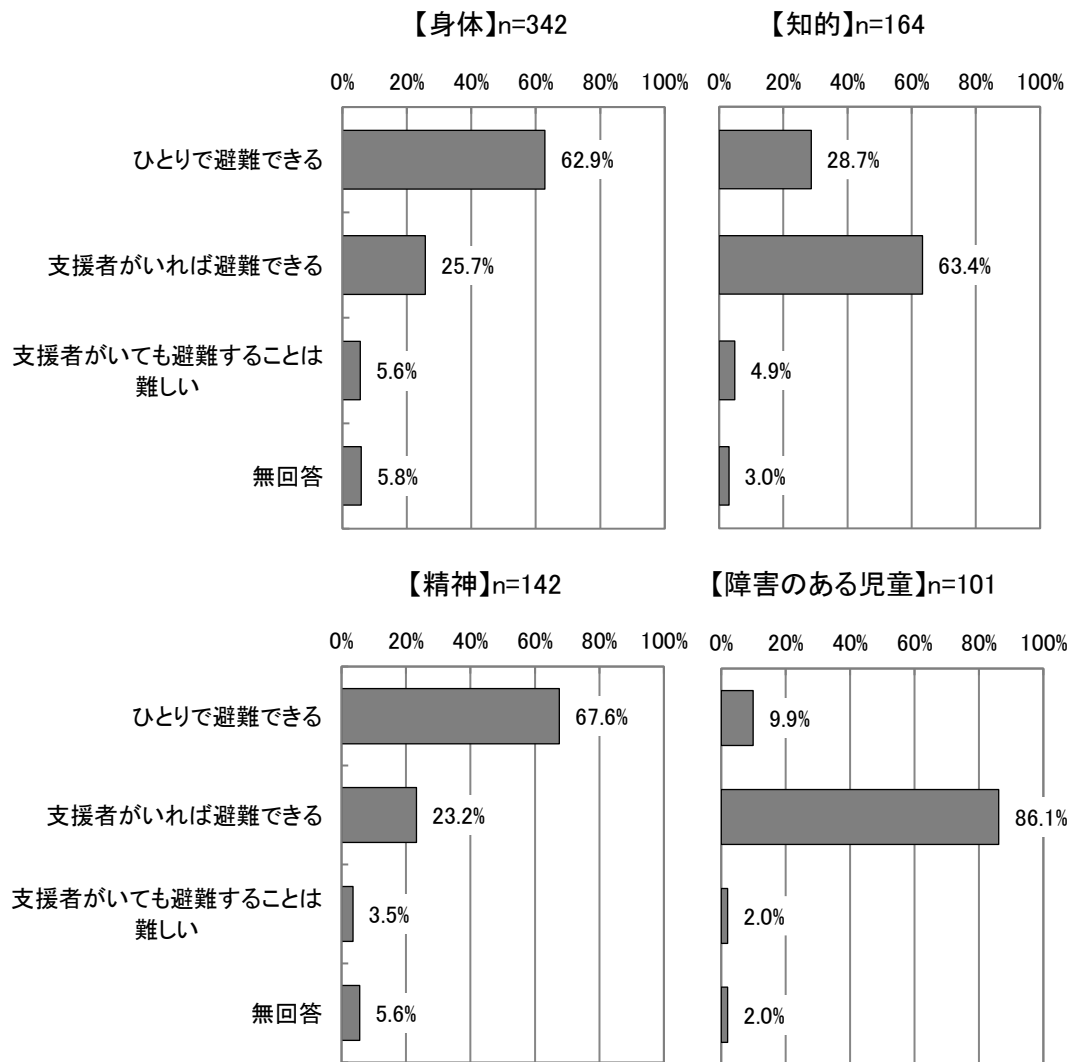
### ■近所づきあい

n=人数



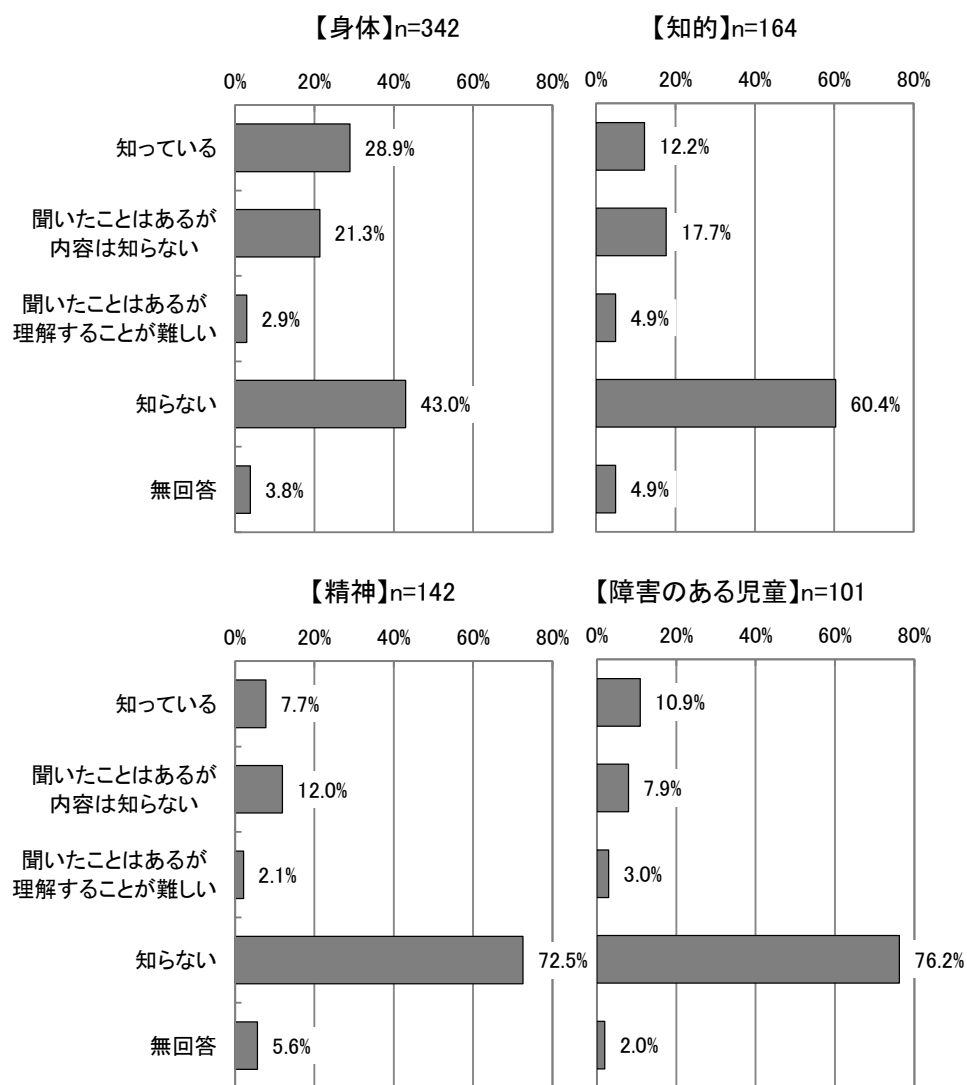
■災害時の避難

n=人数



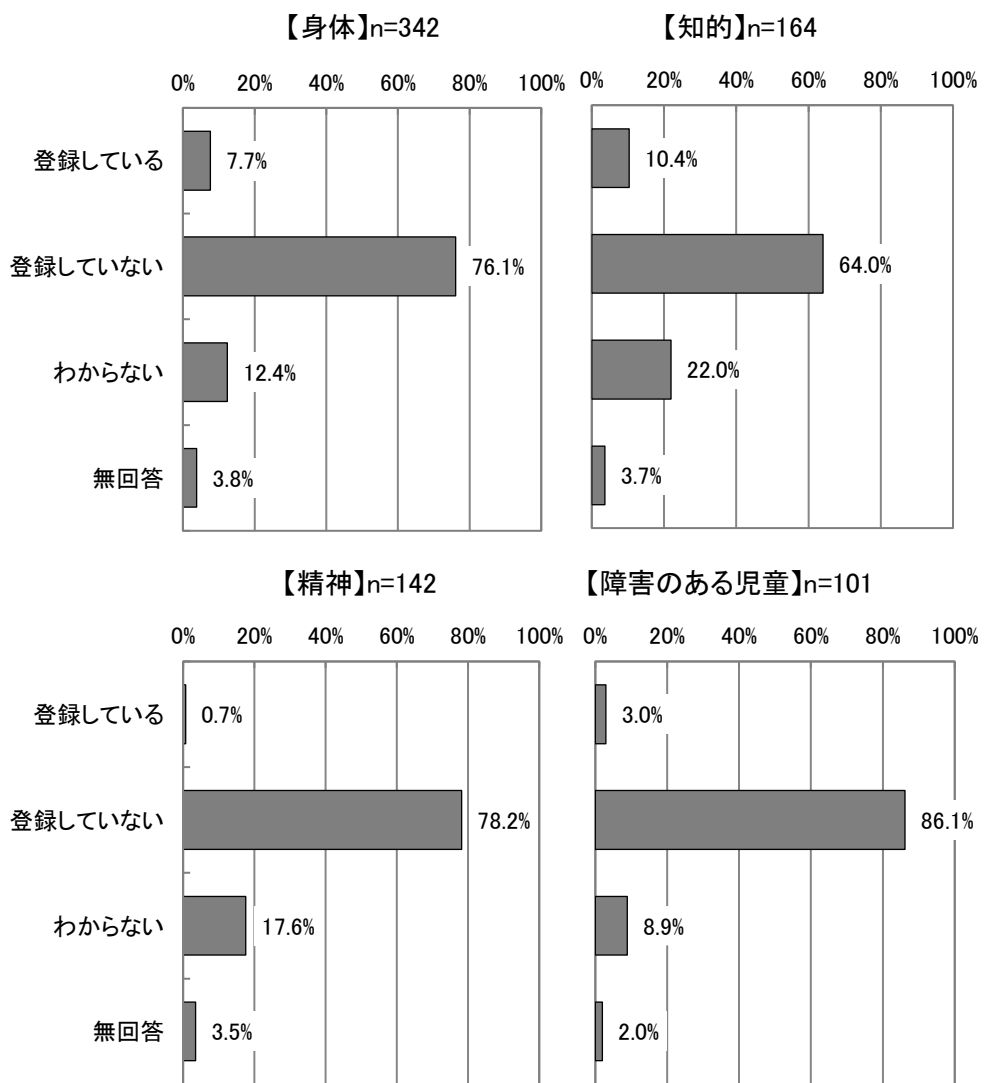
## ■災害時避難支援制度を知っているか

n=人数



■災害時避難行動要支援者名簿に登録しているか

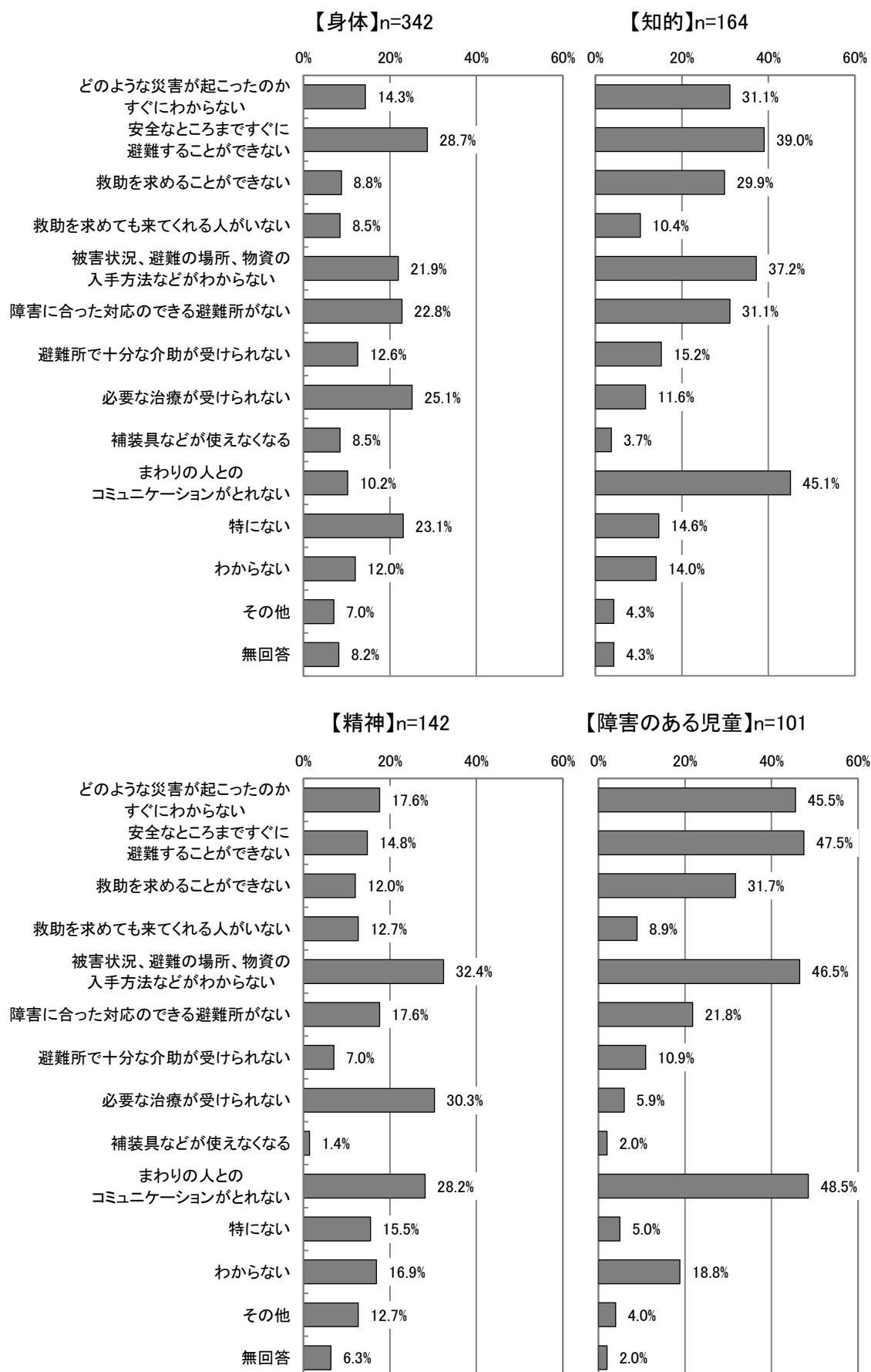
n=人数





## ■災害の際に困ること

n=人数

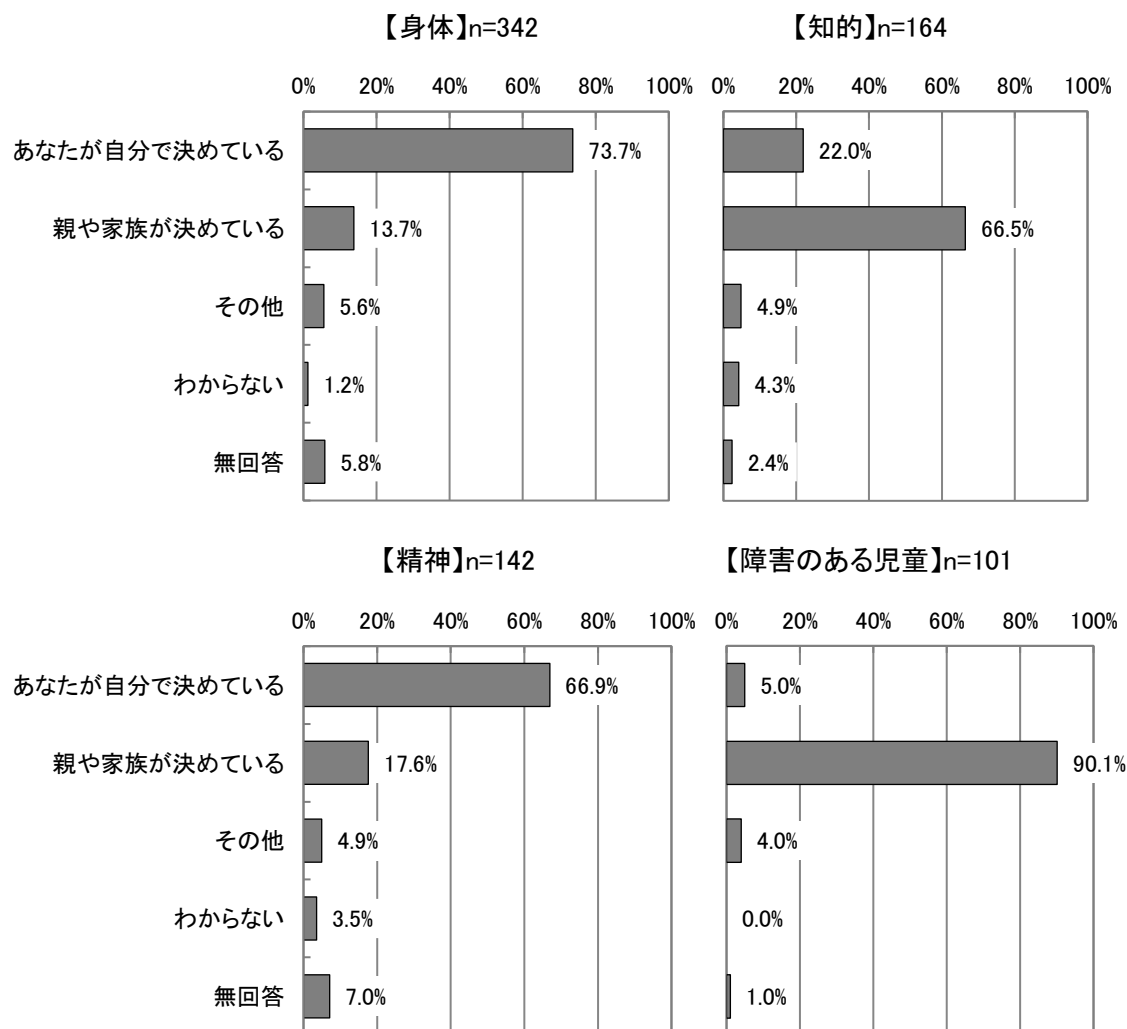


## ⑨意思決定について

身体障害のある人と精神障害のある人の意思決定は自分で決めているとの回答が多く、知的障害のある人及び障害のあるこどもの意思決定は、親や家族が決めているとの回答が多くなっています。

### ■自身の意思決定について

n = 人数



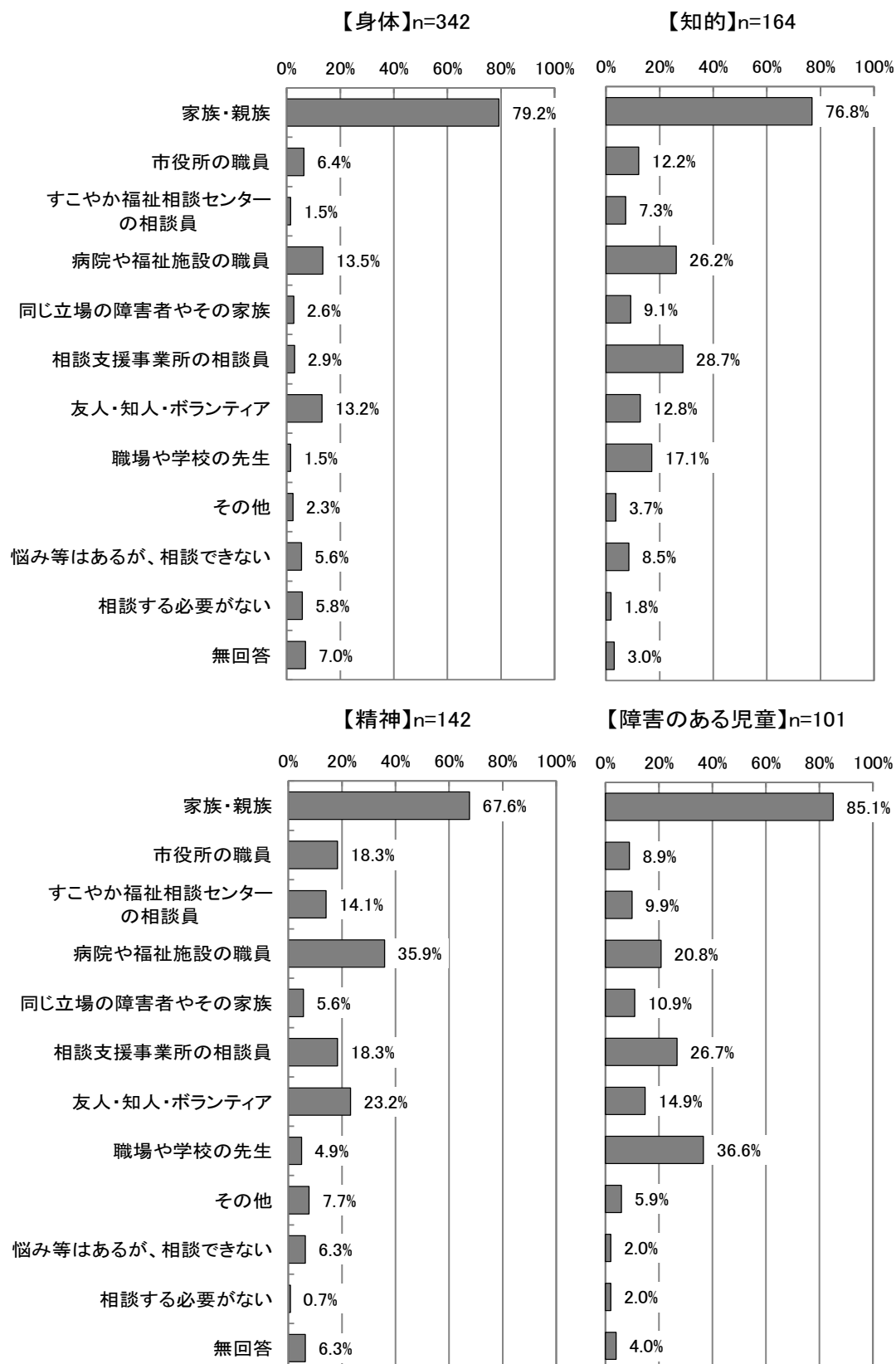
## ⑩相談について

悩みや困りごとは、どの障害も家族や親族が多くなっていますが、病院や福祉施設の職員、相談支援事業所にも相談している状況がうかがえます。

また、障害のあるこどもでは職場や学校の先生が他に比べ多くなっています。

## ■相談相手（複数回答）

n = 人数



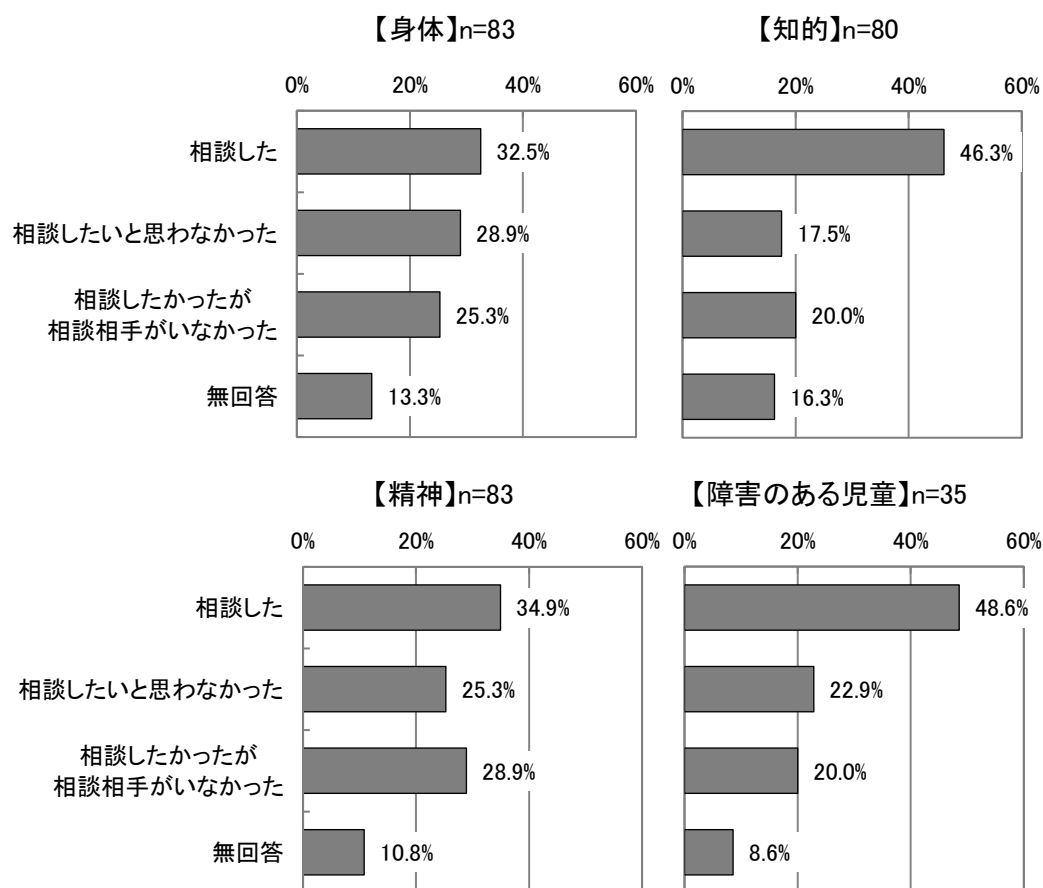
## ⑪施策全般について

## 1) 差別を受けたり嫌な思いをした際の相談の有無

いずれの障害でも「相談した」が3～4割で最も多くなっており、「相談したいと思わなかった」と「相談したかったが相談相手がいなかった」が2～3割でほぼ同じ割合となっています。

## ■差別を受けたり嫌な思いをした際の相談の有無

n=人数



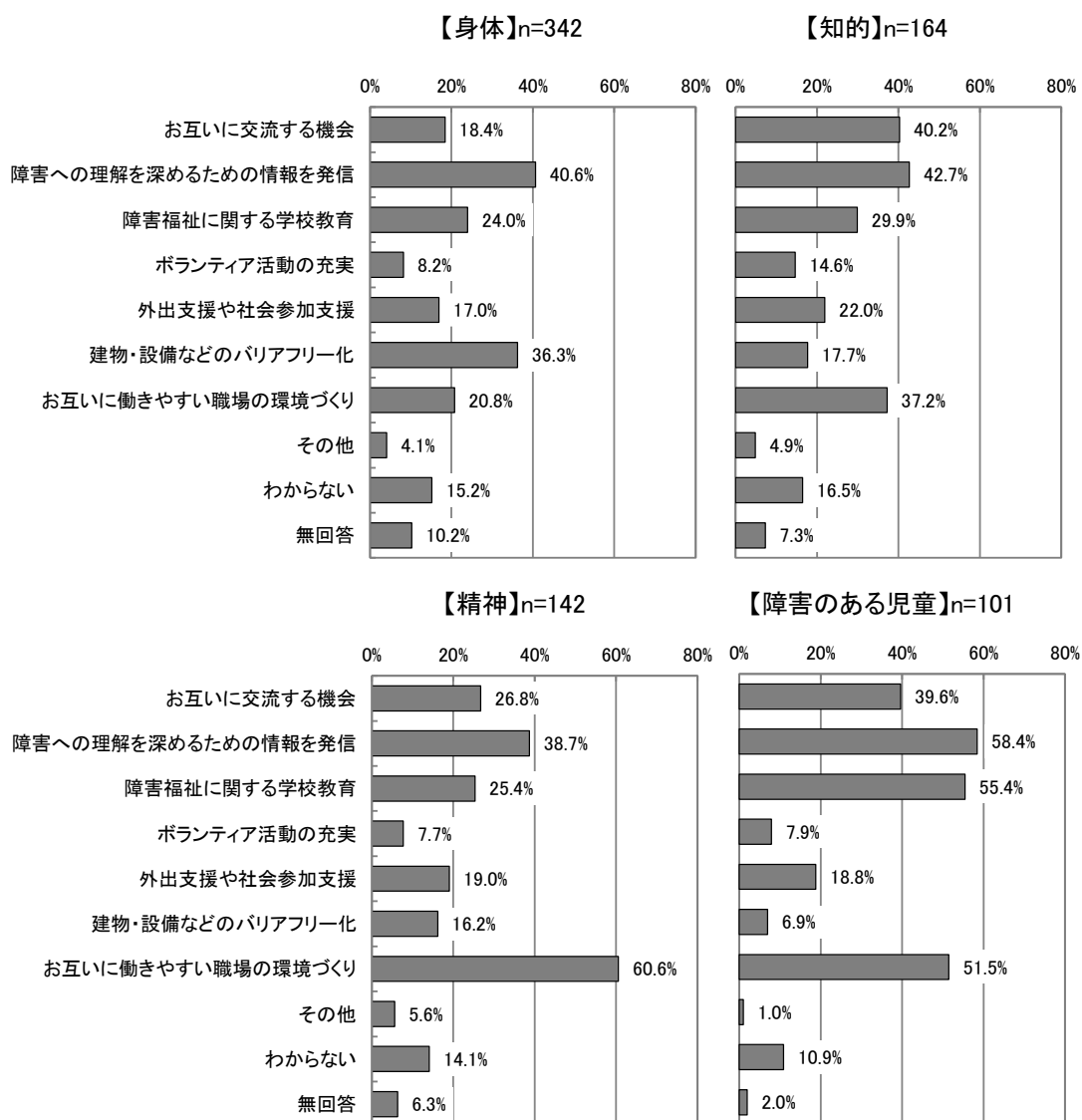
## 2) 共生社会をつくるために

理解促進のための情報発信については、共通して高い結果となっています。身体障害ではバリアフリー環境の整備が求められています。また、知的障害では、お互いに交流する機会が多く、精神障害では、お互いが働きやすい職場の環境づくりが求められ、障害のあるこどもでは、障害福祉に関する学校教育が多くなっています。

障害福祉に関する学校教育（福祉教育）については、各障害においても回答が高くなっています。

### ■ 共生社会に必要なこと（複数回答）

n=人数

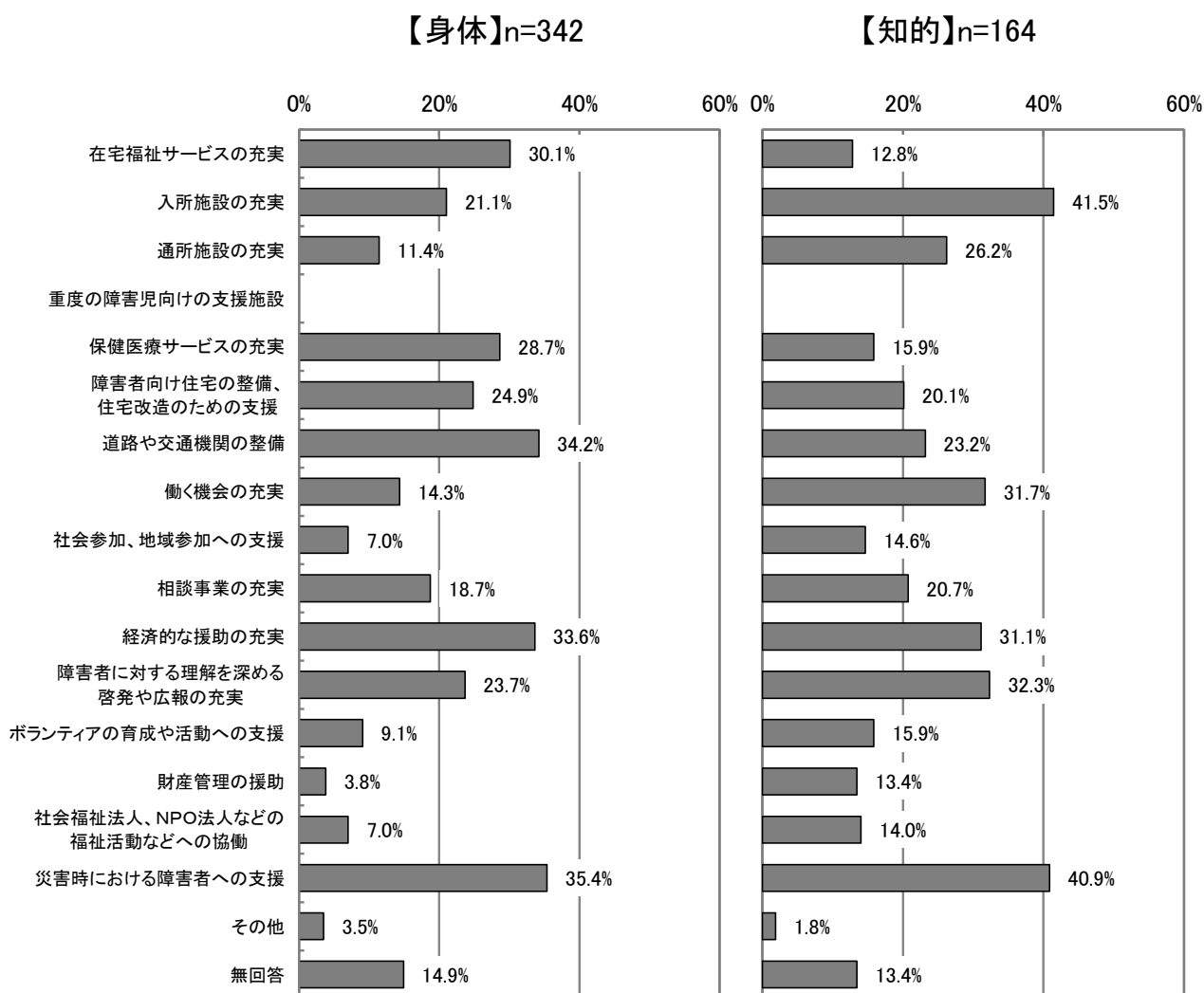


### 3) 市に求める重点施策

身体障害のある人では、災害時における障害者への支援、道路や交通機関の整備、経済的な援助の充実、知的障害のある人では、入所施設の充実、災害時における障害のある人への支援、理解を深める啓発や広報の充実、精神障害のある人では、経済的な援助の充実、働く機会の充実、相談支援の充実、障害のあることでは、理解を深める啓発や広報の充実や通所施設の充実、働く機会の充実と経済的な援助の充実が多くなっています。

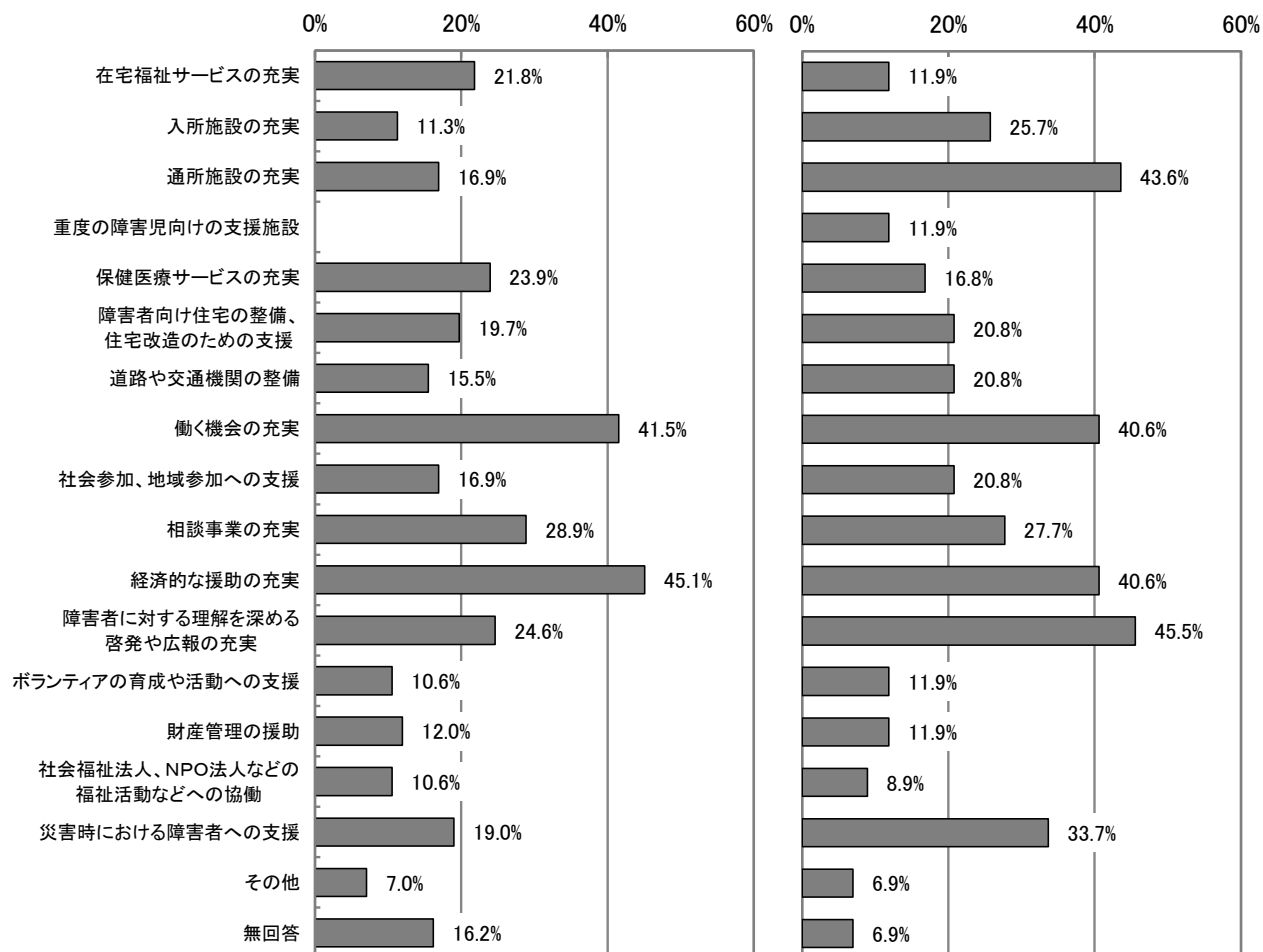
#### ■重点施策（複数回答）

n=人数



【精神】n=142

【障害のある児童】n=101



### (3) 18歳以上の市民へのアンケート結果

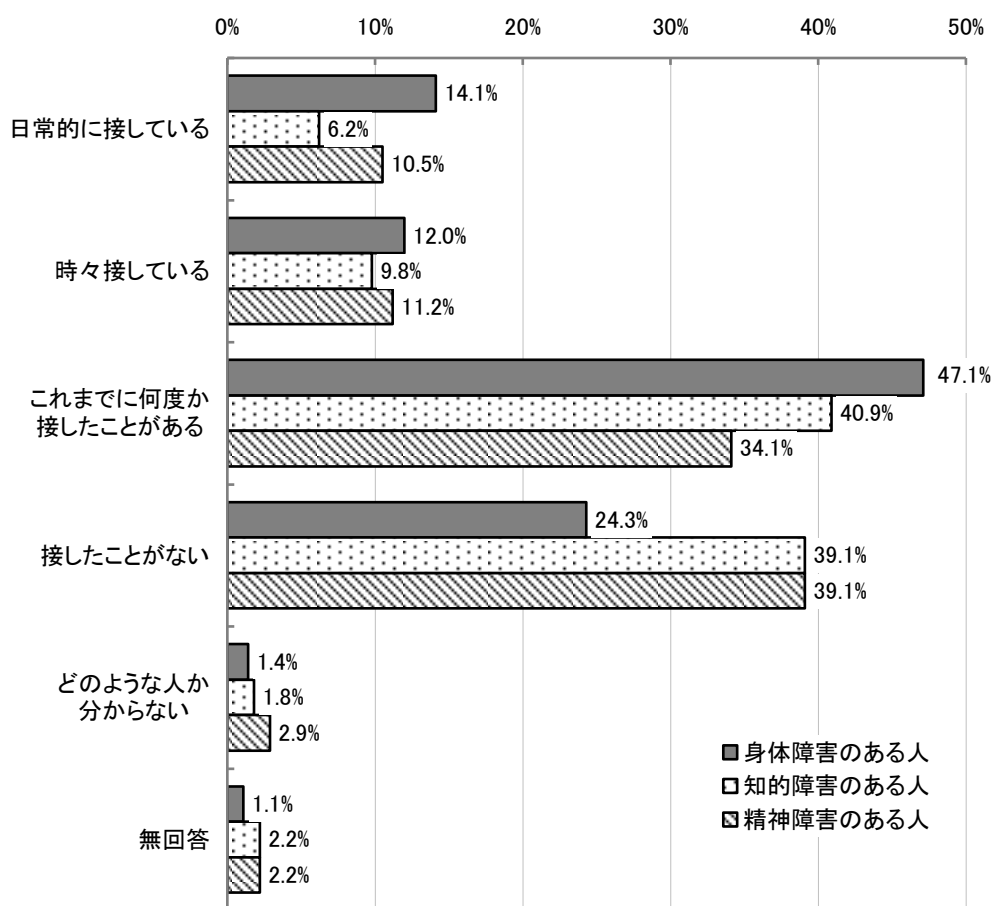
#### ①障害のある人と接した経験等について

知的障害のある人や精神障害のある人は4割が「接したことがない」と回答しています。

職場、外出先学校等で、「障害のある人と接したことがある」という回答が多くなっています。

#### ■障害のある人と接することの有無

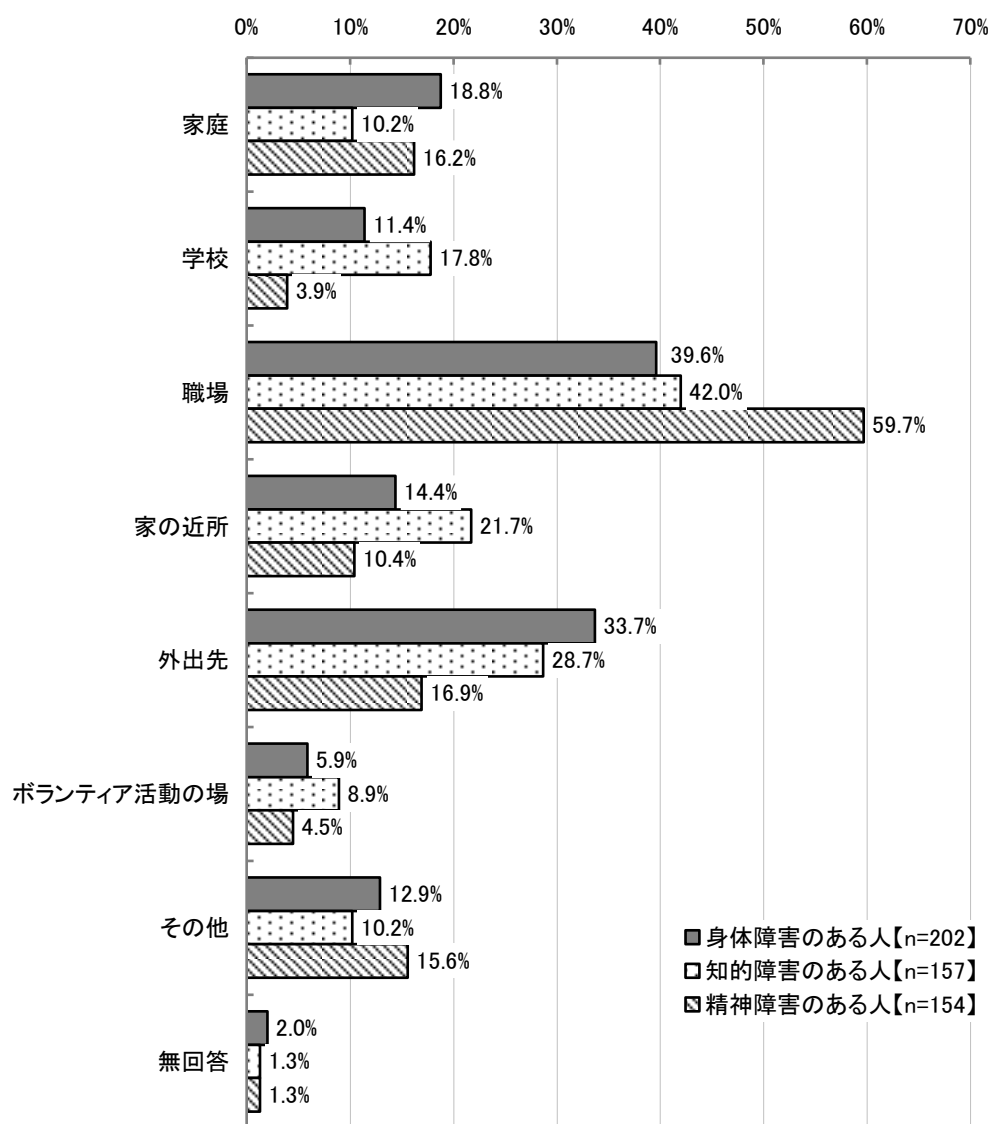
回答者数：247人





## ■障害のある人と接した場所

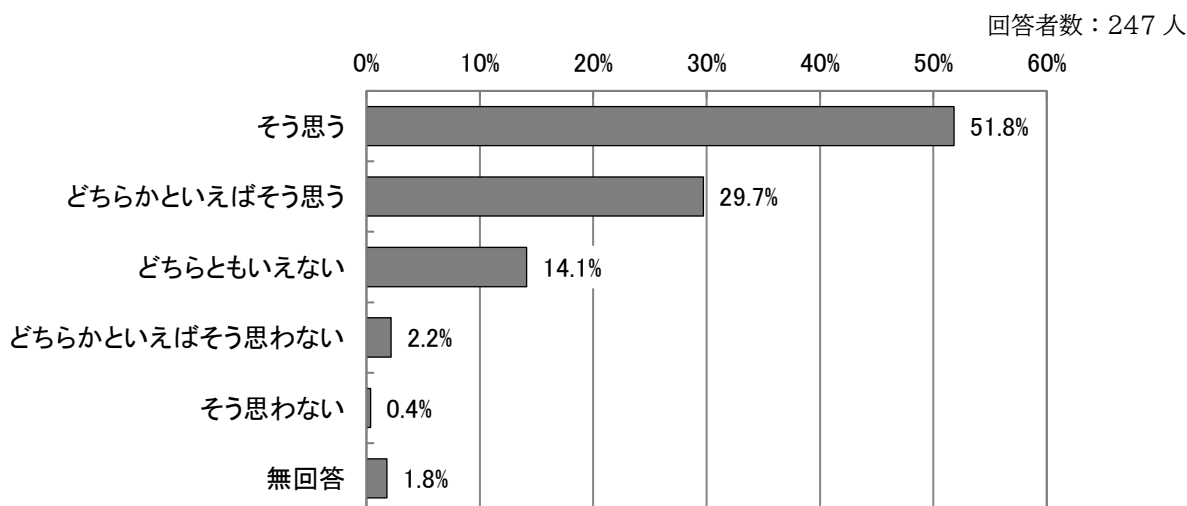
回答者数：247人



## ②障害のある人に対する考えや知識について

「障害のある人もない人も地域で共に暮らす」という考え方については、8割が「そう思う」または「どちらかといえばそう思う」と回答しており、共生社会への理解は高い状況にあります。

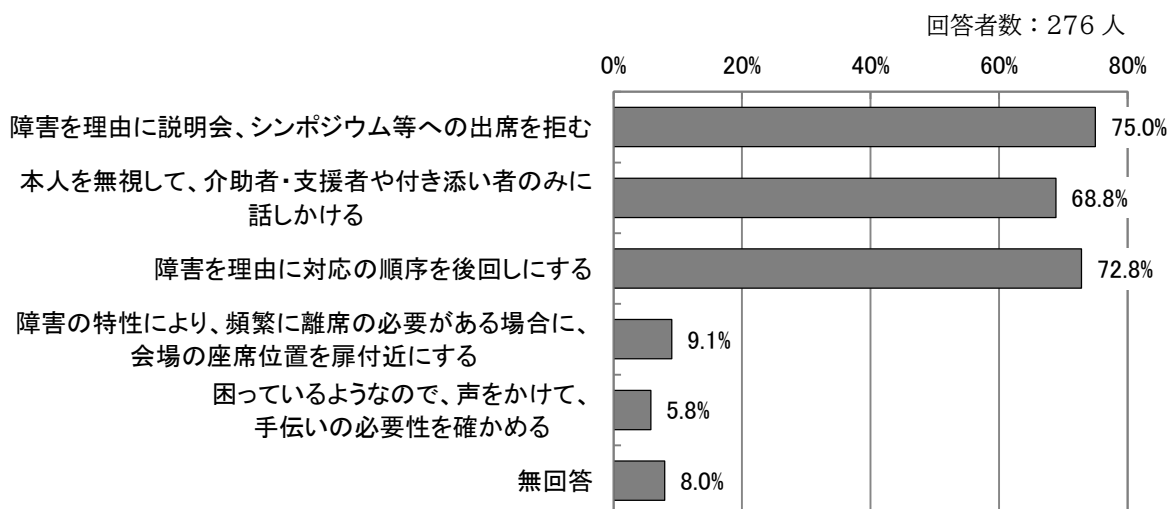
### ■「障害のある人もない人も地域で共に暮らす」という考え方について



## ③差別にあたる行為の認識について

市民の約7割は障害者差別にあたる行為を理解し、約9割が合理的配慮の提供について理解があることが表れています。

### ■障害のある人に対する差別に当たると思うもの

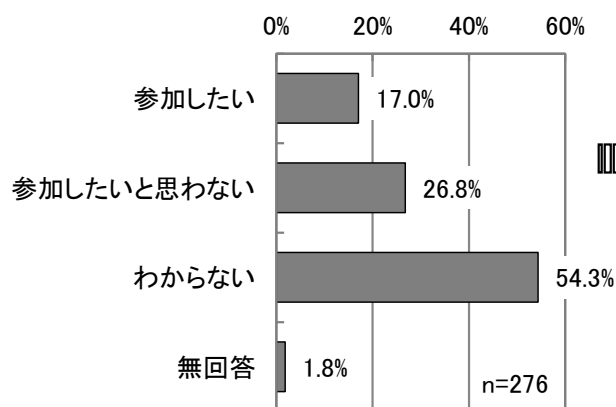


#### ④社会的活動への参加意向について

障害福祉関係のボランティア活動については、「わからない」が約54%、「参加したい」が17%の回答となっています。

#### ■社会的活動への参加意向

回答者数：276人



#### 参加したいボランティアの種類（複数回答）

選択肢	人数
介護支援のボランティア	18
障害者支援のボランティア	22
子ども子育て支援のボランティア	23
災害地支援のボランティア	11
動物愛護支援のボランティア	16
その他	2

#### 参加したくない理由（複数回答）

選択肢	人数
仕事や学校が忙しい	22
健康面に不安がある	21
専門的な技術や知識が無い	24
福祉の専門家に任せるべきだと思う	19
障害福祉に興味・関心が無い	9
その他	9

## 2 策定体制

### 飯能市障害福祉審議会条例

平成26年3月25日

条例第15号

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号。以下「法」という。)第36条第4項の規定に基づき、飯能市障害福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 法第36条第4項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) 市長の諮問に応じ、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項に規定する障害福祉計画及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の20第1項に規定する障害児福祉計画の策定及び変更に関する事項について調査審議すること。

(平30条例7・一部改正)

(組織)

第3条 審議会は、委員16人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 知識経験者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、福祉子ども部障害福祉課において処理する。

(平27条例31・令3条例24・一部改正)

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年条例第31号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年条例第7号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和3年条例第24号)

この条例は、令和4年4月1日から

## 飯能市障害福祉審議会委員名簿

(順不同)

所 属	氏 名	備考
日本社会事業大学	曾根 直樹	会長
医療法人くすのき会	角田 健一	
大森三起子法律事務所	大森 三起子	会長職務代理
社会福祉法人京悠会	岡田 京子	
特定非営利活動法人あおーら	窪寺 朋子	
認定特定非営利活動法人ぬくもり福祉会 たんぼぼ	桑山 和子	
社会福祉法人むさしの福祉会	齋藤 みどり	
社会福祉法人おぶすま福祉会	坂本 美津子	
合同会社悠 にこにこハウス	佐藤 智恵美	
医療法人財団良心会	原 陽 一	
株式会社くみちゃんち	樽澤 久美子	
社会福祉法人飯能市社会福祉協議会	双木 和宏	
飯能市聴覚障害者の会	神山 秀昭	
ピアサポートグループみなくる倶楽部	小島 崇幸	
障害児と家族の会 轍	西澤 元	
飯能市手をつなぐ育成会	吉岡 かおる	

### 3 策定経過

年 月	内 容
令和4年 11月	○障害者計画等の策定に係るアンケートの実施
12月～	○障害児者等関係団体ヒアリングの実施
令和5年 3月	○飯能市相談支援連絡会で地域課題に関するヒアリング実施
5月	○現行計画の進捗状況調査の実施
7月	○第1回庁内策定委員会の開催 ○第1回障害者支援協議会の開催 ○第1回障害福祉審議会の開催（計画骨子の検討）
8月	○庁内関係各課ヒアリングの実施 ○第2回庁内策定委員会の開催 ○第2回障害者支援協議会の開催
9月	○第2回障害福祉審議会の開催（諮問、障害者計画素案の検討）
10月	○第3回障害福祉審議会の開催（障害福祉計画、障害児福祉計画素案の検討）
11月	○第3回庁内策定委員会の開催 ○第3回障害者支援協議会の開催
令和6年 1月	○パブリックコメントの実施（1月5日～1月18日） ○第4回障害福祉審議会の開催（答申） ○議会基本条例第9条第2項に基づく協議
2月	○市議会全員協議会へ報告
3月	○計画策定

---

第5次 飯能市障害者計画  
第7期 飯能市障害福祉計画  
第3期 飯能市障害児福祉計画

令和6年3月策定

発行 飯能市  
編集 飯能市福祉子ども部障害福祉課  
〒357-8501 埼玉県飯能市大字双柳1番地の1  
電話 042-973-2111 (代) / Fax 042-986-5074  
ホームページ: <https://www.city.hanno.lg.jp>  
E-mail: [syoufuku@city.hanno.lg.jp](mailto:syoufuku@city.hanno.lg.jp)

---